苛性ソーダ	罐入	五一七封度	一箇	三五・〇	二〇	二七・〇	一八・〇	五一七封度ハ約二三五瓩ナリ			
同	同	七〇〇封度	同	三七・七	二〇	三七・八	二五・二	七〇〇封度ハ約三一八瓩ナリ			
ソーダ灰	袋入	二二四封度	同	七・五	二〇	一〇・二	六・八	二二四封度ハ約一〇二瓩ナリ			
◎諸品											
食料罐詰、罎詰類	箱入	一〇〇斤	〇・〇三立方米	二・〇	二〇	一・四	〇・九	一〇〇斤ハ六〇瓩ナリ			
板硝子	同	三〇瓩	一箇	四・〇	二〇	六・〇	四・〇				
食鹽	叺入		同	三・三	二〇	二・〇	一・四				
葉煙草	梱包又ハ箱入	六貫	同	一一・〇	二〇	三・一	二・一	六貫ハ約二三瓩ナリ			
同	樽入		一〇〇瓩	三五・〇	二〇	一三・二	八・八				
ゴム原料	箱入又ハ布包	二二四封度	〇・〇三立方米	二・〇	二〇			二二四封度ハ約一〇二瓩ナリ			
同	同		一箇			九・〇	六・〇	同			
セメント	袋入	五〇瓩	同	三・〇	二〇	二・八	一・八				
同	樽入	一七〇瓩	同	一一・〇	二〇	九・六	六・四				

イ　(一)、(二)又ハ(三)ノ表中ニ品目ノ掲記ナキ貨物ニ對スル料金ハ夫々(一)、(二)又ハ(三)ノ表中ノ類似品目ニ依ル

ロ　危險品ノ品目ハ左表ノ通ニ付之ニ該當スルモノニ對シテハ左ノ從價率ヲ適用ス

(一)　笹島驛ノ分(一期ニ付)

A級　繊物類、糸及同原料、棉花　萬分ノ五

其ノ他　萬分ノ六

B級　繊物類、糸及同原料、棉花　萬分ノ六

其ノ他　萬分ノ七

(二)　梅田驛ノ分(一期ニ付)

A級　萬分ノ六

B級　萬分ノ七

(三)　秋葉原驛ノ分(一箇月ニ付)

A級　萬分ノ二十四

B級　萬分ノ二十八

危險品品目

A級

經木

棉花(壓搾角俵ノ朝鮮棉花)
同(鐵帶締ニアラザルモ完全ニ壓搾セラレタル丸俵米國棉花)
同(壓搾鐵帶締ノモノ)
ガンニーバッグ(同上)
大麻(同上)
黄麻(同上)
食用油類(罎詰ノモノハ普通品トス)
ウイスキー、ジン、ブランデーノ如キ酒類(總テ小賣用罎詰ノモノハ普通品トス)
麥桿眞田、其ノ他藁製品(疊表、葦蓆及麥桿帽子ハ普通品トス)
其ノ他上記品目ト其ノ危險程度類似ノモノ

B級

人造絹糸(醋酸纖維素法、酸化銅アンモニア法及ビスコース法ニ依リタルモノハ普通品トス)
アスファルト
アスファルトフエルト屋根材料、タルク上塗屋根材料
竹皮
骨炭
樟腦及龍腦
セルロイド玩具及其ノ他ノ細工品
ザイロナイト玩具及其ノ他ノ細工品
木炭(粉狀ナルト否トヲ問ハズ)
棉花(壓搾鐵帶締ニ非ザルモノ)
ガンニーバッグ(同上)
大麻(同上)
黄麻(同上)
油煙其ノ他ノ炭素末
石灰
鑛物性蠟類(オゾケライト、固形パラフイン、セレシンノ類)
ナフタリン
各種ノ油類(食用油類ニシテ罎詰ノモノハ普通品其ノ他ハA級トシ又攝氏六十六度以下ニ於テ可燃性瓦斯ヲ發散スル油類ハ取扱ハズ)
ペイント(液狀)
ワニス引紙類及其ノ製品
寫眞用フイルム(小型映寫機用罐入完全フイルムースローバアニング、フイルムーハ普通品トシ、活動寫眞用フイルムニシテ罐入ニ非ザルモノハ取扱ハズ)
赤燐
樹脂(粉狀合成樹脂ヲ含ム)
智利硝石
硫黄
硫化染料、硫化顔料(金屬製容器内ニ密封セラレ且「百分ノ十以上ノ無機弱鹽類ヲ含有ス」トノ製造者ノ證明紙ヲ貼付スル染料及顔料ハ普通品トス)
牛脂、バター其ノ他脂肪及グリース
タール
ワニス(スピリツトワニスハ取扱ハズ)
各種植物纖維(カポック、エスパルト、棕櫚、藁其ノ他草類ヲ含

ムモ系瓜及煙草ハ普通品トス）

各種屑物（蜜蝋、マンゴー、ショデーヲ含ムモ生糸屑物ハ普通品トス）

鉋屑、木毛（マキセルシヤー）ノ類

マグネシウム（棒狀又ハ塊狀以外ノモノ及過酸化マグネシアハ取扱ハス）

其ノ他上記品目ト其ノ危險程度類似ノモノ

過酸化水素水（過酸化物ノ含有量百分ノ六ヲ超エ百分ノ四十以下ノモノニ限ル、過酸化物ノ含有量百分ノ六以下ノモノハ普通品トス）

ハ　類似品目ナキトキハ臨時ノ約束ニ依ル

ニ　貨物ノ單量ガ(一)、(二)又ハ(三)ノ表ニ掲グル單量ト著シク異ナルトキハ其ノ割合ニ應ジ料金率ヲ增減ス

二　證券手數料

イ　笹島驛　新證券一通ニ付　十五錢

ロ　梅田驛　同　同　二十錢

ハ　秋葉原驛　同　同　同

三　貨物留置料

イ　第一期　一時間迄二十四時間迄毎ニ　二十五錢

ロ　第二期　同　同　五十錢

貨物留置ノ全時間ニ對シ之ヲ計算スルモノトシ、第一期ハ最初ノ百二十時間第二期ハ其ノ後ノ時間トシ、累加式計算法ニ依ル

四　遲滯料

倉敷料又ハ貨庫料ノ二倍ニ相當スル額

遲滯料ノ計算時間ハ左ノ時ヨリ之ヲ起算ス

イ　第十一條、第二十六條第一項又ハ第五十二條第一項ノ場合ハ受託拒絕又ハ契約終了ノ時ヨリ

ロ　第二十七條ノ場合ハ指定ノ搬出期限經過ノ時ヨリ

五　著後寄託貨物入庫料（實重量百瓩迄毎ニ）

イ　笹島驛ノ分

綿糸	七錢
綿織物	九錢
ボール紙、新聞用捲取紙、印刷紙	八錢五厘
其ノ他ノ紙及加工紙	十錢
米	五錢八厘
砂糖	六錢五厘
棉花（機械締ノモノ）	八錢五厘

ロ　梅田驛ノ分

綿絲	七錢
綿織物	九錢
ボール紙、新聞用捲取紙、印刷紙	八錢五厘
其ノ他ノ紙及加工紙	十錢
米	六錢

ハ　秋葉原驛ノ分

綿絲	十錢

黃ボール紙	八錢五厘
其ノ他ノ紙及加工紙	十錢
米	六錢

六　受寄物運送貨物出庫料（實重量百瓩迄毎ニ）

イ　笹島驛ノ分

綿糸、綿織物、紙及加工紙、米、砂糖、棉花（機械締ノモノ）	前號ノ入庫料ト同額
其ノ他	八錢

ロ　梅田驛ノ分

綿絲、綿織物、紙及加工紙、米	前號ノ入庫料ト同額
其ノ他	十錢

ハ　秋葉原驛ノ分

綿絲	前號ノ入庫料ニ一錢ヲ加算セル額
紙及加工紙、米	同
其ノ他	十錢

七　著後寄託取消手數料

貨物及關係書類	發送前	一回ニ付　五十錢
同	發送後	同　二圓

八　貨庫料

一平方米一箇月ニ付　一圓二十五錢

●倉庫營業開始停車場

（昭和六年九月八日鐵道省告示第二百三十七號）

昭和六年十月一日ヨリ東北本線秋葉原停車場ニ於テ倉庫營業ヲ開始ス

（昭和八年九月一日鐵道省告示第三百九十六號）

昭和八年十月一日ヨリ東海道本線名古屋停車場ニ於テ鐵道倉庫營業ヲ開始ス

（昭和十一年三月十六日鐵道省告示第七十九號）

昭和十一年四月一日ヨリ東海道本線梅田停車場ニ於テ鐵道倉庫營業ヲ開始ス

第二七四號

●日滿支連絡運輸規則

（昭和十五年八月三十一日　鐵道省告示第百九十四號）

日滿支連絡運輸規則左ノ通定メ昭和十五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

日滿支連絡運輸規則（略ス）

●シベリヤ經由亞歐旅客及手荷物連絡運輸規則

（昭和九年五月三十日　鐵道省告示第二百二十二號）

【沿革】略ス

シベリヤ經由亞歐旅客及手荷物連絡運輸規則左ノ通定メ昭和九年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二年六月鐵道省告示第百二十九號シベリヤ經由亞歐旅客及手荷物連絡運輸規則竝ニ昭和二年七月鐵道省告示第百四九十號シベリヤ經由亞歐旅客及手荷物連絡運輸規則施行期日ノ件ハ之ヲ廢止ス

シベリヤ經由亞歐旅客及手荷物連絡運輸規則

（本文略ス）

●シベリヤ經由亞歐小荷物連絡運輸規則

（昭和六年十月三十日　鐵道省告示第三百二十四號）

【沿革】略ス

シベリヤ經由亞歐小荷物連絡運輸規則左ノ通定メ昭和六年十一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

シベリヤ經由亞歐小荷物連絡運輸規則

（本文略ス）

●シベリヤ經由亞歐貨物連絡運送規則

（昭和六年十一月二日　鐵道省告示第三百二十七號）

【沿革】　略ス

シベリヤ經由亞歐貨物連絡運送規則左ノ通定メ昭和六年十一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

シベリヤ經由亞歐貨物連絡運送規則

（本文略ス）

●火藥類鐵道運送規程

（昭和十四年五月二十七日　鐵道省令第二號）

火藥類鐵道運送規程左ノ通定ム

火藥類鐵道運送規程

第一條　鐵道ニ依リ火藥類ヲ運送スル場合（航路ヲ介シ鐵道連絡ノ爲貨車積ノ儘船舶ニ依リ運送スル場合ヲ含ム）ハ本規程ニ依ル

第二條　本規程ニ於テ火藥類トハ左ニ揭グル火藥、爆藥及火工品ヲ謂フ

甲　種

火　藥

硝酸鹽類ヲ主トスル有煙火藥

爆　藥

一　點火點爆藥

イ　雷酸鹽ノ類（雷汞）

ロ　起爆ノ用途ニ供スル窒化物ノ類（窒化鉛）

ハ　其ノ他

二　ニトログリセリン又ハ之ヲ主トスル爆發藥（各種ダイナマイトノ類）

三　鹽素酸鹽ヲ主トスル爆發藥

四　ニトロマンニツト。四硝酸ペンタエリスリツト。硝酸澱粉

五　其ノ他

火工品

火藥又ハ爆藥ヲ裝塡シタル火工品但シ玩具用普通火工品ヲ除ク

乙　種

火　藥

一　無煙火藥

二　濕藥（箱内ノ火藥ヲ爆發ノ危險ナキニ至ル迄充分濕潤ノ上箱ヲ密閉シ該箱ノ上ニ濕藥ト明記シタルモノ）

爆　藥

一　爆發ノ用途ニ供スル棉火藥又ハ之ヲ主トスル混和物

二　爆藥ノ用途ニ供スル芳香系列ノ硝化物（ニロトベンゾール、ニトロナフタリン、ニトロトルオール、ピクリン酸及テトリールノ類）又ハ之ヲ主トスル混和物

三　硝酸アンモン又ハ過鹽素酸鹽ヲ主トスル爆藥中ニトログリセリン又ハニトロセルロースヲ含有セザルモノ

四　硝酸アンモンヲ主トスル爆藥中ニトログリセリン又ハニトロセルロースヲ含有スルモ其ノ含有總量百分ノ六ヲ超エザルモノ

五　濕藥（箱内ノ爆藥ヲ爆發ノ危險ナキニ至ル迄充分濕潤ノ上箱ヲ密閉シ該箱ノ上ニ濕藥ト明記シタルモノ）

六　トリメチレントリニトロアミン

火工品

一　藥筒。藥包。彈藥筒

二　火藥又ハ爆藥ヲ裝塡シタル彈丸、爆彈又ハ水雷

三　銃用實包。銃用空包。火藥類ヲ裝塡セザル雷管附又ハ爆管附藥莢

四　雷管。信管。爆管。門管

五　速燃導火線。緩燃導火線。電氣導火線。導爆線

六　信號用雷管。煙火

七　信號青焰。信號紅焰。星火ヲ發スル榴彈（一箱ノ内容十二箇以下ニ限ル）。火箭（一箱ノ内容六箇以下ニ限ル）。救命索發射器用ロケツト

點火點爆藥類ヲ附シタル爆藥、ニトログリセリン及乾燥セル起爆藥（雷汞窒化鉛ノ類）ハ鐵道ニ依リ運送スルコトヲ得ズ

第三條　火藥類ノ荷送人ハ少クトモ二十四時間前ニ發送停車場ニ運送ヲ申込ミ其ノ承諾ヲ求ムベシ

第四條　火藥類ノ受授ハ貨物掛又ハ驛長ノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ

火藥類搬出入ノ日時、場所、方法及火藥類ノ積卸ニ關シテハ前項ノ係員ノ指示ニ從フベシ

第五條　左ニ揭グル火藥類ニシテ各下記ノ數量ヲ超過スル場合又ハ左ニ揭ゲザル火工品ニシテ其ノ原料タル火藥又ハ爆藥ガ各下記ノ數量ヲ超過スル場合前條ノ鐵道係員ハ火藥類運搬許可證ヲ檢閲スベシ但シ雷管附藥莢、緩燃導火線、煙火、信號青焰、信號紅焰、星火ヲ發スル榴彈、火箭及救命索發射器用ロケツト竝ニ第二條ノ甲種ノ爆藥第四號及乙種ノ爆藥第六號ニ揭グル火藥類ハ此ノ限ニ在ラズ

第二五五號

一　火　藥　四十五瓩

二　爆　藥　十一瓩二百五十瓦

三　銃用實包　三萬箇

四　銃用空包　三萬箇

五　銃用雷管　十萬箇

六　工業用雷管　一萬箇

七　信管、爆管、門管　三萬箇

第六條　火藥類ハ別表ノ定ムル所ニ依リ包裝ヲ爲スベシ但シ輸入シタル火藥類ノ包裝ニシテ其ノ安全度ガ別表ニ定ムルモノト同等以上ノモノ及軍衙ノ託送ニ係ルモノニシテ當該軍衙所定ノ包裝ヲ爲シタルモノハ其ノ包裝ニ依ルコトヲ得

第七條　火藥類ハ其ノ包裝ノ外部見易キ箇所ニ火藥、爆藥又ハ火工品ト赤書シ又ハ赤書シタル標札ヲ附シ且轉輾セシムベカラザルモノニ在リテハ其ノ旨ヲ明記スベシ

第八條　一車ヲ專用シテ積載スベキ火藥類ノ運送ヲ引受ケタルトキハ鐵道ハ荷送人ニ對シ附添人ヲ要求スルコトヲ得

附添人ハ火藥類ヲ積載シタル貨車ニ乘車スルコトヲ得ズ

第九條　火藥類ハ有蓋貨車ヲ以テ運送スベシ但シ已ムヲ得ザル事由アルトキニ限リ鐵道大臣ノ許可ヲ受ケ無蓋貨車ヲ使用スルコトヲ得

火藥類ヲ積載スベキ貨車ハ危險防止ノ爲嚴重ニ檢査ヲ爲スベシ

貨車内部ノ火藥類ヲ積載スベキ位置及其ノ附近ノ鐵類ハ木板、革、布又ハ莚ノ類ヲ以テ之ヲ覆フベシ但シ之等ノ材料ヲ以テ火藥類ヲ覆ヒタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十條　火藥類ハ摩擦、動搖、衝突、顚落又ハ轉轢セザル樣積載スベシ

第十一條　火藥類ノ積載重量ハ貨車積載定量ノ三分ノ二ヲ超過スルコトヲ得ズ

第十二條　二種類以上ノ火藥類ヲ同一貨車ニ積載スルトキハ左ノ各號ノ火藥類毎ニ相當ノ間隔ヲ保タシメ又ハ木板、革、布若ハ莚ノ類ヲ以テ厚十糎以上ノ隔離層ヲ設クベシ

一　有煙火藥、有煙火藥ヲ裝塡シタル銃用實包、銃用空包及有煙火藥ノミヲ裝塡シタル其ノ他ノ火工品竝ニ硝酸鹽、鹽素酸鹽若ハ過鹽素酸鹽ヲ主トスル爆藥ニシテ有機硝化物ヲ含有セザルモノ

二　無煙火藥、無煙火藥ヲ裝塡シタル銃用實包、銃用空包及無煙火藥ノミヲ裝塡シタル其ノ他ノ火工品

三　爆藥（第一號ノ爆藥ヲ含ム）

四　火工品（第一號及第二號ノ火工品ヲ含ム）

第十三條　火藥類ハ之ヲ他ノ貨物ト同一貨車ニ混載スルコトヲ得ズ但シ左ニ揭グル火藥類ハ各號ノモノ二種以下ニ限リ第二項ニ定ムル條件ヲ具備スル貨物ト混載スルコトヲ得此ノ場合第一號乃至第三號ノ火藥類ニシテ各號ノ一ノミノトキハ各下記數量ノ二倍迄積載スルコトヲ得

一　甲種ノ火藥　四十五瓩以下ノモノ

二　甲種ノ爆藥　十一瓩二百五十瓦以下ノモノ

三　甲種ノ火工品　其ノ原料タル甲種、乙種ノ火藥若ハ乙種ノ爆藥ガ四百五十三ノ三十七ノ二十二

十五瓩以下ノモノ又ハ甲種ノ爆藥ガ十一瓩二百五十瓦以下ノモノ

四　乙種ノ火藥類　前項但書ノ規定ニ依リ火藥類ト混載シ得ル他ノ貨物ハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス此ノ場合火藥類ハ他ノ貨物ト相當ノ間隔ヲ保タシメ又ハ木板、革、布若ハ莚ノ類ヲ以テ厚十糎以上ノ隔離層ヲ設ケ且脱落セザル樣緊密ニ積載スベシ

一　容易ニ燃燒シ、自然發火シ、腐蝕シ又ハ爆發ノ誘因トナルベキ虞ナキモノナルコト

二　包裝完全ニシテ轉轢ノ虞ナキモノナルコト

三　包裝ノ外部ニ鐵ノ露出セザルモノ又ハ露出スルモ外部ヲ木板、革、布若ハ莚ノ類ヲ以テ覆ヒタルモノナルコト

火藥類ト他ノ貨物トヲ混載スルトキノ重量ハ兩者ヲ合シテ貨車積載定量ノ三分ノ二ヲ超過スルコトヲ得ズ但シ左記數量ノ火藥類ヲ混載スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一　甲種又ハ乙種ノ火藥　九十瓩以下ノモノ

二　甲種ノ爆藥　二十二瓩五百瓦以下ノモノ

三　乙種ノ爆藥　九十瓩以下ノモノ

四　甲種又ハ乙種ノ火工品　其ノ原料タル甲種、乙種ノ火藥若ハ乙種ノ爆藥ガ九十瓩以下ノモノ又ハ甲種ノ爆藥ガ二十二瓩五百瓦以下ノモノ

五　第一項但書ノ規定ニ依リ二種ノ火藥類ヲ混載スル場合ハ其ノ數量前各號ノ二分ノ一以下ノモノ

第十四條　火藥類ノ取扱ヲ爲ストキハ手鈎類ヲ用ヒ又ハ投下スルコトヲ得ズ

火工品ニシテ大型ノモノヲ除クノ外火藥類ハ轉轢スルコトヲ得ズ且轉轢スルモ支障ナキ火工品ニ在リテモ衝動ヲ豫防シ得ル樣革、布又ハ莚ノ類ヲ以テ其ノ經過スベキ場所ヲ覆ヒタルトキノ外轉轢スルコトヲ得ズ

火藥類ノ取扱ヲ爲ス場所又ハ火藥類積載ノ貨車内ニ於テハ安全燈及電燈以外ノ燈火ヲ使用シ燐寸其ノ他ノ發火シ易キ物品ヲ所持シ又ハ喫煙スルコトヲ得ズ

火藥類ヲ取扱フ者ハ底ニ鐵釘等ヲ附シタル靴類ヲ穿ツコトヲ得ズ

火藥類ノ取扱ヲ爲スニ當リテハ仕業ノ前後其ノ場所及車内ヲ淸掃スベシ

第十五條　火藥類ハ第十三條第一項但書ノ火藥類ヲ除クノ外旅客乘降場ニ於テ取扱ヲ爲スコトヲ得ズ但シ旅客又ハ旅客ノ乘込ミタル客車ガ附近ニ在ラザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條　火藥類ハ左ノ各號ニ該當スルモノヲ除クノ外所轄警察官署又ハ警察官吏ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ日出前、日沒後ニ於テ受授又ハ積卸ヲ爲スコトヲ得ズ但シ第十三條第一項但書ノ火藥類ハ日出前又ハ日沒後ト雖モ積卸ヲ爲スコトヲ得此ノ場合途中驛ニ於テ繼送スルトキヲ除キ所轄警察官署又ハ警察官吏ニ之ヲ屆出ヅベシ

一　火藥　四瓩八百七十五瓦以内

二　銃用實包　千箇以内

三　銃用空包　千箇以内

四　銃用實包又ハ銃用空包ニ要スル雷管又ハ雷管附藥莢　二千箇以内

火藥類ハ鐵道構内ニ於テ荷造又ハ荷解ヲ爲スコトヲ得ズ

第十七條　火藥類積載貨車ハ兩側面見易キ箇所ニ白地ニ火藥ト赤書シタル標札ヲ附スベシ

第十八條　甲種ノ火藥類積載貨車ノ前後ニハ各二輛以上ノ空車ヲ連結スベシ但シ轉動ノ爲火藥類積載貨車ニ衝擊ヲ與フル虞アル貨物以外ノ不燃質物ヲ積載シタル無蓋貨車又ハ發火ノ虞ナキ貨物ヲ積載シタル有蓋貨車ヲ以テ空車ニ代フルコトヲ得

乙種ノ火藥類積載貨車ノ前後ニハ發火ノ虞アリ若ハ燃燒シ易キ貨物ヲ積載シタル無蓋貨車又ハ發火ノ虞アル貨物ヲ積載シタル有蓋貨車ヲ連結スルコトヲ得ズ

第一項ノ場合ボギー車一輛ハ之ヲ二輛ト看做ス

第一項及第二項ノ規定ハ第十三條第三項但書ノ火藥類ヲ積載シタル貨車ニハ之ヲ適用セズ

第一項、第二項又ハ前項ノ火藥類積載貨車ヲ相互ニ連續連結スル場合ハ第一項又ハ第二項ノ規定ノ適用ニ付其ノ全部ヲ重キ制限ヲ附シタル火藥類積載貨車ト看做ス

第十九條　一車ヲ專用シテ積載スベキ火藥類積載貨車ハ十四輛以下ニ限リ一箇列車ニ連結スルコトヲ得但シ七輛ヲ超エテ連續連結スルコトヲ得ズ

前項ノ場合ボギー車一輛ハ之ヲ二輛ト看做ス

第二十條　火藥類積載貨車ヲ船舶ニ依リ運送スルトキハ之ヲ汽罐室附近

ニ搭載スルコトヲ得ズ

第二十一條　第五條ニ定ムル數量ヲ超過スル火藥類ヲ積載シタル貨車ヲ運送スル船舶ガ港内ニ於テ航行、碇泊又ハ繫留スルトキハ晝間ハ赤旗ヲ夜間ハ紅燈一箇ヲ檣頭其ノ他見易キ場所ニ掲ゲベシ但シ危險物船舶運送及貯藏規則第二十四條ノ火藥類ノミヲ積載スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十二條　火藥類積載貨車ハ旅客列車又ハ混合列車ニ連結スルコトヲ得ズ但シ第十三條第一項但書ノ火藥類積載貨車及之ト他ノ貨物ヲ混載シタル貨車ハ此ノ限ニ在ラズ

貨物列車ヲ運轉セザル區間ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ甲種ノ火藥類積載貨車ハ一輛ニ限リ之ヲ混合列車ニ連結スルコトヲ得

第一項但書ノ場合火藥類積載貨車ハ客車ヨリ二輛以上又前項ノ場合ハ客車ヨリ三輛以上ヲ隔離スベシ

前二項ノ場合ホギー車一輛ハ之ヲ二輛ト看做ス

第二十三條　火藥類ハ成ルベク到達停車場迄直通スル列車ヲ以テ運送スベシ

第二十四條　火藥類ヲ積載スル貨車ニ對シテハ途中驛ニ於ケル車輛ノ點檢ヲ特ニ嚴ニシ危險アリト認ムルトキハ即時ニ該貨車ヲ解放シ成ルベク隔離シタル線路ニ移シ危險防止ノ處置ヲ爲スベシ

列車運轉中車軸發熱又ハ制動機緩解不良ノ徵候ヲ發見シタルトキハ其ノ進行ヲ停メテ發熱部ヲ冷却シ制動機ニ在リテハ之ヲ緩解シ該貨車ノ制動機ノ締切コックヲ締切リ危險ナキ程度ニ於テ徐行シ次ノ停車場ニ到リ前項ノ處置ヲ爲スベシ

火藥類積載貨車ヲ停留セシムル場合周圍ノ狀況ガ火藥類ニ危險ヲ及ボス虞アリト認ムルトキハ該貨車ヲ成ルベク隔離シタル線路ニ移シ危險防止ノ處置ヲ爲スベシ

第一項及第二項ノ規定ニ依リ貨車ヲ解放シ又ハ前項ノ場合五時間以上停留セシムルトキハ所轄警察官署又ハ警察官吏ニ之ヲ屆出ヅベシ但シ輸送上ノ事由ニ因リ停留セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十五條　荷受人ハ火藥類ノ到著後遲滯ナク引渡ヲ受ケ之ヲ停車場外ニ搬出スベシ

荷受人ガ五時間ヲ經過スルモ取卸ヲ爲サザルトキハ火藥類積載貨車ヲ成ルベク隔離シタル線路ニ移シ危險防止ノ處置ヲ爲スベシ

取卸ヲ爲シタル火藥類ハ成ルベク他物ヨリ隔離シテ危險防止ノ處置ヲ爲スベシ

第二項ノ場合ハ所轄警察官署又ハ警察官吏ニ之ヲ屆出ヅベシ前項ノ場合五時間ヲ經過スルモ停車場外ニ搬出セザルトキ亦同ジ

第二十六條　旅客ハ火藥類ヲ所持シテ乘車スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一　銃用實包又ハ銃用空包ニシテ二百箇以内ノモノ

二　銃用雷管又ハ銃用雷管附藥莢ニシテ四百箇以内ノモノ

三　銃用火藥類ニシテ容器荷造共一瓩以内ノモノ

四　緩燃導火線又ハ電氣導火線ニシテ容器荷造共三瓩以内ノモノ

前項各號ニ掲グル火藥類ハ之ヲ同時ニ所持スルコトヲ得

第一項但書ノ火藥類ハ銃用實包、銃用空包及銃用雷管附藥莢ヲ彈帶ニ挿入スル場合ヲ除キ容器ニ收納スベシ

旅客ガ第一項但書ノ火藥類ヲ車内ニ持込ム場合ハ火氣其ノ他保安ニ付特ニ注意スベシ

第二十七條　第七條、第八條、第十二條、第十三條第一項及第二項並ニ第十九條ノ規定ハ鐵道軍事供用令ニ依リ運送スル場合及航路ト鐵道軍事供用令ニ依ル鐵道トヲ通シ運送スル場合之ヲ適用セズ

第十六條ノ規定ハ鐵道軍事供用令ニ依リ運送スル場合之ヲ適用セズ

第十八條ノ規定ハ軍用列車ニ依リ運送スル場合之ヲ適用セズ

附則

本令ハ昭和十四年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正四年十月閣令第一號火藥類鐵道運送規程ハ之ヲ廢止ス

別表

種別	容器及施封法	外裝法
火藥	亞鉛、アルミニウム、アリキ製等ノ金屬罐、厚紙箱、布袋、紙袋、木箱、フアイバー器等ニ收容シ内容物ノ動搖ヲ豫防シ密封ス但シ水蓄セルモノハ漏水セザル金屬罐ニ收容スルコトヲ要ス	木箱（板ハ乾燥材ニシテ杉、ヒゾ松若ハ之ト同等以上ノ强度ヲ有スルモノヲ用ヒ、板ノ厚ハ各部共一・三糎（約四分五厘）以上トシ、釘ハ長三・〇糎（約一寸）以上ニシテ適當ノ間隔ヲ以テ打込ミ、蓋ハ長三・〇糎（約一寸）以上ノ釘又ハ螺旋釘ニテ適當ノ間隔ヲ以テ釘付ス、尙必要アル場合ニハ箱ノ兩側ニハ厚一・五糎（約五分）以上幅三・〇糎（約一寸）以上ノ桟ヲ附シ若ハ直徑〇・九糎（約三分）以上ノ提繩ヲ
爆藥	火藥ニ同ジ但シダイナマイト類ハ紙包ニシテ硝酸アンモンハ其ノ他吸濕性强キモノハ防水紙若ハ金屬薄葉ノ類ヲ以テ密封シ防濕ノ上内箱ニ收容ス。雷汞ハ二・五％以上ノ含水物ト經密ナシ二重木綿袋ニ入レ紐ニテ結束シタルモノヲ更ニ内袋ノ周圍各部三・〇糎（約一寸）以上ノ間隔ヲ保チ得ル如キ厚布袋ニ入レ間隙ニハ鋸屑ヲ塡充シ紐ニテ結束ス	火藥ニ同ジ但シ雷汞用外箱ハ桟附木箱ニシテ漏水ノ間隙ナキモノヲ用ヒ内裝ト外箱周壁トノ間隙ハ各部共一・〇糎（約四寸）以上ヲ保チ其ノ間隙ニハ鋸屑ヲ塡充シ注水ノ上密封ス
火工品	火藥ニ同ジ但シ内容物ノ動搖ヲ豫防シ得ル適宜ノ處置ヲ施シ内箱ニ納ムル。水雷ノ如キ大型ノモノニ在リテハ堅牢ナル外裝ヲ省略スルコトヲ得	火藥ニ同ジ但シ同等以上ノ强度ヲ有スル木枠ヲ用フルコトヲ得

●傳染病患者鐵道乘車規程

（明治三十三年八月十日遞信省令第三十八號）

傳染病患者鐵道乘車規程左ノ通定ム

傳染病患者鐵道乘車規程

第一條　傳染病患者ヲ乘車セシメムトスルトキハ豫メ之カ申込ヲ爲シ鐵道ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

第二條　前條ノ申込ヲ受ケタルトキハ鐵道ハ列車ヲ指定シ其ノ他運送上旅客及公衆ノ安全ヲ保スルニ必要ナル事項ヲ指定スルコトヲ得

第三條　傳染病患者ハ傳染病豫防法第九條ニ依リ當該吏員ヨリ移送認可ヲ得タルコトヲ證明スルニ非サレハ乘車セシムルコトヲ得ス

第四條　傳染病患者ニハ少クトモ一人ノ附添人ヲ附スルコトヲ得ス

鐵道ノ請求アルトキハ前項附添人ノ外醫師ヲ附スルコトヲ要ス

第五條　傳染病患者ハ貸切車ヲ以テ運送シ普通旅客ト其ノ車輛ヲ區別シ當該掛員ノ外一切之カ交通ヲ遮斷スヘシ

第六條　傳染病患者ハ傳染病豫防法第九條ニ依リ移送ノ認可ヲ受ケタル地ノ外猥リニ下車セシムルコトヲ得ス

第七條　傳染病患者ヲ搭載セル車輛ハ其ノ入口ニ「傳染病者」ノ四字ヲ掲示スヘシ

第八條　傳染病患者車中ニ於テ死亡シタルトキハ警察官又ハ其ノ他ノ當該吏員ニ之ヲ申報スヘシ

第九條　乘車中傳染病ニ罹リタルモノアルトキハ速ニ警察官又ハ其ノ他ノ當該吏員ニ之ヲ申報スヘシ

第十條　車輛、器具ノ消毒其ノ他傳染病豫防ニ關スル取締ハ一般法令ノ規定ニ依ル

附　則

第十一條　本規程ハ鐵道營業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス（明治三十三年十月一日ヨリ施行）

●荷受人及荷送人ヲ確知スルコト能ハサル鐵道運送品等ノ公告ニ關スル件

（明治四十三年五月十一日閣令第十一號）

沿革　大正八年七月閣令第八號改正

荷受人及荷送人ヲ確知スルコト能ハサル鐵道運送品等ノ公告ニ關スル件左ノ通定ム

第一條　鐵道營業法第十三條ノ二ノ規定ニ依リ荷受人及荷送人ヲ確知スルコト能ハサル運送品ニ付爲ス公告ハ運送品ノ名稱種類箇數記號、發送停車場到達停車場保管停車場ノ名稱及託送到達ノ日時等成ルヘク其ノ運送品ヲ知得スルニ足ルヘシト思料スル事項並公告後六月内ニ其ノ權利者ノ申出ナキトキハ鐵道ニ於テ其ノ所有權ヲ取得スヘキ旨ヲ記シ之ヲ官報ニ掲載スルモノトス

第二條　鐵道ハ荷受人及荷送人ヲ確知スルコト能ハサル運送品ナルコトヲ知リタルトキハ遲滯ナク其ノ鐵道ノ各停車場ニ備付ケタル帳簿ニ前條ト同一事項ヲ記入シ其ノ所有權ヲ取得スルニ至ル迄公衆ノ閲覽ニ供スルコトヲ要ス

第三條　前二條ノ規定ハ鐵道營業法第十三條ノ二ニ規定スル託送手荷物及一時預リ品ニ之ヲ準用ス

●鐵道又ハ船舶ト露國ノ鐵道又ハ船舶トノ貨物ノ聯絡運送ニ關スル件

（明治四十五年四月四日法律第十三號）

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル鐵道又ハ船舶ト露國ノ鐵道又ハ船舶トノ貨物ノ聯絡運送ニ關スル法律ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

第一條　鐵道又ハ船舶カ主務大臣ノ認可ヲ得タル契約ニ依リ露國ノ鐵道又ハ船舶ト物品ノ聯絡運送ヲ爲ス場合ニ於テハ本法ニ依ル

第二條　鐵道營業法第五條乃至第九條ノ規定ハ船舶ニ之ヲ準用ス但シ運送品ノ發送ハ運送申込ノ順序ニ依リテ之ヲ爲スヘシ

第三條　運送契約ハ鐵道又ハ船舶カ運送ヲ爲スコトヲ約シ荷送人ヨリ運送品及運送狀ヲ受取ルニ因リテ其ノ效力ヲ生ス

鐵道又ハ船舶カ運送契約ヲ爲シタルトキハ荷送人ニ運送狀ノ副狀ヲ交付スヘシ

運送狀及運送狀ノ副狀ニ記載スヘキ事項及其ノ記載ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條　運送狀、貨物引換證及船荷證券ニ關スル商法ノ規定ハ之ヲ適用セス

第五條　鐵道又ハ船舶ノ使用人ハ運送狀ノ作成ニ付テハ荷送人ノ代理人ト爲ルコトヲ得

第六條　特定ノ者ニ對シ運送賃ノ割引ヲ爲ス特約ハ之ヲ無效トス但シ總テノ鐵道及船舶ノ合意ニ依ル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第七條　運送品及運送狀ヲ受取リタルトキハ荷受人ハ運送狀ニ記載シタル金額ヲ鐵道又ハ船舶ニ支拂フ義務ヲ負フ

前項ノ支拂ハ荷送人竝總テノ鐵道及船舶ニ對シテ之ヲ爲シタルモノトス

第八條　鐵道又ハ船舶ハ運送品ヲ受取リタル旨ヲ記載シタル運送狀ノ副狀及運送狀ニ記載シタル金額ト引換ニ非サレハ運送品ヲ荷受人ニ引渡スコトヲ要セス但シ運送狀ノ副狀ヲ紛失シタル場合ニ於テ鐵道又ハ船舶ノ定ムル規程ニ依リ荷受人カ運送品ノ引渡ヲ請求シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條　運送品引換ニ關スル手續ニ付テハ鐵道又ハ船舶ノ定ムル規程ニ依ル

第十條　運送品ノ全部若ハ一部ノ滅失又ハ毀損ニ關シテハ鐵道又ハ船舶ハ直ニ運送品ノ狀態竝損害ノ原因、額及發生時期ヲ證スル書面ヲ作成スヘシ運送契約ニ基キ運送品ニ付權利ヲ有スル者カ運送品ノ全部若ハ一部ノ滅失又ハ毀損アルコトヲ主張スルトキ亦同シ

前項ノ書面ニ記載シタル事項ハ請求ニ因リ利害關係人ニ之ヲ通知スヘシ

第十一條　荷受人ハ損害ノ調査ノ完了スル迄運送品ノ受取ヲ拒ムコトヲ得

第十二條　運送狀ニ掲ケタル物品中不足アルトキハ荷受人ハ運送品受取ノ際鐵道又ハ船舶ニ對シ之ヲ證スル書面ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第十三條　鐵道又ハ船舶ノ責任ハ荷受人カ運送品ヲ受取リ且運送賃其ノ他ノ費用ヲ支拂ヒタルトキハ消滅ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一　荷受人カ鐵道又ハ船舶ノ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リテ損害ノ生シタルコトヲ證明シタルトキ

二　荷受人カ運送品ヲ受取リタル日ヨリ十四日內ニ第十六條第二項ノ鐵道又ハ船舶ノ一ニ對シ延著ニ關スル損害賠償ノ請求ヲ爲シタルトキ

三　荷受人カ第十條第一項ノ規定ニ依リテ證明セラレタル運送品ノ一部滅失又ハ毀損ニ付損害賠償ノ請求ヲ爲シタルトキ

四　鐵道又ハ船舶カ第十條第一項ノ規定ニ依リ爲スヘキ調査ヲ其ノ過失ニ因リ爲ササリシ運送品ノ一部滅失又ハ毀損ニ付荷受人カ損害賠償ノ請求ヲ爲シタルトキ

五　荷受人カ直ニ發見スルコト能ハサル運送品ノ一部滅失又ハ毀損ニ付損害賠償ノ請求ヲ爲シタルトキ但シ運送品ヲ受取リタル日ヨリ十四日內ニ鐵道又ハ船舶ニ對シ一部滅失又ハ毀損ノ通知ヲ發シタルトキニ限ル

前項ノ請求ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第十四條　運送品カ到達驛又ハ到達港ニ達シタル後稅關、保稅倉庫又ハ假置場ニ之ヲ引渡シタルトキハ其ノ後ニ生シタル運送品ノ滅失又ハ毀損ニ因ル損害ニ付テハ鐵道又ハ船舶ハ其ノ責ニ任セス荷送人トノ間ニ於ケル契約ノ定ムル所ニ依リ私設倉庫ニ引渡シタルトキ亦同シ

第十五條　惡意又ハ重大ナル過失ニ因ラサル運送品ノ滅失、毀損又ハ延

者ニ付テハ鐵道又ハ船舶ハ其ノ責任ニ關シ特約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ特約ハ荷受人ニ對シ及荷受人ノ爲ニ其ノ效力ヲ生ス

第十六條　運送契約ヲ爲シタル鐵道又ハ船舶竝運送狀ト共ニ運送品ノ引渡ヲ受ケタル鐵道及船舶ハ運送品ノ滅失、毀損又ハ延著ニ付連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ス

前項ノ損害賠償ノ請求ノ訴ハ運送契約ヲ爲シタル鐵道若ハ船舶、最後ニ運送狀ト共ニ運送品ノ引渡ヲ受ケタル鐵道若ハ船舶又ハ損害ヲ生セシメタル鐵道若ハ船舶ノ一ニ對シテノミ之ヲ提起スルコトヲ得

第一項ノ損害賠償ノ請求ハ本訴カ同一ノ運送契約ニ基ク場合ニ於テハ反訴又ハ相殺ノ抗辯ニ依リ前項以外ノ鐵道又ハ船舶ニ對シ之ヲ主張スルコトヲ得

第十七條　引渡期間滿了後三十日內ニ運送品ノ引渡ナキトキハ運送品ハ滅失シタルモノト推定ス

第十八條　鐵道又ハ船舶カ運送狀ノ副狀ノ呈示ヲ荷送人ニ請求セスシテ其ノ指圖ニ從ヒタルトキハ鐵道又ハ船舶ハ運送狀ノ副狀ヲ所持スル荷受人ニ對シ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第十九條　滅失シタル運送品ニ對スル賠償金ヲ受取リタル者其ノ受取證書中ニ運送品カ引渡期間滿了後四月內ニ發見セラレタル場合ニ於テ直ニ鐵道又ハ船舶ヨリ通知ヲ受クヘキ旨ヲ記載シタルトキハ其ノ通知ヲ受クル權利ヲ有ス鐵道又ハ船舶ハ此ノ記載ヲ證スル書面ヲ交付スヘシ」

運送品カ發見セラレタルトキハ前項ノ權利者ハ賠償金ヲ返還シテ發送驛若ハ發送港又ハ到達驛若ハ到達港ニ於テ無償ニテ運送品ヲ引渡スヘキコトヲ請求スルコトヲ得但シ前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ三十日ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十條　鐵道又ハ船舶ノ惡意又ハ重大ナル過失ニ因リ生シタル運送品ノ滅失、毀損又ハ延著ニ關スル損害賠償ノ請求權ハ三年ヲ經過シタルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

第二十一條　損害賠償ノ請求權ノ消滅時效ハ運送品ノ一部滅失又ハ毀損ノ場合ニ於テハ引渡ノ日ヨリ、運送品ノ全部滅失又ハ延著ノ場合ニ於テハ引渡期滿了ノ日ヨリ進行ス

第二十二條　運送賃又ハ附帶料金ノ不足額追徵ノ請求權ハ運送賃又ハ附帶料金ノ支拂ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

割增金徵收ノ請求權ハ運送賃支拂ノ日ヨリ、支拂フヘキ運送賃ナキトキハ運送契約ヲ爲シタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

運送賃、附帶料金又ハ割增金ノ過徵額返還ノ請求權ハ過徵額支拂ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

第二十三條　鐵道又ハ船舶ニ對スル運送賃又ハ附帶料金ノ過徵額返還ノ請求ハ書面ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

前項ノ書面ニ記載スヘキ事項及之ニ添附スヘキ書類ハ鐵道又ハ船舶ノ定ムル規程ニ依ル

第二十四條　運送賃若ハ附帶料金ノ不足額ノ追徵又ハ其ノ過徵額ノ返還ノ請求權、割增金ノ徵收又ハ返還ノ請求權及運送品ノ滅失、毀損又ハ延著ニ關スル損害賠償ノ請求權ニ付テハ書面ヲ以テ請求ヲ爲シタル時ヨリ時效ノ進行ヲ停止ス

前項ノ請求ヲ受ケタル者カ書面ヲ以テ拒絕ノ旨ヲ通知シ且請求書ニ添附シタル書類ヲ返還シタルトキハ其ノ通知及返還ノ時ヨリ殘餘期間ニ付時效ハ進行ス再請求ヲ爲スモ時效ノ進行ヲ停止セス

第二十五條　鐵道又ハ船舶ニ對スル損害賠償ノ請求權ニ付テハ民法第百四十五條及第五百八條ノ規定ヲ適用セス

第二十六條　運送契約ニ基ク裁判上ノ請求ニシテ鐵道又ハ船舶ニ對スルモノハ荷送人又ハ荷受人ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

第二十七條　聯絡運送ニ關スル訴訟ニ付テハ民事訴訟法第八十八條第一項ノ規定ヲ適用セス

第二十八條　鐵道又ハ船舶カ他ノ鐵道又ハ船舶ヲ共同被告トシ聯絡運送ニ基ク損害賠償ノ求償ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ同一ノ判決ヲ以テ裁判ヲ爲スヘシ

第二十九條　聯絡運送ニ關シテハ露國裁判所ノ爲シタル判決ノ執行判決ニ付テハ民事訴訟法第五百十五條第二項第五號ノ規定ヲ適用セス

第三十條　第八條但書、第九條及第二十三條第二項ノ規程ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ且之ヲ告示スヘシ

第三十一條　本法ニ於テ裁判所ト稱スルハ裁判權ヲ行フ官廳ヲ謂フ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（明治四十五年四月勅令第七八號ヲ以テ同年同月十四日ヨリ施行）

●鐵道又ハ船舶ト露國ノ鐵道又ハ船舶トノ貨物ノ聯絡運送ニ關スル法律ニ依リ運送狀及運送狀ノ副狀ニ記載スヘキ事項等ニ關スル件

（明治四十五年四月十三日勅令第七十九號）

【沿革】　大正二年八月勅令第二六三號改正

朕明治四十五年法律第十三號ニ依リ運送狀及運送狀ノ副狀ニ記載スヘキ事項等ニ關スル件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

第一條　明治四十五年法律第十三號ニ依リ鐵道又ハ船舶カ露國ノ鐵道又ハ船舶ト物品ノ聯絡運送ヲ爲ス場合ニ於ケル運送狀ニハ左ノ事項ヲ記載シ荷送人之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス

一　運送狀作成ノ地及年月日

二　發送驛又ハ發送港及發送運送業者ノ名稱

三　到達驛又ハ到達港

四　荷受人ノ氏名若ハ名稱及住所又ハ運送狀ノ副狀ノ所持人ニ運送品ヲ引渡スヘキトキハ其ノ旨

五　運送品ノ種類、重量又ハ發送鐵道若ハ發送船舶ノ規則ニ依リ之ニ代ルヘキ事項、箇數、荷造ノ種類、記號及番號

六　運送品ノ滅失又ハ毀損ノ場合ニ於テ支拂フヘキ損害賠償ノ最高額ヲ定メタル特別賃率ノ適用ヲ受クヘキトキハ其ノ請求

七　運送品ノ到達ニ因リテ得ヘキ利益ヲ豫定スルトキハ其ノ金額

八　運送便ノ種類

九　稅關、收稅廳及警察官署ニ對スル手續上必要ナル添附書類ノ目錄

十　代理人ヲシテ稅關手續ニ立會ハシムヘキトキハ其ノ代理人ノ指定

十一　荷送人ガ運送賃ヲ支拂ヒ又ハ其ノ概算額ヲ運送業者ニ供託スルトキハ其ノ額

十二　代金引換ヲ委託シ又ハ前貸金ヲ受クヘキトキハ其ノ金額

十三　運送線路ヲ指定スルトキハ其ノ線路

十四　稅關手續又ハ警察手續ヲ行フヘキ驛又ハ港ヲ指定スルトキハ其ノ驛又ハ港

十五　荷送人ノ住所

運送狀ノ樣式ハ鐵道及船舶之ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

第二條　鐵道又ハ船舶ハ運送品及運送狀ヲ受取リタルトキハ直ニ其ノ年月日ノ表示アル印章ヲ運送狀ニ押捺スルコトヲ要ス

第三條　運送狀ハ日本文及露文ヲ以テ之ヲ作成スヘシ

第四條　荷送人又ハ荷受人カ運送ニ關シテ鐵道又ハ船舶ニ支拂フヘキ運送賃、附帶料金其ノ他ノ費用ハ鐵道又ハ船舶之ヲ運送狀ニ記載スヘシ

第五條　運送狀ノ副狀ニハ運送狀ニ記載シタル事項ヲ記載シ鐵道又ハ船舶之ニ署名又ハ記名捺印スルコトヲ要ス

附　則

本令ハ明治四十五年四月十四日ヨリ之ヲ施行ス

●鐵道省所管航路ニ於ケル運輸營業ノ範圍及營業料程

（昭和四年十二月二十九日鐵道省告示第二百九十三號）

沿革　昭和八年六月鐵道省告示第二七〇號、一〇年二月第五八號、一一年二月第一三號、一三年一月第五號、二月第三三號、一四年一二月第二五六號、一七年三月第五四號、六月第一四七號改正

鐵道省所管航路ニ於ケル運輸營業ノ範圍及營業料程左ノ通定メ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

一　各航路ニ於ケル運輸營業ノ範圍

稚内大泊港間

一般運輸營業但シ貨物ノ內火藥類、可燃性固體（マグネシウム、アルミニウム粉及硫化燐ヲ除ク）、酸化腐蝕劑（ブロム及硝石ヲ除ク）、甲種ノ鐵道車輛（私有貨車ヲ含ム）及死體ハ取扱ヲ爲サズ

青森函館間

一般運輸營業

宇野高松間

一般運輸營業

宮島口宮島間

旅客、手荷物、小荷物扱及小口扱貨物

下關門司港間

旅客、手荷物及小荷物扱貨物

下關門司間

小口扱及車扱貨物

下關釜山間

一般運輸營業但シ貨物ノ內火藥類、可燃性固體（マグネシウム、アルミニウム粉、硫化燐及カーバイドヲ除ク）、酸化腐蝕劑（ブロム、硝石、過鹽素酸アンモン及晒粉ヲ除ク）、馬以外ノ家畜ニシテ容器ヲ用ヒザルモノ、甲種ノ鐵道車輛（私有貨車ヲ含ム）及死體ハ取扱ヲ爲サズ

二　航路營業料程

區間	營業料程	貨物營業料程 小荷物扱貨物ニ對スルモノ	貨物營業料程 小口扱及車扱貨物ニ對スルモノ
稚内大泊港間	一五九料	一五九料	四〇〇料
青森函館間	一一三料	一一三料	三五〇料
宇野高松間	一八料	一八料	五〇料
宮島口宮島間	一料	一料	一〇料
下關門司港間	〇・八料	〇・八料	
下關釜山間	二二六料	四五〇料	四五〇料

●日滿國際旅客及手荷物連絡運輸規則

（昭和二年八月十六日鐵道省告示第百七十五號）

沿革　略ス

日滿國際旅客及手荷物連絡運輸規則左ノ通定ム

日滿國際旅客及手荷物連絡運輸規則

（本文略ス）

●靖國神社ニ新ニ合祀セラルル陸海軍軍人軍屬其ノ他ノ遺族臨時大祭參拜ノ場合無賃乘車取扱方

（昭和九年二月二十二日鐵道省告示第六十二號）

沿革　昭和一三年一二月鐵道省告示第三〇三號改正

靖國神社ニ新ニ合祀セラルル陸海軍軍人軍屬其ノ他ノ遺族臨時大祭參拜ノ場合ニ於ケル無賃乘車取扱方左ノ通定ム

靖國神社ニ新ニ合祀セラルル陸海軍軍人軍屬其ノ他ノ遺族ニシテ臨時大祭參拜ノ爲旅行スル者各二名ヲ限リ左ノ各號ニ依リ國有鐵道無賃乘車證ヲ交付ス

一　等級　准士官及判任三級俸以上ヲ受ケタル者ノ遺族二等其ノ他三等

二　乘車區間　住所最寄驛　飯田橋驛間

三　其ノ他　通用期間及無賃乘車證請求手續ハ其ノ都度之ヲ定ム

無賃乘車證ノ使用ニ付テハ前項ニ定ムルモノノ外無賃乘車證ニ關スル規定竝ニ一般旅客運送ニ關スル法令及規則ニ從フベシ

●陸海軍ニ入營スル現役兵入營ノ爲旅行スルトキ旅客運賃割引ノ件

（昭和九年十一月二十七日
鐵道省告示第五百七十六號）

沿革　昭和一〇年一〇月鐵道省告示第四九一號、一一年一〇月第三九七號、一二年一〇月第三八六號、一三年一〇月第三七六號、一四年一〇月第一九五號、一五年一〇月第二二四號、一六年一〇月第二一一號、一七年二月第三〇號改正

陸海軍ニ入營（入團ヲ含ム以下同ジ）スル現役兵入營ノ爲旅行スルトキハ左ノ各號ニ依リ昭和十七年十月三十一日迄三等旅客運賃ノ五割ヲ低減ス

一、入營者旅客運賃割引證ヲ收受シ乘車船スル停車場ヨリ入營スル部隊（又ハ海兵團）所在地ノ最寄停車場迄ノ順路ニ對スル三等片道普通旅客運賃ノ五割ヲ低減ス

二、入營スル現役兵ニシテ旅客運賃ノ割引ヲ受クル者ハ現役兵證書ヲ携帶シ乘車券（乘船券、乘車船券ヲ含ム以下同ジ）購求ノ際及係員ノ請求アルトキハ何時ニテモ係員ニ之ヲ呈示スベキモノトス

三、入營者旅客運賃割引證ノ樣式左ノ如シ

第　號

入營者旅客運賃割引證

乘車船區間	自　驛　至　驛
使用者氏名年齡	當　年
乘車船等級及割引率	三等五割

表

一種、九、

裏

注意

一、本證ニ依リ運賃ノ割引ヲ受クル者ハ現役兵證書（又ハ採用證書）ヲ所持シ乘車券購求ノ際及係員ノ請求アルトキハ何時ニテモ係員ニ之ヲ呈示スベキモノトス

二、本證ハ現役兵入營（又ハ海軍志願兵入團）ノ爲旅行スル場合ニ限リ使用シ得ルモノニシテ番號、使用者ノ氏名、年齡及發行月日ハ發行者記入シ本人ニ之ヲ交付スベキモノトス

三、本證ハ記名人以外ノ者之ヲ使用スルコトヲ得ズ

四、本證ニ依リ購求シタル割引乘車券ハ他人ニ讓渡シ又ハ他人之ヲ使用スルコトヲ得ズ

五、本證記載事項ヲ訂正シタル場合ニ於テハ左ノ證明アルモノニ限リ之ヲ有效トス

㈠發行者ノ記入スベキ事項ニ付テハ發行者ノ職印

㈡使用者ノ記入スベキ事項ニ付テハ使用者ノ認印

六、本證ノ有效期間ハ發行ノ日ヨリ一箇月トス

四、前號ノ旅客運賃割引證ハ聯隊區司令官（又ハ鎭守府）ニ於テ之ヲ發行シ現役兵證書（又ハ採用證書）ト共ニ入營スル現役兵ニ交付スルモノトス

昭和　年　月　日發行

聯隊區司令官
又ハ鎭守府　印

一二、八糎

備考　中央ニ直徑六糎ノ赤色ノ圓ヲ表示ス

五、前各號ニ依リ發賣シタル乘車券所持者ニ對シテハ經路變更、方向變更又ハ乘越ノ取扱ヲ爲サズ

六、前各號以外ノ取扱ハ昭和十七年二月鐵道省告示第二十六號旅客及手荷物運送規則ノ定ムル所ニ依ル

●傷痍軍人國有鐵道無賃乘車規程

（昭和十三年十二月二十日
鐵道省告示第三百二號）

傷痍軍人國有鐵道無賃乘車規程左ノ通定ム

傷痍軍人國有鐵道無賃乘車規程

第一條　軍人傷痍記章及傷痍軍人證ヲ有シ左記各號ノ一ニ該當スル者ハ各下記回數ヲ限リ通用期間十五日以内ノ國有鐵道無賃乘車證（以下乘車證ト稱ス）ヲ請求スルコトヲ得

一　恩給法別表第二號表特別項、第一項乃至第四項　毎年十二回以内

二　同第二號表第五項乃至第七項　毎年五回以内

三　同第三號表第一款乃至第四款　毎年三回以内

第二條　前條ニ依リ乘車證ノ交付ヲ受クル者ノ内特別項、第一項又ハ第二項ニ該當スル者ハ其ノ附添人一名ヲ限リ無賃ニテ之ヲ同伴スルコトヲ得

其ノ他ノ者特別項、第一項又ハ第二項ト同等ノ機能障害ヲ貽シ單獨ニテ旅行スルコト能ハザル場合ハ前項ヲ準用ス

第三條　前二條ニ依ル乘車證ノ等級ハ准士官以上及其ノ附添人ハ二等其ノ他ハ三等トス

第四條　新ニ乘車證ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ國有鐵道無賃乘車證請求書（第一號樣式）及市區町村長（外地ニ在リテハ之ニ相當スルモノ、傷兵院入院中ノ者ニ在リテハ傷兵院長）ノ印鑑證明書ヲ鐵道大臣官房文書課ニ提出スベシ

前項ニ依リ乘車證ノ請求アリタルトキ第二回以後ノ發行箇所ニ付テハ之ヲ指定ス

豫メ發行箇所ノ指定ヲ受ケムトスル者ハ乘車證發行箇所指定願及第一項ニ依ル印鑑證明書ヲ鐵道大臣官房文書課ニ提出スベシ

已ニ提出シタル印鑑證明書ノ印章ト同一印章ヲ以テ乘車證ヲ請求スルトキハ印鑑證明書ノ添附ヲ省略スルコトヲ得

第五條　前條ニ依ル乘車證發行箇所ノ指定ハ左記ニ依ル

居住地域	發行箇所
北海道、樺太	札幌鐵道局
青森、岩手、宮城、福島各縣	仙臺鐵道局
秋田、山形、新潟各縣	新潟鐵道局
栃木、茨城、千葉、東京、埼玉、群馬、長野、山梨、神奈川、靜岡各府縣	鐵道大臣官房文書課
愛知、岐阜、三重、富山、石川、福井各縣	名古屋鐵道局
奈良、和歌山、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、德島、高知各府縣	大阪鐵道局
岡山、廣島、島根、香川、愛媛各縣	廣島鐵道局
山口縣ノ内周防	門司鐵道局
山口縣ノ内長門、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿兒島、沖繩各縣	鐵道大臣官房文書課
朝鮮、臺灣、關東州、滿洲國、中華民國	鐵道大臣官房文書課
南洋群島、其ノ他	鐵道大臣官房文書課

第六條　移轉其ノ他ノ事由ニ依リ指定セラレタル乘車證ノ發行箇所ニ據ルコト困難ナルトキハ事由ヲ具シタル願書ヲ指定セラレタル發行箇所ニ提出シ指定ノ變更ヲ請求スルコトヲ得

第七條　第二條第二項ニ依リ附添人ヲ要スル者ニ在リテハ陸海軍軍醫又ハ鐵道醫ノ現症證明書（第二號樣式）ヲ鐵道大臣官房文書課ニ提出シ其ノ許可ヲ受クベキモノトス

第八條　本規程ニ依ル乘車證ヲ以テ乘車スル者ハ必ズ軍人傷痍記章ヲ佩用シ且傷痍軍人證ヲ携帶シ鐵道係員ノ請求アリタルトキハ何時ニテモ其ノ査閲ニ供スルモノトス

第九條　鐵道省ヨリ要求アリタルトキハ戸籍謄本其ノ他參考文書ヲ提出スルモノトス

第十條　軍人傷痍記章ノ褫奪又ハ佩用ノ停止、傷痍軍人證ノ沒取等ノ處分ヲ受ケタル場合ハ乘車證ノ請求ヲ爲スコトヲ得ズ

第十一條　乘車證ニ付テハ本規程ニ定ムルモノノ外乘車證ニ關スル規定及一般旅客運送ニ關スル法令竝ニ規則ニ從フベシ

附　則

昭和二年二月鐵道省告示第三十一號傷痍軍人國有鐵道無賃乘車規程ハ之ヲ廢止ス

本規程施行前ヨリ乘車證ノ交付ヲ受クル者ニ對シテハ鐵道大臣官房文書課長ニ於テ第五條ニ依ル乘車證發行箇所ノ指定ヲ爲ス

第一號樣式　國有鐵道無賃乘車證請求書（用紙　半紙）

國有鐵道無賃乘車證請求書

本籍地
現住所
乘車證ノ送付ヲ受クベキ場所

傷痍記章授與證書番號
第　號
種　第　項（又ハ款）症

（兵籍ニアリシ官等級）
氏　名㊞
生年月日
附添人

昭和　年　月　日ヨリ　通用ノ無賃乘車證交付相成度候也

昭和　年　月　日

鐵道大臣　殿

乘車證第　號
料郵券　錢
附添人

●傷病賜金受給者旅客運賃割引證及軍人傷痍記章臨時受章者旅客

運賃割引證發行規程

第二八四號

（昭和十五年十一月九日厚生省告示第三百五十一號）

傷病賜金受給者旅客運賃割引證及軍人傷痍記章臨時受章者旅客運賃割引證發行規程左ノ通定ム

傷病賜金受給者旅客運賃割引證及軍人傷痍記章臨時受章者旅客運賃割引證發行規程

第一條　傷病賜金受給者旅客運賃割引證ハ左ノ第一號該當者ニ對シ、軍人傷痍記章臨時受章者旅客運賃割引證ハ左ノ第二號該當者ニ對シ其ノ居住地ノ地方長官之ヲ發行交付スルモノトス

一　傷病賜金受給者（昭和七年勅令第二百五號第一條第一項第二號該當者ヲ含ム以下同ジ）

二　軍人傷痍記章授與臨時特例第一條ノ規定ニ依リ軍人傷痍記章ヲ授與セラレタル下士官兵又ハ下士官兵タリシ者ニシテ恩給法ニ依ル增加恩給、傷病年金又ハ傷病賜金ノ受給權未ダ確定セザルモノ（以下軍人傷痍記章臨時受章者ト稱ス）

第二條　傷病賜金受給者旅客運賃割引證又ハ軍人傷痍記章臨時受章者旅客運賃割引證（以下割引證ト稱ス）ノ交付ハ同一人ニ付一年四枚ヲ限度トス

第三條　割引證ノ交付ヲ受ケントスル者ハ別記樣式ノ請求書ヲ居住地ノ地方長官ニ提出スベシ

第四條　地方長官割引證ノ交付請求アリタルトキハ傷痍軍人臺帳ニ依リ本人ガ第一條第一號又ハ第二號該當者ナルコトヲ確認シタル後割引證

備考

一　附添人ヲ要スルトキハ附添人ノ下部ニ「必要」ト朱書スルモノトス

二　封筒表面ニハ「傷痍軍人ノ件」ト記載シ、鐵道局ニ宛ツルモノニ對シテハ何々鐵道局總務部文書課トスルコト

第二號樣式　現症證明書（用紙　半紙）

現症證明書

傷痍記章授與證書番號
現住所
兵籍ニ在リシ官等級
氏名
生年月日

一　現症
一　豫後

右ハ恩給法施行令第二十四條第何項第何號ニ該當スルモノト認ム

昭和　年　月　日

病院名
醫師氏名㊞

ヲ本人ニ交付スベシ

第五條　割引證ノ記載事項中番號、使用者ノ氏名、年齢及發行月日ハ地方長官ニ於テ、乘車船區間ハ使用者ニ於テ之ヲ記載スベシ

割引證ノ記載事項ヲ訂正シタルトキハ地方長官ハ其ノ職印ヲ、使用者ハ其ノ認印ヲ押捺シテ之ヲ證明スベシ

第六條　割引證ノ交付ヲ受ケタル者之ヲ亡失シタルトキハ割引證ノ番號其ノ他ヲ最寄停車場及當該割引證ヲ發行シタル地方長官ニ屆出ヅベシ

第七條　交付ヲ受ケタル割引證不用ニ歸シタルトキハ速ニ之ヲ發行地方長官ニ返付スベシ

前項ノ規定ニ依リ返付シタル割引證ハ第二條ノ當該年ニ於ケル枚數ニ算入セズ

第八條　割引證ヲ不正ニ使用シ又ハ不正ニ使用セシメタル者ニハ爾後割引證ヲ交付セズ

軍人傷痍記章ノ褫奪又ハ佩用停止ノ處分ヲ受ケタル者ニハ爾後又ハ佩用停止期間中割引證ヲ交付セズ

第九條　地方長官傷痍軍人臺帳規則第四條又ハ臨時傷痍軍人臺帳規則第五條ノ規定ニ依リ當該道府縣外ニ居住地ヲ移シタル傷病賜金受給者又ハ軍人傷痍記章臨時受章者ニ付傷痍軍人臺帳ヲ送付スルトキハ同時ニ其ノ者ノ當該年ニ於テ交付ヲ受ケタル割引證ノ數ヲ新居住地ノ地方長官（朝鮮ニ在リテハ道知事、臺灣ニ在リテハ州知事又ハ廳長、樺太ニ在リテハ樺太廳長官、關東州ニ在リテハ關東州廳長官、南洋群島ニ在リテハ南洋廳長官、滿洲國ニ在リテハ滿洲國駐劄特命全權大使）ニ通報スベシ

地方長官滿洲國ヨリ管内ニ居住地ヲ移シタル傷病賜金受給者又ハ軍人傷痍記章臨時受章者ヨリ陸軍省令軍人傷痍記章令施行規則第十一條第一項、海軍省令同規則第十一條第一項、陸軍省令軍人傷痍記章授與臨時特例施行規則第七條又ハ海軍省令同規則第七條ノ規定ニ依ル居住地變更ノ屆出ヲ受ケタルトキハ之ヲ滿洲國駐劄特命全權大使ニ通報スベシ

第十條　地方長官ハ傷痍軍人臺帳ニ基キ毎年九月末日現在ニ於ケル傷病賜金受給者及軍人傷痍記章臨時受章者數ヲ十月五日迄ニ軍事保護院ニ報告スベシ

第十一條　割引證ハ前條ノ報告ニ基キ軍事保護院ヨリ豫メ必要枚數ヲ地方長官ニ配付ス

第十二條　地方長官ハ不用ニ歸シタル割引證ヲ廢棄スベシ

第十三條　地方長官ハ毎年一月末日迄ニ前年中ニ於ケル割引證發行狀況ヲ軍事保護院ニ報告スベシ

第十四條　外國（滿洲國ヲ除ク）ニ居住スル傷病賜金受給者及軍人傷痍記章臨時受章者ニ在リテハ本規程ノ適用ニ付其ノ居住地ハ本籍地ニ在ルモノト看做ス

附　則

本規程ハ昭和十五年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ傷病賜金受給者旅客運賃割引證ニ關シテハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

別記樣式

傷病賜金受給者（軍人傷痍記章臨時受章者）旅客運賃割引證請求書

本籍地
居住地
（元）官等級　氏　年月日生　名
軍人傷痍記章（臨時）授與　甲（乙）種目　第　號
證書ノ番號及授與年月日　年　月　日

割引證ノ種別
割引證ノ請求枚數　枚
割引證ノ送付ヲ受クベキ場所
右ノ通割引證御交付相成度此段及請求候也
年　月　日
右　氏　名（印）
北海道廳長官
何縣（府）知事　殿
備考　割引證ノ送付ヲ受クベキ場所ハ郵便ニ依リ割引證ノ送付ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ記載スルモノトス

●軍人傷痍記章ヲ有スル者及其ノ附添人國有ニアラサル鐵道乘車

第二十類　通信、交通及電氣　第二編　交通

竝汽船乘船手續

第二八四號

（大正三年十一月五日陸軍省、海軍省告示）

軍人傷痍記章ヲ有スル者及其ノ附添人國有ニアラサル鐵道乘車竝汽船乘船手續左ノ通定ム

軍人傷痍記章ヲ有スル者及其ノ附添人國有ニアラサル鐵道乘車竝汽船乘船手續

第一條　軍人傷痍記章ヲ有スル者及其ノ附添人竝擬兵院入院若ハ退院ノ准士官以上及其ノ附添人ニシテ左記官衙及會社ノ管理又ハ經營スル鐵道ニ乘車セムトスル者ハ無賃乘車スルコトヲ得

朝鮮總督府鐵道局
臺灣總督府鐵道部
南滿洲鐵道株式會社
東武鐵道株式會社
成田鐵道株式會社
中越鐵道株式會社
南海鐵道株式會社
博多灣鐵道株式會社
東上鐵道株式會社
愛知電氣鐵道株式會社
尾西鐵道株式會社
播州鐵道株式會社
千葉縣營輕便鐵道
中國鐵道株式會社

銚子遊覽鐵道株式會社
中遠鐵道株式會社
越後鐵道株式會社
富士身延鐵道株式會社
初瀬鐵道株式會社
伊豫鐵道株式會社
岩手輕便鐵道株式會社
井原笠岡輕便鐵道株式會社
伊那電車軌道株式會社
上武鐵道株式會社
川越鐵道株式會社
上野鐵道株式會社
河南鐵道株式會社
高野登山鐵道株式會社
小坂鐵道株式會社
加太輕便鐵道株式會社
湖南鐵道株式會社
鹿兒島電氣軌道株式會社
釜石礦山輕便鐵道
水戸鐵道株式會社
湊鐵道株式會社
宮崎縣營輕便鐵道
宮崎輕便鐵道株式會社

松阪輕便鐵道株式會社
三河鐵道株式會社
長良輕便鐵道株式會社
西尾鐵道株式會社
名古屋電氣鐵道株式會社
青梅鐵道株式會社
近江鐵道株式會社
大川鐵道株式會社
龍崎鐵道株式會社
仙北輕便鐵道株式會社
島原鐵道株式會社
新宮鐵道株式會社
下津井輕便鐵道株式會社
駿豆電氣鐵道株式會社
東讃電氣軌道株式會社
鞆輕便鐵道株式會社
立山輕便鐵道株式會社
龍野電氣鐵道株式會社
藤相鐵道株式會社
苫小牧輕便鐵道株式會社
武岡輕便鐵道株式會社
宇部輕便鐵道株式會社
魚沼鐵道株式會社

宇島鐵道株式會社
吉野鐵道株式會社
國日市鐵道株式會社
養老鐵道株式會社
耶馬溪鐵道株式會社
京都電燈株式會社越前電氣鐵道
南陸鐵道株式會社
兩備輕便鐵道株式會社
西大寺軌道株式會社
日出生鐵道株式會社
一畑輕便鐵道株式會社
美濃電氣軌道株式會社
岐北輕便鐵道株式會社
北勢鐵道株式會社
長州鐵道株式會社
秋田鐵道株式會社

第二條　前條記載ノ者ニシテ日本郵船株式會社又ハ大阪商船株式會社所屬ノ汽船ニ乘船セムトスル者ハ內國諸港間ニ限リ其ノ貨金五割引ヲ以テ乘船スルコトヲ得

第三條　前二條ノ乘車乘船ニ關スル手續ニ付テハ大正三年六月五日陸海軍省告示國有鐵道無賃乘車手續ヲ準用スルモノトス

●陸海軍恤兵品無賃運送ノ件

（昭和十七年二月二十八日鐵道省告示第四十四號）

沿革　昭和一七年三月鐵道省告示第七三號改正

陸海軍恤兵品左ニ依リ無賃運送ノ取扱ヲ爲ス

昭和十二年七月鐵道省告示第二百四十三號ハ之ヲ廢止ス

一　陸海軍恤兵品ノ範圍　本告示ニ於テ陸海軍恤兵品トハ陸海軍人軍屬ヲ直接慰恤スル目的ヲ以テ陸海軍ニ寄贈セラルル物品ヲ謂ヒ軍用動物ニ對スルモノハ之ヲ含マザルモノトス

二　發驛　會線各驛及內地連絡運輸規則ニ依リ會線ト連絡運輸ヲ爲ス鐵道、軌道、自動車及航路各驛

三　著驛

會　線　各驛

陸太　廳鐵道線　敷香

流山　鐵道線　流山

溫泉　電軌線　山中。山代。山代東口。片山津。粟津溫泉

鐵道總督府交通局線　鑑北。北投。高砂。

第二九七號

鑑南。高雄港。宜蘭。鑑中。屏東

朝鮮總督府鐵道局線

大邱。大田。龍山。平壤。新義州。馬山。鎭海。群山。仁川。咸興。朱乙。羅南。鎭南浦

朝鮮京南鐵道線　溫陽溫泉

滿鐵線　各驛（小荷物扱ニ付テハ奉山線ヲ除ク）

大阪商船會社日本郵船會社共同航路　某埠港

四　扱種別　各扱貨物

五　賛華　各運輸關係共無賃（接續賃共）

六　荷送人　寄贈者

七　荷受人　陸海軍官衙、部隊、艦船

八　條件　受理陸海軍官衙又ハ部隊ニ於テ恤兵品ノ品名、數量等ヲ記載シ且恤兵品タルコトヲ證明シタル書類ヲ提出スルコト

●大東亞戰爭ニ依ル負傷者救護ノ爲日本赤十字社ヨリ派遣スル救護員及救護材料ニ對スル運賃割引ノ件

（昭和十七年四月一日鐵道省告示第七十八號）

昭和十二年七月鐵道省告示第二百四十九號大東亞戰爭ニ依ル負傷者救護ノ爲日本赤十字社ヨリ派遣スル救護員及救護材料ニ對スル運賃割引ノ件左ノ通改正シ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大東亞戰爭ニ依ル負傷者救護ノ爲日本赤十字社ヨリ派遣スル救護員及其ノ救護材料ニ對シ當分ノ間日本赤十字社社長發行ノ所定ノ救護員旅客運賃割引證及救護材料タルコトノ證明書引換ニ左記各號ニ依リ旅客運賃及貨物運賃五割低減ノ取扱ヲ爲ス

一　救護員

イ　割引區間　省線各驛相互間及省線各驛ト朝鮮鐵道局線及滿鐵線（朝鮮鐵道局線經由）各驛トノ相互間

ロ　等級　二、三等

ハ　其ノ他ノ取扱　普通片道又ハ往復乘車券ニ同ジ

二　救護員旅客運賃割引證

表

第　號

救護員旅客運賃割引證

乘車船區間	自　至　驛驛	驛片道往復
使用者氏名		
年齢		當年
乘車船等級	等	五割
割引率		

昭和　年　月　日

日本赤十字社社長

氏　名　　職印

（一・九寸）

二・八寸

裏

注　意

一、本證ハ日本赤十字社ヨリ派遣スル救護員ガ救護ノ爲旅行スルトキニ限リ使用シ得ルモノニシテ番號、乘車船區間、氏名、年齢ハ發行者ニ於テ記入シ之ヲ本人ニ交付スベキモノトス

二、本證ニ依リ往復乘車券ヲ購求スルトキハ乘車船區間ノ下ニ「往復」ト記入シ使用者ノ印ヲ押捺スベキモノトス

三、本證ハ記名人以外ノモノ之ヲ使用スルコトヲ得ズ

四、本證ニヨリ購求シタル割引乘車券ハ他人ニ譲渡シ又ハ他人之ヲ使用スルコトヲ得ズ

五、本證記載事項ヲ訂正シタル場合ニ於テハ發行者ノ職印アルモノニ限リ之ヲ有效トス

六、本證ノ有效期間ハ發行ノ日ヨリ三箇月トス

二　救護材料

イ　發着區間及割引區間　省線各驛相互間及省線各驛ト朝鮮鐵道局線及滿鐵線（朝鮮鐵道局線經由）各驛トノ相互間

ロ　扱種別　小荷物扱、小口扱及車扱

ニ對シテハ左記各號ニ依リ所定ノ遺族旅客運賃割引證ト換ニ片道又ハ往復乘車券ニ對スル各等旅客運賃ノ五割ヲ低減ス

一、旅行ノ目的

イ、遺骨出迎ヘ又ハ受領ノ爲旅行スルトキ

ロ、遺骨ヲ護送シテ歸郷スルトキ

ハ、陸海軍又ハ市町村ニ於テ開催ノ慰靈祭參列ノ爲旅行スルトキ

二、割引區間

イ、省線各驛相互間

ロ、省線（非運帶驛ヲ含ム）ト運帶線（自動車線ヲ除ク）各驛（航路取扱所ヲ含ム）相互間

三、遺族旅客運賃割引證樣式

表

第　號

遺族旅客運賃割引證

乘車船區間	自　至　驛驛	驛片道往復
住所氏名		
年齢		當年
乘車船等級	等	五割
割引率		

發行權任官職氏名職印

（九寸）

裏

注　意

一、本證ハ軍人軍屬ノ遺族ニシテ遺骨ヲ護送シテ歸郷スルトキ遺骨ヲ出迎ヘノ爲或ハ受領ノ爲旅行スルトキ又ハ陸海軍若ハ市町村ニ於テ行フ慰靈祭參列ノ爲旅行スルトキニ限リ使用シ得ルモノニシテ番號及使用者ノ氏名ヲ記入シテ交付スルモノトス

二、本證ハ記名人以外ノモノ之ヲ使用スルコトヲ得ザルモノトス

三、本證ニヨリ購求シタル割引乘車券ハ他人ニ譲渡シ又ハ他人之ヲ使用スルコトヲ得ザルモノトス

備考　軍司令部、師團司令部、聯隊區司令部、運輸部（出張所ヲ含ム）、海軍省經理局、海軍人事部、地方海軍人事部、海軍經理部又ハ死亡者所屬部隊ニ於テ發行ス

●大東亞戰爭ニ因ル戰傷病陸海軍軍人ノ出迎等ノ爲其ノ家族カ旅行スル場合ノ旅客運賃割引方

（昭和十四年二月二十日鐵道省告示第二十五號）

沿革　昭和一四年五月鐵道省告示第九三號、八月第一四二號、一一月第二二〇號、一二月第二二七號、一五年二月第四八號、一二月第二七一號、一六年一二月第二六〇號、一七年一月第七號、七月第一五九號改正

大東亞戰爭（含支那事件）ニ因ル戰傷病陸海軍軍人ノ出迎、見舞又ハ看護ノ爲其ノ家族ガ旅行スル場合ノ旅客運賃割引方左ノ通定メ昭和十四年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

一　割引資格者　大東亞戰爭（含支那事件）ニ因ル戰傷病陸海軍軍人ノ同一戸籍ニ在ル直系尊族、直系卑族、配偶者及兄弟姉妹

二　旅行ノ目的

イ　戰傷病軍人ノ內地歸還ノ出迎

ロ　陸海軍病院ニ入院中ノ戰傷病軍人ノ見舞又ハ看護

三　等級　二、三等

四　割引率

イ　鐵道省所管ノ鐵道、航路及自動車道ニ鐵道省ト運帶運輸ヲ爲ス場合ニ於ケル鐵道、軌道、航路（ロ號ヲ除ク）及自動車

五割

ロ　左ノ航路ハ二割

北日本汽船會社雜內港本斗間航路

日本郵船會社及北日本汽船會社共同經營小樽大泊港、小樽廣岡間航路

日本郵船會社青森大泊港、青森廣岡間航路

北日本汽船會社青森豊原間航路

大阪商船會社神戸那覇間及鹿兒島那覇間航路

日本海汽船會社北鮮航路

大阪商船會社北鮮航路

大阪商船會社大連航路、基隆航路

日本郵船會社大連航路、基隆航路

五　割引區間　居住地最寄驛ヨリ內地歸還地又ハ陸海軍病院最寄驛往復

六　割引期間　昭和十七年十二月三十一日迄

七　割引條件　所定ノ旅客運賃割引證ヲ提出スルノ外左ノ各號ニ依ル證明書ヲ携帶シ乘車券購求ノ際及係員ノ請求アリタルトキハ何時ニテモ之ヲ提示スベキモノトス

イ　出迎旅行ニ在リテハ所定ノ戰傷病軍人

家族身分證明書竝ニ戰傷病軍人陸運證明書

ロ　見舞又ハ看護旅行ニ在リテハ所定ノ戰傷病軍人家族身分證明書竝ニ戰傷病軍人入院證明書

八　適用期間　旅客及手荷物運送規則第十九條所定ノ通トス但シ入院中ノ戰傷病軍人看護ノ爲病院ニ滯在シ適用期間ニ不足ヲ來スト認ムルトキハ乘車券(復片)ヲ着驛ニ預ケ相當日數ノ乘車券適用期間ノ延長ヲ請求スルコトヲ得

前項但書ノ場合旅客ハ別ニ當該病院發行ニ係ル左ノ樣式ノ滯在證明書ヲ提出スベキモノトス

滯在證明書

現住所
氏　　生年月日
名

右ノ者何　某看護ノ爲　年　月　日迄滯在セシコトヲ證明ス

昭和　年　月　日

陸海軍病院印

六・四復

九・一復　第一項ノ延長ヲ爲スベキ期間ハ看護ノ爲滯在シタル日數以内トス

九　割引證　陸海軍省ニ於テ作製スルモノニシテ其ノ樣式左ノ如シ

表

第　號

戰傷病軍人家族旅客運賃割引證

乘車船區間	自　驛　至　驛
使用者氏名	住所　年齢
乘車船引換券發行	等　年　月　日
	等五割

昭和　年　月　日發行

陸海軍病院又ハ陸海軍官衙印

一二・八復

九・一復

備考

一　中央上部ニ赤色ヲ以テ「十」ヲ表示ス

二　見舞又ハ看護ノ爲旅行スル場合ノ割引證乘車船區間ノ着驛ハ陸海軍病院ノ最寄驛ヲ印刷スルコトアルベシ

裏

注意

一、本證ニ依リ運賃ノ割引ヲ受クル者ハ所定ノ戰傷病軍人家族身分證明書及戰傷病軍人歸還證明書又ハ戰傷病軍人入院證明書ヲ携帶シ乘車券購求ノ際及鐵道係員ノ請求アリタルトキハ何時ニテモ之ヲ呈示スベキモノトス

二、本證ハ大東亞戰爭(含支那事變)ニ因ル戰傷病陸海軍軍人ノ同一戸籍ニ在ル直系尊族、直系卑族、配偶者及兄弟姉妹ガ當該戰傷病軍人ノ内地歸還ノ出迎又ハ陸海軍病院ニ入院中ノ見舞若ハ看護ノ爲旅行スル場合ニ限リ使用シ得ルモノニシテ番號、乘車船區間、使用者ノ住所、氏名、年齢及發行日附ハ發行者記入シテ之ヲ交付スベキモノトス

三、本證ハ記名人以外ノ者之ヲ使用スルコトヲ得ズ

四、本證ニ依リ購求シタル割引乘車券ハ他人ニ譲渡シ又ハ他人之ヲ使用スルコトヲ得ズ

五、本證ノ記載事項ヲ訂正シタル場合ニ於テハ左ノ證明アルモノニ限リ之ヲ有效トス

(一)　發行者ノ記入スベキ事項ニ付テハ發行者ノ印

(二)　使用者ノ記入スベキ事項ニ付テハ使用者ノ認印

六、本證ノ有效期間ハ發行ノ日ヨリ二箇月トス

十　戰傷病軍人家族身分證明書　戰傷病軍人家族ノ本籍地又ハ居留地ノ市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横濱市及神戸市ニ在リテハ區長)其ノ他之ニ準ズベキモノニ於テ所定ノ戰傷病軍人歸還證明書又ハ戰傷病軍人入院證明書ヲ確認シタル上發行スルモノニシテ其ノ樣式左ノ如シ

戰傷病軍人家族身分證明書

住所
氏
名　生年月日

右ハ何地ニ歸還ノ又ハ何々陸軍若ハ海軍病院ニ入院中ノ戰傷病軍人何　兵　何某ノ(續柄)タルコトヲ證明ス

昭和　年　月　日

何市町村長　氏　名　職印

六・四復

九・一復　本證明書ノ有效期間ハ發行ノ日ヨリ二箇月トス

十一　戰傷病軍人入院證明書　戰傷病軍人ノ入院セル陸海軍病院ニ於テ發行スルモノニシテ其ノ樣式左ノ如シ

戰傷病軍人入院證明書

身分
氏　名
生年月日

右ノ者何年何月何日ヨリ本院ニ入院加療中ナルコトヲ證明ス

昭和　年　月　日

本院所在地最寄驛何驛

陸海軍病院印

六・四復

九・一復　本證明書ノ有效期間ハ發行ノ日ヨリ二箇月トス

十二　陸海軍病院ニ於テ入院中ノ戰傷病軍人ヲ看護ノ爲其ノ家族ヲ急遽呼出ス必要アル場合ハ電報ヲ以テ戰傷病軍人入院證明書竝ニ旅客運賃割引證ニ代フルコトヲ得ルモノトス

十三　戰傷病軍人歸還證明書　陸海軍官衙ニ於テ發行スルモノニシテ其ノ樣式左ノ如シ

戰傷病軍人歸還證明書

身分
氏　名
生年月日

右ノ者戰傷病ノ爲何年何月何日何地ニ歸還セシモノナルコトヲ證明ス

昭和　年　月　日

陸海軍官衙印

六・四復

九・一復

十四　本割引乘車券ニ對シテハ乘越、方向變更又ハ經路變更ノ取扱ヲ爲サズ

●鐵道船舶通シ運送規則

(昭和五年三月二十六日　通信省令)

沿革　昭和五年六月三〇日鐵道省令、六年三月七日、五月一四日、六月二〇日、八月二二日、一一月二五日、七年二月八日、六月一一日、七月一一日、八月二日、一〇月二七日、八年二月六日、三月四日、四月六日、六月二七日、八月一五日、九月九日、一五日、二二月二八日、九年一月二五日、八月一〇日、一〇月二五日、一〇年三月一六日、四月一日、五月一日、六月一七日、七月一日、一一年一月二七日、一二年三月第一號、九月第二號、一三年一〇月第一號、一四年四月第一號、一〇月第二號、第三號、一二月第四號、一五年四月第一號、一六年九月第一號、一七年二月第一號改正

鐵道船舶通シ運送規則左ノ通定ム

鐵道船舶通シ運送規則

第一條　鐵道ト通シ運送ヲ爲ス場合ニ於ケル船舶ニ依ル運送ニシテ鐵道營業法ノ適用ヲ受クヘキモノニ付テハ本令ノ定ムル所ニ依ル

前項ノ船舶ニ依ル運送ノ區間及其ノ運送業者ハ別表ノ通トス

第二條　運賃額ノ表示料ハ左ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ズ

		運送スベキ區間百五十海里未滿ノ場合	同上百五十海里以上ノ場合
一　託送手荷物(第二號及第三號ニ該當スルモノヲ含ム)	表示額金百圓迄毎ニ	金十錢	金二十錢
二　高價品	同	金十錢	金二十錢
三　動物(金千圓迄ニ付テハ)	同	金三十錢	金五十錢
(金千圓ヲ超ユル額ニ付テハ)	同	金五十錢	金一圓
四　其ノ他ノ運送品	同	金五錢	金十錢

船舶運送業者ハ前項ノ規定ニ依ル表示料ヲ託送手荷物又ハ運送品ノ受託箇所ニ掲示スベシ

第三條　要償額ノ表示ナキ託送手荷物、高價品又ハ動物ノ滅失又ハ毀損ニ因ル損害ニ付船舶運送業者ガ賠償ノ責ニ任ズベキ場合ニ於テ支拂フベキ金額ハ船舶運送業者ニ惡意又ハ重大ナル過失アル場合ヲ除クノ外左ノ額ヲ超ユルコトヲ要セズ

一　託送手荷物(第二號及第三號ニ該當スルモノヲ含ム)	一箇ニ付	金三百圓	但シ旅客一人ニ付金五百圓ヲ最高額トス
二　高價品	一瓩(容器荷造ヲ含ム)迄毎ニ	金二圓	但シ一口金三百圓ヲ最高額トス
三　動物			
牛、馬	一頭ニ付	金二百四十圓	
犢	同	金六十圓	
豚、緬羊	同	金四十圓	
其ノ他ノ獸類	同	金二十圓	
獸類以外ノ動物	一瓩(容器荷造ヲ含ム)迄毎ニ	金一圓	但シ一口金百圓ヲ最高額トス

第四條　引渡期間ハ左ノ各號ノ期間ヲ合算シタルモノトス

一　發送期間
二　輸送期間
三　陸揚期間
四　集配期間
五　接續期間

發送期間ハ左ノ各號ニ依ル

一　毎日發航スル場合ニ於テハ託送手荷物又ハ運送品ヲ運送ノ爲受取リタル日及其ノ翌日ヲ以テ之ニ充ツ

二　前號以外ノ場合ニ於テハ託送手荷物又ハ運送品ヲ運送ノ爲受取リタル日ヨリ起算シ次ノ發航日迄ノ日數ヲ以テ之ニ充ツ但シ次ノ發航日迄ノ日數カ前號ノ期間ニ滿タサルトキハ第二次ノ發航日迄ノ日數ヲ以テ之ニ充ツ

輸送期間ハ五十海里迄毎ニ一日トス

陸揚期間ハ船舶カ最後ノ運送機關タル場合ニ限リ之ヲ設ケ一日トス

集配期間ハ船舶ノ發著所以外ノ場所ニ於テ託送手荷物又ハ運送品ノ受取又ハ引渡ヲ爲ス場合ニハ其ノ各ニ付一日トス

接續期間カ船舶カ鐵道又ハ他ノ船舶ヨリ引繼ヲ受クル場合ニハ第二項ノ規定ヲ準用シ、船舶カ鐵道又ハ他ノ船舶ニ引繼ヲ爲ス場合ニハ之ヲ一日トス

第五條　鐵道營業法第十三條第一項但書ノ準用ニ關シテハ船舶所有者カ船員其ノ他ノ使用人ノ輕過失ニ付其ノ責ニ任セサル旨ノ特約ヲ爲シタル場合ニ於ケル商法第七百三十九條ノ適用ヲ妨ケサルモノトス

第六條　鐵道運輸規程第十九條、第二十八條、第二十九條、第三十條第二項第三項、第三十一條第五項第六項、第三十二條乃至第三十四條、第七十四條、第七十五條及第七十八條乃至第八十條ノ規定ハ船舶ニ依ル運送ニ之ヲ準用ス

附　則

本令ハ昭和四年法律第三十八號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和五年四月一日ヨリ施行)

別表

運送區間	運送業者
尾道、高濱、三津濱間	石崎汽船株式會社
鷲津、氣賀間	濱名湖巡航汽船株式會社
鷲津、三ケ日間	同
伊東、大島間	東京灣汽船株式會社
沼津、下田間	同
境、西鄕間	隱岐汽船株式會社
大津、竹生島間	太湖汽船株式會社
大津、石山、南鄕間	同
鹽竈、松島間	松島灣汽船株式會社

運送區間	運送業者
松江、境、美保關間	合同汽船株式會社
稚內、大泊間	鐵道省
青森、函館間	同
下關、釜山間	同
宇野、高松間	同
宮島口、宮島間	同
下關、門司間	同
福良、撫養間	阿淡連絡汽船株式會社
鹽竈、宮古間	三陸汽船株式會社
新潟、佐渡夷間	佐渡汽船株式會社
博多、蘆邊、勝本、鄕ノ浦、嚴原、比田勝間	九州郵船株式會社
博多、釜山間	同
長崎、玉ノ浦間	九州商船株式會社
長崎、佐世保、五島間	同
三角、本渡間	同
三角、牛深間	同
三角、島原間	同
古江、鹿兒島間	同
古江、鹿兒島間	錦江灣汽船株式會社
多度津、鞆、尾道間	瀨戶內商船株式會社
尾道、今治間	同
稚內、本斗間	船舶運營會
小樽、大泊、眞岡間	同
青森、大泊、眞岡間	同
青森、室蘭間	同
新潟、羅津、淸津間	同
伏木、淸津、羅津間	同
敦賀、浦鹽斯德間	同
敦賀、淸津、羅津間	同
東京、大島、下田間	同
沼津、下田間	同
大阪、神戶、高知間	同
大阪、神戶、高濱、別府間	同
大阪、神戶、和歌浦、小松島間	同
神戶、洲本間	同
神戶、名瀨、那霸間	同
神戶、下關、門司、大連間	同
神戶、下關、門司、基隆間	同
神戶、下關、門司、高雄間	同
神戶、下關、門司、塘沽、天津間	同
神戶、門司、靑島間	同
神戶、門司、上海間	同
高濱、吉浦、宇品間	同
多度津、鞆、尾道間	同
尾道、今治間	同
尾道、四阪島、新居濱間	同
別府、宇和島間	同
下關、淸津、羅津間	同
下關、麗水間	同
門司、高濱間	同
長崎、上海間	同
鹿兒島、長崎、大連間	同
鹿兒島、名瀨、那霸間	同
土浦、佐原間	水鄕汽船株式會社
佐原、鹿島間	同

●特別扱雜誌運送規則

（昭和十五年六月十九日
鐵道省告示第百三十五號）

沿革　昭和一五年一二月鐵道省告示第二七〇號改正

特別扱雜誌運送規則左ノ通定メ昭和十五年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

特別扱雜誌運送規則

第一條　左ノ各號ニ該當スル雜誌ニシテ鐵道省ガ特別扱ノ承認ヲ爲シタルモノ（以下特別扱雜誌トス）ノ運送ニ付テハ本規則ニ依ル

一　第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタルモノ

二　發行ノ日ヨリ百二十日以內ノモノ

三　一箇月ノ託送重量千八百瓩以上ノモノ

第二條　特別扱雜誌ノ承認ヲ受ケントスル者ハ雜誌特別扱申込書二通ヲ提出スベキモノトス

雜誌特別扱申込書ノ樣式ハ左ノ通トス

三錢印紙

雜誌特別申込書

昭和　年　月　日

住所
營業所
商號
氏名㊞

何々鐵道局長何某殿

幣店託送ニ係ル雜誌ノ運送ニ付テハ特別扱雜誌運送規則ニ依ル取扱ヲ御承認相成度

追テ託送驛ハ左記記載ノ通ニ有之候

備考　本書ノ一通ニハ印紙ヲ貼附スベキモノトス

鐵道省ニ於テ特別扱ノ承認ヲ爲シタルトキハ雜誌特別扱申込書ノ餘白ニ左ノ如ク記入捺印ノ上其ノ一通ヲ交付ス

右承認致候

一　樣式

第二九七號

昭和　年　月　日

何々鐵道局長　何　某　職印

第三條　雜誌ノ特別扱ニ關スル契約ヲ解除セントスル場合ハ當事者ノ一方ヨリ他ノ一方ニ書面ヲ以テ通告スベキモノトス

第四條　特別扱雜誌ハ之ヲ貨物トシテ取扱フ

第五條　荷送人ハ發送日ノ二日前迄ニ指定驛ニ雜誌託送書ヲ提出スベキモノトス但シ鐵道省ニ於テ特ニ承諾シタル場合ハ之ニ依ラザルコトヲ得

雜誌託送書ノ樣式及作成方ハ左ノ如シ

一四・八糎

甲第12號

雜誌託送書

荷送人氏名又ハ商號＿＿＿＿㊞

昭和…年…月…日第…列車（貨物自動車）……發驛

著驛	荷受人	箇數	重量	記事
計				

備考

一　甲、乙二片制炭酸紙式トシ甲片ハ厚葉紙ニシテ乙片ハ薄葉紙トス
尙乙片ニハ綴目ノ切斷線ヲ設ケズ
二　番號ハ一號ヨリ百號迄トス
三　横線ハ十七行トス
四　藍色刷トス
五　本書ハ荷送人ニ於テ調製スベキモノトス

二　作成方

雜誌託送書ハ荷送人ニ於テ左ノ各號ニ依リ之ヲ作成シ甲片ヲ提出スベキモノトス

イ　省線著ノモノハ別ニ指定スル區間毎ニ、連絡運輸機關所屬線著（通過ノ場合ヲ含ム）ノモノハ連絡運輸機關所屬線著毎ニ別葉ヲ使用シ各其ノ必要事項ヲ記入スルコト

ロ　一口毎ニ一罫ニ記入スルコト

ハ　重量ハ第十四條第二項ニ定ムル所ニ依リ記入スルコト

ニ　不著ノ結果代品託送ノ場合ニ於テハ更ニ本書ヲ作成シ餘白ニ「代品託送ニ付再製」ト記入スルコト

ホ　記事欄ニハ左ノ事項ヲ記入スルコト

(一)　發行月日

(二)　著驛所屬線名及經由線名

第六條　特別扱雜誌ニ對シテハ發送日時、發驛及運送方法ヲ指定スルコトアルベシ

第七條　特別扱雜誌ハ一箇ノ重量ヲ三十瓩程度以上トシ荒包ノ上繩掛ヲ施スベキモノトス但シ鐵道省ニ於テ特ニ承諾シタル場合ハ之ニ依ラザルコトヲ得

前項但書ノ規定ニ依リ所定ノ荷造ヲ爲サザルニ因リ生ジタル貨物ノ損害ニ付テハ鐵道省ハ之ガ賠償ノ責ニ任セザルモノトス

第八條　荷送人ハ其ノ包裝ニ左ノ事項ヲ記載スベキモノトス

一　荷送人及荷受人ノ氏名又ハ商號

二　箇數（二箇以上ヲ一口ト爲ス場合ニ限ル）

三　發著驛名

四　發送月日

荷送人ハ前項ニ依ルノ外著驛名ヲ記載セル荷札ヲ每箇兩端ニ附著スルモノトス但シ鐵道省ニ於テ特ニ承諾シタルトキハ之ヲ省略スルコトヲ得

鐵道省ニ於テ運送上必要アリト認メタル場合ハ前項ニ依ルノ外其ノ包裝又ハ包裝掛繩ニ著色ヲ施サシムルコトアルベシ

第九條　特別扱雜誌ハ荷送人ニ於テ託送前之ヲ秤量シ鐵道ハ引渡ノ際之ヲ檢量ス

第十條　受託後ニ於テ品名相違ヲ發見シタル場合ハ荷受人ヨリ便宜ノ證明ヲ徵シタル上引渡ヲ爲ス

第十一條　特別扱雜誌カ運送中ニ所在不明トナリタル場合ニ於テ荷送人ヨリ代ルベキ雜誌ノ再託送ヲ受ケタルトキハ無賃ニテ之ヲ運送ス

前項ニ依リ雜誌ノ再託送ヲ受ケタル後先送ノ雜誌ノ所在判明シタルトキハ其ノ一方ヲ無賃ニテ返送ス

第一項ノ場合荷送人ハ其ノ包裝ニ「何月何日發送ノ分不著再送」ト赤書スベキモノトス

第十二條　特別扱雜誌運賃ハ賃率ニ重量ヲ乘ジ之ヲ計算ス

第十三條　運賃計算ノ場合ニ於ケル賃率ハ重量一瓩ニ付八厘トス

第十四條　運賃計算ノ場合ニ於ケル重量ハ雜誌託送書ニ依リ一發驛一日分ノ重量ヲ合算シタルモノトス

前項ノ重量ハ實重量ニ依リ一口每ニ一瓩未滿ノ端數ヲ一瓩ニ切上ゲ但シ一箇ノ重量三瓩未滿ノモノハ三瓩トス

第十五條　運賃計算上生ジタル一錢未滿ノ端數ハ之ヲ切捨ツ

第十六條　荷送人ハ指定ノ期日迄ニ一箇月分ニ相當スル運賃概算額ヲ豫納スベキモノトス

前項ノ豫納金ノ最低ハ十五圓トス

第十七條　特別扱雜誌運賃ハ一箇月每ニ之ヲ精算ス此ノ場合ニ於ケル計算ノ始期又ハ終期ノ屬スル月ハ其ノ日數ニ拘ラズ一箇月ト看做ス

前項ノ場合運賃計算重量ガ千八百瓩未滿ノ場合ハ千八百瓩分ノ運賃ヲ收受ス

第十八條　養納金又ハ精算運賃ノ不足額ヲ指定期日迄ニ納入セザルトキハ其ノ期日經過後本規則ニ依ル取扱ヲ停止ス

第二七四號

第十九條　受託後ニ於テ品名又ハ數量相違ヲ發見シタル場合品名相違ニ在リテハ一口每ニ又數量超過ニ在リテハ一日分每ニ不足運賃ノ外其ノ三倍ニ相當スル增運賃ヲ收受ス

第二十條　前各條以外ノ事項ニ付テハ小口扱貨物ノ例ニ依ル

●鐵道線路營業粁程

（昭和四年十二月二十九日鐵道省告示第二百九十號）

【沿革】略ス

鐵道省所管鐵道線路營業粁程左ノ通定メ昭和五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

鐵道線路營業粁程目次（本目次ハ官報ニ登錄セラレザルモ關者ノ御便宜ノ爲メ輕錄ス）

東海道本線……四八七ノ一六三
横濱線……四八七ノ一六五
横須賀線……四八七ノ一六五
御殿場線……四八七ノ一六五
伊東線……四八七ノ一六五
身延線……四八七ノ一六五
二俣線……四八七ノ一六五ノ二
武豐線……四八七ノ一六五ノ二
西成線……四八七ノ一六五ノ二
福知山線……四八七ノ一六五ノ三
有馬線……四八七ノ一六五ノ三
北陸本線……四八七ノ一六五ノ三
小濱線……四八七ノ一六六
三國線……四八七ノ一六六
七尾線……四八七ノ一六六
中越線……四八七ノ一六七
氷見線……四八七ノ一六七
新湊線……四八七ノ一六七
大糸北線……四八七ノ一六七
高山本線……四八七ノ一六七
越美南線……四八七ノ一六七
中央本線……四八七ノ一六七
八高線……四八七ノ一六八
小海線……四八七ノ一六八
篠ノ井線……四八七ノ一六九
大糸南線……四八七ノ一六九
明知線……四八七ノ一六九
太多線……四八七ノ一六九
山陽本線……四八七ノ一六九
播但線……四八七ノ一七〇
姫新線……四八七ノ一七〇
宇野線……四八七ノ一七一
伯備線……四八七ノ一七一
福塩線……四八七ノ一七二
藝備線……四八七ノ一七二
吳線……四八七ノ一七二
宇品線……四八七ノ一七二
可部線……四八七ノ一七二
柳井線……四八七ノ一七三
山口線……四八七ノ一七三
美祢線……四八七ノ一七三
山陰本線……四八七ノ一七三
舞鶴線……四八七ノ一七四
宮津線……四八七ノ一七四
因美線……四八七ノ一七四
若桜線……四八七ノ一七五
倉吉線……四八七ノ一七五
境線……四八七ノ一七五
木次線……四八七ノ一七五
大社線……四八七ノ一七五
三江線……四八七ノ一七五
關西本線……四八七ノ一七五
參宮線……四八七ノ一七六
名松線……四八七ノ一七六
紀勢東線……四八七ノ一七六
草津線……四八七ノ一七六
信樂線……四八七ノ一七六
奈良線……四八七ノ一七六
櫻井線……四八七ノ一七六
片町線……四八七ノ一七六
和歌山線……四八七ノ一七七
紀勢西線……四八七ノ一七七
城東線……四八七ノ一七八
東北本線……四八七ノ一七八
山手線……四八七ノ一七九
常磐線……四八七ノ一七九

水郡線……四八七ノ一八〇
川越線……四八七ノ一八〇
高崎線……四八七ノ一八〇
上越線……四八七ノ一八〇
十日町線……四八七ノ一八一
兩毛線……四八七ノ一八一
足尾線……四八七ノ一八一
眞岡線……四八七ノ一八一
水戸線……四八七ノ一八一
日光線……四八七ノ一八一
烏山線……四八七ノ一八一
白棚線……四八七ノ一八二
川俣線……四八七ノ一八二
仙山線……四八七ノ一八二
鹽竈線……四八七ノ一八二
大船渡線……四八七ノ一八二
横黒線……四八七ノ一八二
釜石線……四八七ノ一八二
橋場線……四八七ノ一八二
山田線……四八七ノ一八二
花輪線……四八七ノ一八三
八戸線……四八七ノ一八三
大湊線……四八七ノ一八三
大畑線……四八七ノ一八三
磐越東線……四八七ノ一八三
磐越西線……四八七ノ一八三
會津線……四八七ノ一八四
日中線……四八七ノ一八四
奥羽本線……四八七ノ一八四
米坂線……四八七ノ一八五
長井線……四八七ノ一八五
左澤線……四八七ノ一八五
生保内線……四八七ノ一八五
船川線……四八七ノ一八五
五能線……四八七ノ一八五
阿仁合線……四八七ノ一八六
黒石線……四八七ノ一八六
羽越本線……四八七ノ一八六
赤谷線……四八七ノ一八六
矢島線……四八七ノ一八六
陸羽東線……四八七ノ一八六
陸羽西線……四八七ノ一八六
石巻線……四八七ノ一八七
信越本線……四八七ノ一八七
魚沼線……四八七ノ一八七
越後線……四八七ノ一八七
彌彦線……四八七ノ一八八
室木線……四八八
總武本線……四八八
房總東線……四八八
房總西線……四八八
木原線……四八九
成田線……四八九
久留里線……四八九
東金線……四八九
豫讃本線……四八九
內子線……四八九
宇和島線……四八九
高德本線……四八九
鍛冶屋原線……四八九
搗美線……四八九ノ二
德島本線……四八九ノ二
小松島線……四八九ノ二
牟岐線……四八九ノ二
土讃線……四八九ノ二
鹿兒島本線……四八九ノ二
篠栗線……四八八
筑肥線……四八八
甘木線……四八八
三角線……四八九
肥薩線……四八九
山野線……四八九
宮之城線……四八九
指宿線……四八八
湯前線……四八九
長崎本線……四八九
佐賀線……四八九ノ二
唐津線……四八九ノ二

第二七四號

驛名	程 區間粁	程 累計粁
	粁分	粁分
高塚	5.3	262.4
舞阪	5.1	267.1
弁天島	2.3	269.8
新居町	3.1	272.9
鷲津	3.7	276.6
(新所原)	5.8	282.4
二川	4.3	286.7
豐橋	6.9	293.6
御油	8.5	302.1
三河三谷	6.2	308.3
蒲郡	2.3	310.6
幸田	7.9	318.5
岡崎	7.4	325.9
安城	7.8	333.7
刈谷	7.9	341.6
(大府)	4.9	346.5
共和	3.0	349.5
大高	4.1	353.6
(熱田)	7.2	360.8
(名古屋)	5.2	366.0
枇杷島	4.0	370.0
清洲	3.8	373.8
稲澤	3.3	377.1
尾張一ノ宮	6.0	383.1
木曾川	5.5	388.6
岐阜	7.7	396.3
穂積	6.0	402.3
(大垣)	7.7	410.0

驛名	程 區間粁	程 累計粁
	粁分	粁分
眞鶴	5.4	95.8
湯河原	3.3	99.1
熱海	5.5	104.6
函南	9.9	114.5
三島	6.2	120.7
(沼津)	5.5	126.2
原	6.6	132.8
鈴川	8.5	141.3
(富士)	4.9	146.2
岩淵	3.5	149.7
蒲原	5.2	154.9
由比	3.5	158.4
興津	5.9	164.3
袖師(假)	2.4	166.7
(清水)	2.3	169.0
草薙	5.2	174.2
靜岡	6.0	180.2
用宗	6.4	186.6
焼津	7.1	193.7
藤枝	6.6	200.3
島田	7.5	207.8
金谷	5.1	212.9
堀内	9.3	222.2
掛川	7.1	229.3
袋井	8.8	238.1
中泉	7.8	245.9
天龍川	6.8	252.7
濱松	4.4	257.1

驛名	程 區間粁	程 累計粁
	粁分	粁分
東海道本線		
(東京)	0	0
有樂町	.8	.8
新橋	1.1	1.9
濱松町	1.2	3.1
田町	1.5	4.6
(品川)	2.2	6.8
大井町	2.4	9.2
大森	2.2	11.4
蒲田	3.0	14.4
(川崎)	3.8	18.2
(鶴見)	3.5	21.7
(東神奈川)	5.3	27.0
(横濱)	1.8	28.8
保土ヶ谷	3.0	31.8
戸塚	9.1	40.9
(大船)	5.6	46.5
藤澤	4.6	51.1
辻堂	3.7	54.8
茅ヶ崎	3.8	58.6
平塚	5.2	63.8
大磯	4.0	67.8
二宮	5.3	73.1
(國府津)	4.6	77.7
鴨宮	3.1	80.8
小田原	3.1	83.9
早川	2.1	86.0
根府川	4.4	90.4

佐世保線……四八九ノ二
伊萬里線……四八九ノ二
松浦線……四八九ノ二
大村線……四八九ノ三
久大本線……四八九ノ三
彦山線……四八九ノ三
宮原線……四八九ノ三
豐肥本線……四八九ノ三
高森線……四八九ノ三
日豐本線……四八九ノ三
田川線……四八九ノ四
宮床線……四八九ノ四
日ノ影線……四八九ノ五
細島線……四八九ノ五
妻線……四八九ノ五
吉都線……四八九ノ五
志布志線……四八九ノ五
古江線……四八九ノ五

油津線……四八九ノ五
筑豐本線……四八九ノ五
漆生線……四八九ノ六
香月線……四八九ノ六
伊田線……四八九ノ六
宮田線……四八九ノ六
幸袋線……四八九ノ六
上山田線……四八九ノ六
函館本線……四八九ノ七
江差線……四八九ノ七
福山線……四八九ノ七
瀬棚線……四八九ノ八
京極線……四八九ノ八
札沼線……四八九ノ八
幌内線……四八九ノ八
歌志内線……四八九ノ八
手宮線……四八九ノ八
岩内線……四八九ノ八

幌加内線……四八九ノ八
室蘭本線……四八九ノ八
萬字線……四八九ノ九
夕張線……四八九ノ九
日高線……四八九ノ九
留萌本線……四八九ノ九
羽幌線……四八九ノ九
根室本線……四八九ノ九
富良野線……四八九ノ一〇
士幌線……四八九ノ一〇
廣尾線……四八九ノ一〇
宗谷本線……四八九ノ一〇
名寄本線……四八九ノ一一
天塩線……四八九ノ一一
興濱北線……四八九ノ一一
北見線……四八九ノ一一
名雨線……四八九ノ一一
天塩本線……四八九ノ一一
清滑線……四八九ノ一一

湧網西線……四八九ノ一一
石北線……四八九ノ一二
網走本線……四八九ノ一二
相生線……四八九ノ一二
湧網東線……四八九ノ一二
釧網本線……四八九ノ一二
標津線……四八九ノ一二

鐵道線路營業粁程

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
田浦	5.4	13.8
横須賀	2.1	15.9
御殿場線		
(國府津)	0	0
下曾我	3.8	3.8
松田	6.4	10.2
山北	5.7	15.9
駿河	8.7	24.6
御殿場	10.9	35.5
裾野	15.2	50.7
下淺狩	4.9	55.6
(沼津)	4.6	60.2
伊東線		
(熱海)	0	0
來宮	1.2	1.2
伊豆多賀	4.8	6.0
網代	2.7	8.7
宇佐美	4.3	13.0
伊東	3.9	16.9
身延線		
(富士)	0	0
本市場	1.3	1.3
堅堀	1.2	2.5
入山瀬	2.7	5.2

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
(膳所)	0	0
濱大津	2.2	2.2
(梅小路)	0	0
(丹波口)	2.8	2.8
(吹田)	0	0
(神崎)	10.7	10.7
横濱線		
(東神奈川)	0	0
菊名	4.8	4.8
小机	3.0	7.8
中山	5.7	13.5
長津田	4.4	17.9
原町田	4.6	22.5
淵野邊	5.9	28.4
橋本	5.4	33.8
相原	1.9	35.7
(八王子)	6.9	42.6
横須賀線		
(大船)	0	0
北鎌倉(假)	2.3	2.3
鎌倉	2.2	4.5
逗子	3.9	8.4

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
濱川崎	4.1	4.1
(東神奈川)	0	0
東高島	1.5	1.5
(高島)	1.0	2.5
(高島)	0	0
表高島	1.3	1.3
(東神奈川)	0	0
海神奈川	2.0	2.0
(沼津)	0	0
蛇松	3.2	3.2
(江尻)	0	0
清水港	1.4	1.4
清水埠頭	1.1	2.5
(熱田)	0	0
(千種)	4.8	4.8
(名古屋)	0	0
名古屋港	8.0	8.0
堀川口	1.9	9.9
(名古屋)	0	0
白鳥	4.9	4.9

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
東横濱	1.8	8.4
横濱港	2.5	10.9
(大垣)	0	0
荒尾	3.4	3.4
美濃赤坂	1.6	5.0
(東灘)	0	0
神戸港	4.9	4.9
貨物支線		
(品川)	0	0
汐留	4.9	4.9
芝浦	2.8	7.7
(品川)	0	0
鶴見	17.8	17.8
(汐留)	0	0
東京市場	1.1	1.1
(入江)	0	0
新興	2.7	2.7
(入江)	0	0
瑞穗	2.8	2.8
(川崎)	0	0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
茨木	3.7	541.8
千里丘	2.9	544.7
(吹田)	4.1	548.8
東淀川	3.1	551.9
(大阪)	4.5	556.4
(梅田)		
塚本	3.4	559.8
神崎	4.3	564.1
立花	3.0	567.1
甲子園口	2.2	569.3
西ノ宮	2.5	571.8
蘆屋	3.8	575.6
攝津本山	2.9	578.5
住吉	1.6	580.1
六甲道	2.2	582.3
(東灘)	1.4	583.7
灘	.9	584.6
三ノ宮	2.4	587.0
元町	0.8	587.8
(神戸)	1.7	589.5
(湊川)		
(横濱)	0	0
櫻木町	2.0	2.0
(鶴見)	0	自鶴見
(入江)	3.5	3.5
(高島)	0.5	4.0
山內町	2.6	6.6

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
垂井	8.1	418.1
關ヶ原	5.7	423.8
柏原	7.1	430.9
近江長岡	4.3	435.2
醒ヶ井	4.6	439.8
(米原)	6.1	445.9
彦根	6.0	451.9
河瀨	6.4	458.3
稻枝	3.7	462.0
能登川	3.7	465.7
安土	5.1	470.8
近江八幡	3.5	474.3
篠原	4.0	478.3
野洲	5.6	483.9
守山	3.1	487.0
(草津)	4.4	491.4
石山	7.7	499.1
(膳所)	2.8	501.9
大津	1.7	503.6
山科	4.5	508.1
(京都)	5.5	513.6
(梅小路)	1.8	515.4
西大路	0.7	516.1
向日町	3.9	520.0
神足	3.7	523.7
山崎	4.0	527.7
高槻	7.5	535.2
攝津富田	2.9	538.1

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
杉津	7.0	61.4
大桐	8.2	69.6
今庄	5.3	74.9
鯖波	7.2	82.1
王子保	4.6	86.7
武生	4.3	91.0
鯖江	5.1	96.1
大土呂	8.0	104.1
福井	5.7	109.8
森田	6.0	115.8
春江	2.2	118.0
丸岡	3.8	121.8
越前下關	3.1	124.9
(金津)	2.7	127.6
細呂木	3.8	131.4
牛ノ谷	3.1	134.5
大聖寺	5.7	140.2
動橋	7.4	147.6
粟津	4.8	152.4
小松	5.8	158.2
寺井	5.8	164.0
小舞子(假)	3.2	167.2
美川	1.6	168.8
加賀笠間	4.0	172.8
松任	4.4	177.2
西金澤	5.8	183.0
金澤	3.6	186.6
東金澤	2.6	189.2

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
(塚口)	0	0
(神崎)	2.5	2.5
金樂寺	.5	3.0
尼ヶ崎	1.6	4.6
有馬線		
(三田)	0	0
鹽田	2.3	2.3
新道場	2.1	4.4
有馬口	3.7	8.1
有馬	4.1	12.2
北陸本線		
(米原)	0	0
法性寺	2.6	2.6
田村	2.0	4.6
長濱	3.1	7.7
虎姫	5.1	12.8
高月	5.4	18.2
木ノ本	4.2	22.4
中ノ郷	4.6	27.0
柳ヶ瀬	4.7	31.7
刀根	5.6	37.3
疋田	5.4	42.7
(敦賀)	5.8	48.5
新保	5.9	54.4

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
福知山線		
(神崎)	0	0
(塚口)	2.5	2.5
伊丹	3.3	5.8
池田	5.4	11.2
中山寺	3.3	14.5
寶塚	3.3	17.8
惣川	.7	18.5
生瀬	1.2	19.7
武田尾	6.4	26.1
道場	5.8	31.9
(三田)	3.6	35.5
廣野	6.0	41.5
相野	4.3	45.8
藍本	4.2	50.0
古市	5.3	55.3
篠山	4.9	60.2
丹波大山	2.3	62.5
下滝	8.0	70.5
谷川	4.3	74.8
柏原	7.0	81.8
石生	3.2	85.0
黑井	4.3	89.3
市島	6.5	95.8
丹波竹田	4.2	100.0
(福知山)	8.3	108.3

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
知波田	4.9	63.1
新所原	4.8	67.9
武豐線		
(大府)	0	0
尾張森岡	1.7	1.7
緒川	1.4	3.1
尾張生路	2.9	6.0
藤江	1.2	7.2
龜崎	3.0	10.2
乙川	2.6	12.8
半田	1.8	14.6
東成岩	1.7	16.3
武豐	3.0	19.3
武豐港	1.0	20.3
西成線		
(大阪)	0	0
(梅田)		
福島	1.1	1.1
野田	1.5	2.6
西九條	1.1	3.7
安治川口	2.3	6.0
櫻島	2.1	8.1
貨物支線		
(野田)	0	0
大阪市場	1.3	1.3

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
常永	1.4	78.7
國母	2.3	81.0
甲斐住吉	1.9	82.9
南甲府	1.0	83.9
善光寺	2.2	86.1
金手	0.9	87.0
(甲府)	1.1	88.1
二俣線		
(掛川)	0	0
遠江櫻木	4.1	4.1
原の谷	3.9	8.0
遠江森	4.9	12.9
遠江一宮	3.6	16.5
敷地	3.5	20.0
野部	3.1	23.1
遠江二俣	3.2	26.3
西鹿島	2.3	28.6
岩水寺	1.9	30.5
宮口	1.9	32.4
都田	5.4	37.8
金指	4.2	42.0
氣賀	3.0	45.0
西氣賀	2.8	47.8
佐久米	3.0	50.8
都築	2.6	53.4
三ヶ日	2.4	55.8
尾奈	2.4	58.2

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
富士根	2.4	7.6
源道寺	1.3	8.9
大宮町	1.4	10.3
大宮西町	1.2	11.5
沼久保	5.0	16.5
芝川	2.4	18.9
稻子	4.7	23.6
十島	2.3	25.9
井出	3.2	29.1
寄畑	2.5	31.6
內船	2.2	33.8
甲斐大島	5.7	39.5
身延	3.8	43.3
鹽之澤	2.2	45.5
波高島	4.5	50.0
下部	1.5	51.5
甲斐常葉	2.4	53.9
市ノ瀨	2.0	55.9
久那土	2.7	58.6
甲斐岩間	1.5	60.1
落居	1.5	61.6
鰍澤口	5.0	66.6
市川大門	3.0	69.6
市川本町	0.9	70.5
蘆川	1.0	71.5
甲斐上野	1.1	72.6
東花輪	3.5	76.1
小井川	1.2	77.3

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
越美南線		
(美濃太田)	0	0
加茂野	5.9	5.9
美濃關	6.1	12.0
美濃町	5.7	17.7
板取口	4.6	22.3
美濃洲原	3.8	26.1
美濃下川	5.7	31.8
苅安	3.0	34.8
深戸	3.7	38.5
美濃相生	4.5	43.0
郡上八幡	3.9	46.9
美濃山田	7.0	53.9
美濃彌富	3.4	57.3
大中	5.1	62.4
美濃白鳥	3.7	66.1
中央本線		
(東京)	0	0
神田	1.3	1.3
萬世橋	.6	1.9
御茶ノ水	.7	2.6
水道橋	.8	3.4
市ヶ谷	.9	3.8
四ツ谷	.8	6.6
信濃町	1.3	7.9
千駄ヶ谷	.7	8.6
(代々木)	1.0	9.6
(新宿)	.7	10.3
大久保	1.4	11.7
東中野	1.1	12.8
中野	1.9	14.7
高圓寺	1.4	16.1
阿佐ヶ谷	1.2	17.3
荻窪	1.4	18.7
西荻窪	1.9	20.6
吉祥寺	1.9	22.5
三鷹	1.6	24.1

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
坂祝	5.2	22.5
(美濃太田)	4.8	27.3
古井	3.0	30.3
中川邊	3.8	34.1
下麻生	3.8	37.9
上麻生	5.3	43.2
白川口	9.9	53.1
下油井	8.6	61.7
飛騨金山	5.0	66.7
饒石	9.0	75.7
下呂	12.6	88.3
禪昌寺	5.2	93.5
飛騨萩原	3.2	96.7
上呂	4.1	100.8
飛騨小坂	8.0	108.8
渚	7.1	115.9
久々野	7.3	123.2
飛騨一ノ宮	6.3	129.5
高山	6.9	136.4
上枝	4.6	141.0
飛騨國府	6.6	147.6
飛騨古川	3.7	151.3
飛騨細江	4.7	156.0
角川	5.7	161.7
坂上	4.9	166.6
打保	9.9	176.5
杉原	4.0	180.5
猪谷	8.7	189.2
楡原	7.0	196.2
笹津	4.3	200.5
越中八尾	8.2	208.7
千里	4.9	213.6
速星	4.3	217.9
西富山	4.3	222.2
(富山)	3.6	225.8

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
中越線		
(伏木)	0	0
(能町)	3.2	3.2
越中中川	2.4	5.6
高岡	1.7	7.3
二塚	3.3	10.6
戸出	4.0	14.6
油田	3.4	18.0
出町	2.6	20.6
高儀	3.7	24.3
福野	2.4	26.7
福光	5.3	32.0
城端	5.2	37.2
氷見線		
(伏木)	0	0
雨晴	3.6	3.6
島尾	2.6	6.2
氷見	3.0	9.2
新湊線		
(能町)	0	0
吉久	2.1	2.1
中伏木	.9	3.0
新湊	.6	3.6
大糸北線		
(糸魚川)	0	0
頸城大野	5.1	5.1
根知	4.9	10.0
小瀧	3.6	13.6
高山本線		
(岐阜)	0	0
長森	4.2	4.2
那加	3.0	7.2
各務ヶ原	6.0	13.2
鵜沼	4.1	17.3

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
三國港	1.1	9.8
七尾線		
(津幡)	0	0
本津幡	2.9	2.9
宇野氣	5.9	8.8
横山	3.0	11.8
高松	2.6	14.4
寶達	6.5	20.9
敷浪	3.3	24.2
羽咋	5.5	29.7
千路	4.1	33.8
金丸	3.7	37.5
能登部	3.6	41.1
良川	2.8	43.9
德田	5.0	48.9
(七尾)	5.5	54.4
和倉	5.1	59.5
田鶴濱	3.5	63.0
笠師保	4.0	67.0
能登中島	3.6	70.6
西岸	6.3	76.9
能登鹿島	4.3	81.2
穴水	6.3	87.5
能登三井	11.0	98.5
能登市ノ瀬	5.0	103.5
輪島	4.4	107.9
貨物支線		
(七尾)	0	0
七尾港	2.1	2.1

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
鄉津	2.4	362.0
(直江津)	4.5	366.5
(敦賀)	0	0
敦賀港	2.7	2.7
敦賀新港	1.2	3.9
小濱線		
(敦賀)	0	0
粟野	7.7	7.7
河原市	10.2	17.9
三方	6.8	24.7
十村	4.6	29.3
大鳥羽	4.0	33.3
三宅	5.5	38.3
新平野	4.5	43.3
小濱	6.2	49.5
加斗	7.7	57.2
若狹本鄉	4.6	61.8
若狹和田(假)	3.9	65.7
若狹高濱	3.2	68.9
松尾寺	9.3	78.2
(新舞鶴)	6.1	84.3
三國線		
(金津)	0	0
蘆原	4.5	4.5
三國	4.2	8.7

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
森本	2.9	192.1
(津幡)	6.1	198.2
倶利加羅	6.3	204.5
石動	6.9	211.4
福岡	7.3	218.7
(高岡)	8.8	227.5
越中大門	3.6	231.1
小杉	3.8	234.9
吳羽	6.6	241.5
(富山)	4.8	246.3
東岩瀨	6.6	252.9
濱黑崎(假)	2.6	255.5
水橋	2.3	257.8
滑川	5.5	263.3
魚津	8.4	271.7
三日市	6.4	278.1
生地	4.0	232.1
入善	8.1	290.2
泊	5.2	295.4
市振	9.5	304.9
親不知	8.4	313.3
青海	5.3	318.6
糸魚川	6.7	325.3
梶屋敷	4.3	329.6
能生	9.1	338.7
筒石	6.4	345.1
名立	6.6	351.7
谷濱	7.9	359.6

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
太多線		
(多治見)	0	0
小泉	3.2	3.2
姫	4.7	7.9
廣見	4.9	12.8
(美濃太田)	5.0	17.8
山陽本線		
(神戸)	0	0
(湊川)		
(兵庫)	1.8	1.8
鷹取	3.3	5.1
須磨	2.2	7.3
鹽屋	2.9	10.2
垂水	2.9	13.1
舞子	2.0	15.1
明石	4.1	19.2
大久保	6.4	25.6
土山	6.6	32.2
加古川	6.9	39.1
寶殿	3.3	42.4
曾根	4.0	46.4
御着	4.1	50.5
(姫路)	4.3	54.8
英賀保	4.6	59.4
網干	5.7	65.1
龍野	5.9	71.0
那波	4.5	75.5
有年	7.6	83.1
上郡	6.5	89.6
三石	12.8	102.4
吉永	7.1	109.5
和氣	5.3	114.8
熊山	4.6	119.4
萬富	4.1	123.5
瀧戸	4.5	128.0
西大寺	8.1	136.1

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
大糸南線		
(松本)	0	0
北松本	0.7	0.7
島内	1.9	2.6
島高松	1.2	3.8
梓橋	1.4	5.2
一日市場	1.6	6.8
中萱	1.6	8.4
南豐科	2.0	10.4
豐科	1.0	11.4
柏矢町	2.8	14.2
穗高	2.0	16.2
有明	2.2	18.4
安曇追分	1.5	19.9
細野	2.9	22.8
北細野	1.0	23.8
信濃松川	2.2	26.0
安曇沓掛	2.6	28.6
信濃常盤	2.3	30.9
南大町	3.1	34.0
信濃大町	1.1	35.1
信濃木崎	4.3	39.4
海ノ口	3.5	42.9
簗場	3.4	46.3
神城	8.9	55.2
信濃四ツ谷	4.5	59.7
信濃森上	1.9	61.6
南小谷	8.5	70.1
中土	4.0	74.1
明知線		
大井	0	0
東野	2.7	2.7
阿木	7.3	10.0
岩村	5.0	15.0
遠山	4.8	19.8
明知	5.4	25.2

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
海尻	2.7	42.1
松原湖	2.7	44.8
小海	3.5	48.3
馬流	1.6	49.9
高岩	1.8	51.7
佐久穗積	2.2	53.9
海瀬	2.6	56.5
羽黒下	1.3	57.8
入澤	1.7	59.5
三反田	1.4	60.9
大奈良	1.2	62.1
中込	3.4	65.5
滑津	0.9	66.4
久保	2.0	68.4
岩村田	2.2	70.6
中佐都	1.8	72.4
三岡	2.9	75.3
乙女	1.1	76.4
(小諸)	2.5	78.9
篠ノ井線		
(鹽尻)	0	0
廣丘	4.3	4.3
村井	3.0	7.3
松本	6.5	13.8
田澤	8.3	22.1
明科	6.6	28.7
西條	9.7	38.4
坂北	3.7	42.1
麻績	4.1	46.2
姨捨	9.2	55.4
稻荷山	8.7	64.1
(篠ノ井)	3.8	67.9

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
飯田橋	0	0.4
(立川)	0	0
多摩川原	3.7	3.7
(國分寺)	0	0
東京競馬場前	5.6	5.6
八高線		
(八王子)	0	0
小宮	5.1	5.1
拜島	4.8	9.9
東福生	2.8	12.7
箱根ヶ崎	3.0	15.7
金子	4.8	20.5
東飯能	5.1	25.6
高麗川	5.5	31.1
毛呂	5.8	36.9
越生	2.7	39.6
明覺	5.2	44.8
小川町	8.0	52.8
竹澤	3.5	56.3
折原	4.0	60.3
寄居	3.6	63.9
用土	4.5	68.4
松久	2.7	71.1
兒玉	4.8	75.0
丹莊	4.1	80.0
群馬藤岡	4.7	84.7
倉賀野	7.3	92.0
小海線		
小淵澤	0	0
甲斐小泉	7.1	7.1
甲斐大泉	5.1	12.2
清里	5.3	17.5
野邊山	5.9	23.4
信濃川上	8.1	31.5
佐久廣瀨	3.4	34.9
佐久海ノ口	4.5	39.4

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
川岸	3.5	214.1
辰野	6.0	220.1
小野	8.3	228.4
(鹽尻)	9.4	237.8
洗馬	4.3	242.1
日出塩	4.7	246.8
贄川	5.2	252.0
木曾平澤	2.3	254.3
奈良井	4.7	259.0
藪原	6.6	265.6
宮ノ越	5.7	271.3
木曾福島	8.3	279.6
上松	7.5	287.1
須原	11.4	298.5
野尻	6.3	304.8
三留野	9.2	314.0
坂下	9.1	323.1
落合川	6.1	329.2
中津川	3.8	333.0
美乃坂本	6.4	339.4
大井	5.2	344.6
武並	5.4	350.0
釜戸	5.4	355.4
瑞浪	7.4	362.8
土岐津	6.9	369.7
(多治見)	7.0	376.7
定光寺	8.1	384.8
高蔵寺	4.1	388.9
鳥居松	5.9	394.8
勝川	3.1	397.9
大曾根	5.2	403.1
(千種)	2.7	405.8
鶴舞	1.5	407.3
(名古屋)	5.6	412.9
(水道橋)	0	0
飯田町	0.5	0.5
(飯田町)	0	0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
武蔵境	1.6	25.7
武蔵小金井	3.4	29.1
(國分寺)	2.3	31.4
國立	3.1	34.5
立川	3.0	37.5
日野	3.3	40.8
豐田	2.3	43.1
(八王子)	4.3	47.4
西八王子	2.4	49.8
淺川	3.3	53.1
與瀨	9.5	62.6
上野原	7.2	69.8
四方津	4.2	74.0
鳥澤	7.2	81.2
猿橋	4.1	85.3
大月	2.5	87.8
初狩	6.1	93.9
笹子	6.5	100.4
初鹿野	6.1	106.5
勝沼	6.0	112.5
鹽山	4.4	116.9
日下部	5.3	122.2
石和	5.6	127.8
酒折	3.4	131.2
(甲府)	2.9	134.1
龍王	4.5	138.6
韮崎	8.4	147.0
穴山	7.7	154.7
日野春	5.4	160.1
長坂	6.2	166.3
小淵澤	7.4	173.7
信濃境	4.5	178.2
富士見	4.9	183.1
青柳	5.1	188.2
茅野	7.2	195.4
上諏訪	6.7	202.1
下諏訪	4.4	206.5
岡谷	4.1	210.6

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
備後熊野	5.6	50.2
備後西城	3.0	53.2
高	9.1	62.3
備後庄原	6.2	68.5
備後三日市	2.0	70.5
七塚	1.7	72.2
山ノ内	3.0	75.2
下和知	4.9	80.1
(豊町)	3.1	83.2
神杉	1.5	84.7
八次	3.3	88.0
備後十日市	2.3	90.3
三次	1.6	91.9
青河	4.5	96.4
志和地	3.2	99.6
上川立	2.6	102.2
甲立	4.3	106.5
吉田口	3.4	109.9
安藝戸島	3.6	113.5
向原	2.6	116.1
下長田	3.4	119.5
井原市	2.5	122.0
志和口	4.0	126.0
上三田	3.7	129.7
彌谷	2.5	132.2
中三田	1.8	134.0
白木山	2.7	136.7
狩留家	1.8	138.5
上深川	2.2	140.7
中深川	2.8	143.5
下深川	1.4	144.9
玖村	1.9	146.8
安藝矢口	2.5	149.3
安藝小田	1.2	150.5
戸坂	1.6	152.1
石ケ原	1.0	153.1
安藝中山	2.5	155.6
矢賀	1.3	156.9

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
備前田井	3.7	30.3
宇野	2.6	32.9
伯備線		
(倉敷)	0	0
清音	7.3	7.3
西總社	3.4	10.7
宍粟	4.6	15.3
美袋	7.4	22.7
備中廣瀬	6.9	29.6
備中高梁	4.4	34.0
木野山	4.8	38.8
備中川面	3.9	42.7
方谷	4.7	47.4
井倉	7.8	55.2
石蟹	5.7	60.9
(新見)	4.7	65.6
備中神代	6.4	72.0
足立	6.2	78.2
上石見	9.7	87.9
生山	8.7	96.6
上菅	3.5	100.1
黒坂	4.8	104.9
根雨	7.6	112.5
江尾	6.8	119.3
伯耆溝口	9.2	128.5
岸本	5.0	133.5
(伯耆大山)	6.1	139.6
藝備線		
(備中神代)	0	0
坂根	3.9	3.9
矢神	6.1	10.0
野知	3.6	13.6
東城	5.2	18.8
備後八幡	6.5	25.3
小奴可	8.3	33.6
道後山	4.2	37.8
備後落合	6.8	44.6

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
西栗栖	3.6	31.2
三日月	5.4	36.6
播磨德久	5.9	42.5
佐用	3.4	45.9
上月	5.0	50.9
美作土居	6.7	57.6
美作江見	5.4	63.0
林野	7.4	70.4
勝間田	3.9	74.3
美作大崎	5.0	79.3
(東津山)	4.4	83.7
(津山)	2.6	86.3
院庄	4.5	90.8
美作千代	4.8	95.6
坪井	2.7	98.3
美作追分	5.6	103.9
美作落合	7.0	110.9
久世	8.0	118.9
中國勝山	4.9	123.8
月田	4.8	128.6
富原	6.1	134.7
刑部	6.5	141.2
丹治部	3.8	145.0
岩山	4.8	149.8
(新見)	8.3	158.1
(津山)	0	0
(津山口)	1.9	1.9
宇野線		
(岡山)	0	0
大元	2.4	2.4
備前西市	1.9	4.3
妹尾	4.0	8.3
備中箕島	1.9	10.2
早島	1.7	11.9
茶屋町	3.0	14.9
彦崎	3.2	18.1
備前片岡	3.0	21.1
由加	1.7	22.8
常山	1.3	24.1
八濱	2.5	26.6

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
兵庫港	1.9	3.5
(廣島)	0	0
宇品	5.9	5.9
貨物支線		
下關	0	0
下關港	1.3	1.3
播但線		
飾磨港	0	0
飾磨	1.3	1.3
龜山	1.9	3.2
(姫路)	2.4	5.6
京口	1.7	7.3
野里	2.2	9.5
砥堀	2.1	11.6
仁豊野	2.2	13.8
香呂	3.0	16.8
溝口	2.0	18.8
福崎	3.9	22.7
甘地	3.5	26.2
鶴居	3.9	30.1
寺前	5.1	35.2
長谷	6.3	41.5
生野	7.7	49.2
新井	8.3	57.5
青倉	3.7	61.2
竹田	4.3	65.5
(和田山)	5.8	71.3
姫新線		
(姫路)	0	0
播磨高岡	3.8	3.8
余部	2.3	6.1
大市	3.8	9.9
本龍野	5.0	14.9
東觜崎	2.9	17.8
播磨新宮	4.3	22.1
千本	5.5	27.6

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
柱野	4.8	355.2
玖珂	8.6	363.8
周防高森	3.5	367.3
米川	3.8	371.1
高水	4.4	375.5
勝間	2.3	377.8
周防久保	3.6	381.4
周防花岡	5.1	386.5
(櫛ヶ濱)	3.9	390.4
德山	3.4	393.8
周防富田	4.1	397.9
福川	2.9	400.8
戸田	3.8	404.6
富海	8.5	413.1
(三田尻)	7.2	420.3
大道	7.8	428.1
西辻	4.8	432.9
(小郡)	5.2	438.1
嘉川	4.0	442.1
阿知須	4.5	446.6
厚東	10.3	456.9
字部	6.5	463.4
小野田	3.5	466.9
(厚狹)	6.3	473.2
埴生	8.3	481.5
小月	6.2	487.7
長府	6.2	493.9
長門一ノ宮	5.9	499.8
(幡生)	3.7	503.5
下關	4.1	507.6
貨物支線		
(兵庫)	0	0
鐘紡前	1.6	1.6
和田岬	1.1	2.7
貨物支線		
(兵庫)	0	0
新川	1.6	1.6

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
(岡山)	7.3	143.4
庭瀬	6.5	149.9
中庄	4.7	154.6
(倉敷)	4.7	159.3
西阿知	4.0	163.3
玉島	5.3	168.6
金光	6.3	174.9
鴨方	3.5	178.4
里庄	4.0	182.4
笠岡	4.7	187.1
大門	7.1	194.2
福山	7.5	201.7
備後赤坂	5.8	207.5
松永	4.9	212.4
尾道	9.4	221.8
糸崎	9.1	230.9
三原	2.4	233.3
本郷	10.1	243.4
河内	12.3	255.7
白市	8.8	264.5
西高屋	4.4	268.9
西條	4.6	273.5
八本松	6.0	279.5
瀬野	10.6	290.1
安藝中野	4.9	295.0
(海田市)	3.9	298.9
向洋	2.3	301.2
(廣島)	4.1	305.3
横川	3.0	308.3
己斐	2.5	310.8
五日市	6.6	317.4
廿日市	3.4	320.8
宮島	6.3	327.1
大野浦	4.9	332.0
玖波	5.0	337.0
大竹	4.4	341.4
(麻里布)	5.3	346.7
岩國	3.7	350.4

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
末恒	5.1	241.2
白兎(假)	2.0	243.2
寶木	3.1	246.3
濱村	2.9	249.2
青谷	5.2	254.4
泊	6.1	260.5
松崎	5.7	266.2
(上井)	5.5	271.7
下北條	5.1	276.8
由良	4.9	281.7
東八橋	5.7	287.4
八橋	1.8	289.2
赤碕	3.7	292.9
下市	6.4	299.3
御來屋	5.9	305.2
名和(假)	1.1	306.3
大山口	4.1	310.4
淀江	3.9	314.3
(伯耆大山)	5.5	319.8
(米子)	4.8	324.6
濟水寺(假)	3.9	328.5
安來	4.9	333.4
荒島	4.8	338.2
揖屋	5.6	343.8
馬潟	3.1	346.9
松江	6.6	353.5
乃木	2.7	356.2
湯町	3.9	360.1
來待	6.0	366.1
宍道	4.4	370.5
莊原	4.1	374.6
直江	6.1	380.7
(出雲今市)	5.5	386.2
知井宮	4.8	391.0
江南	4.1	395.1
小田	6.6	401.7
田儀	3.9	405.6
波根	7.5	413.1

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
馬堀	5.6	19.9
龜岡	1.9	21.8
並河	3.0	24.8
千代川	2.3	27.1
八木	2.7	29.8
吉富	4.3	34.1
園部	1.7	35.8
殿田	7.7	43.5
胡麻	5.2	48.7
下山	4.8	53.5
和知	6.7	60.2
山家	10.4	70.6
(綾部)	7.2	77.8
石原	6.6	84.4
(福知山)	5.7	90.1
上川口	6.7	96.8
下夜久野	7.2	104.0
上夜久野	7.4	111.4
梁瀬	5.8	117.2
(和田山)	3.4	120.6
養父	5.2	125.8
八鹿	7.0	132.8
江原	7.5	140.3
豐岡	9.7	150.0
玄武洞	5.3	155.3
城崎	4.3	159.6
竹野	8.0	167.6
佐津	7.4	175.0
香住	6.6	181.6
鎧	5.4	187.0
久谷	6.4	193.4
濱坂	6.1	199.5
諸寄	1.9	201.4
居組	4.4	205.8
岩美	7.7	213.5
鹽見	7.2	220.7
(鳥取)	11.2	231.9
湖山	4.2	236.1

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
篠目	8.7	28.9
長門峽	3.4	32.3
三谷	6.3	38.6
地福	5.3	43.9
德佐	6.0	49.9
津和野	13.0	62.9
日原	9.9	72.8
青原	4.7	77.5
石見横田	7.2	84.7
(石見益田)	9.2	93.9
美祢線		
(厚狹)	0	0
湯峠	4.2	4.2
保峽	6.0	10.2
四郎ヶ原	3.0	13.2
(伊佐)	3.7	16.9
吉則	2.5	19.4
重安	2.9	22.3
於福	4.9	27.2
澁木	9.9	37.1
長門湯本	3.9	41.0
(正明市)	5.0	46.0
(伊佐)	0	0
大嶺	2.8	2.8
貨物支線		
(正明市)	0	0
仙崎	2.2	2.2
山陰本線		
(京都)	0	0
(丹波口)	2.0	2.0
二條	2.2	4.2
花園	2.7	6.9
嵯峨	3.4	10.3
保津峽	4.0	14.3

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
古市橋	0.9	5.0
安	1.4	6.4
綠井	0.6	7.0
七軒茶屋	0.8	7.8
七軒屋	0.8	8.6
梅林	0.7	9.3
中八木	1.3	10.6
上八木	0.9	11.5
安藝中島	0.8	12.3
可部	1.4	13.7
安藝龜山	6.7	20.4
安藝飯室	4.4	24.8
柳井線		
(麻里布)	0	0
藤生	7.3	7.3
通津	5.2	12.5
由宇	3.0	15.5
大畠	10.3	25.8
柳井港	4.5	30.3
柳井	2.8	33.1
田布施	6.2	39.3
岩田	5.5	44.8
島田	5.0	49.8
虹ヶ濱	4.8	54.6
下松	6.2	60.8
(櫛ヶ濱)	4.6	65.4
山口線		
(小郡)	0	0
周防下郷	1.0	1.0
上郷	1.7	2.7
大歲	4.6	7.3
矢原	1.3	8.6
湯田	1.7	10.3
山口	2.4	12.7
宮野	2.8	15.5
仁保	4.7	20.2

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
三津内海	6.3	44.2
安登	4.5	48.7
安藝川尻	4.1	52.8
仁方	4.8	57.6
廣	2.6	60.2
安藝阿賀	2.7	62.9
吳	4.1	67.0
川原石	1.2	68.2
吉浦	2.8	71.0
狩留賀濱	1.1	72.1
天應	2.2	74.3
安藝濱崎	0.9	75.2
小屋浦	1.9	77.1
坂	4.7	81.8
矢野	2.6	84.4
(海田市)	2.6	87.0
宇品線		
(廣島)	0	0
安藝愛宕	0.4	0.4
大須口	0.8	1.2
東段原	0.2	1.4
南段原	0.4	1.8
比治山	0.6	2.4
上大河	0.3	2.7
下大河	0.6	3.3
丹那	0.5	3.8
下丹那	0.9	4.7
宇品	1.2	5.9
可部線		
(横川)	0	0
三瀧	1.0	1.0
新庄橋	0.7	1.7
安藝長東	0.6	2.3
安藝山本	0.7	3.0
下祇園	0.6	3.6
祇園	0.5	4.1

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
(廣島)	2.2	159.1
福塩線		
福山	0	0
備後本庄	1.8	1.8
横尾	4.3	6.1
神邊	2.3	8.4
湯田村	2.0	10.4
道上	0.9	11.3
萬能倉	2.1	13.4
驛家	1.2	14.6
近田	1.4	16.0
戸手	1.0	17.0
上戸手	1.8	18.8
新市	1.2	20.0
高木	1.7	21.7
鵜飼	1.0	22.7
府中町	0.9	23.6
下川邊	4.3	27.9
河佐	7.0	34.9
備後三川	8.9	43.8
備後矢野	4.2	48.0
上下	3.7	51.7
甲奴	4.4	56.1
備後安田	7.6	63.7
吉舍	5.0	68.7
三良坂	6.3	75.0
鹽町	4.4	79.4
吳線		
(三原)	0	0
須波	5.1	5.1
安藝幸崎	6.7	11.8
忠海	5.4	17.2
大乘	4.6	21.8
竹原	3.5	25.3
吉名	4.7	30.0
安藝三津	4.7	34.7
風早	3.2	37.9

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
河原田	6.9	44.1
加佐登	6.8	50.9
井田川	4.4	55.3
(龜山)	4.6	59.9
關	5.7	65.6
加太	5.4	71.0
(柘植)	8.9	79.9
新堂	6.2	86.1
佐那具	4.4	90.5
伊賀上野	4.0	94.5
島ヶ原	7.3	101.8
大河原	7.0	108.8
笠置	5.4	114.2
加茂	6.7	120.9
(木津)	6.0	126.9
(奈良)	7.0	133.9
郡山	4.8	138.7
大和小泉	3.8	142.5
法隆寺	3.2	145.7
(王寺)	3.6	149.3
河內堅上	4.7	154.0
柏原	4.8	158.8
志紀	1.5	160.3
八尾	2.8	163.1
久寶寺	1.2	164.3
加美	1.4	165.7
平野	1.8	167.5
百濟	1.8	169.3
(天王寺)	2.1	171.4
(今宮)	2.2	173.6
湊町	1.5	175.1
貨物支線		
(四日市)	0	0
四日市港	2.5	2.5

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
龜嵩	4.4	45.9
出雲横田	6.4	52.3
八川	4.0	56.3
出雲坂根	7.0	63.3
油木	12.0	75.3
(備後落合)	6.6	81.9
大社線		
(出雲今市)	0	0
出雲高松	3.5	3.5
大社	4.0	7.5
三江線		
(石見江津)	0	0
川平	7.0	7.0
川戸	6.9	13.9
石見川越	8.4	22.3
因原	6.6	28.9
石見川本	3.7	32.6
乙原	7.2	39.8
石見築瀨	2.9	42.7
粕淵	5.4	48.1
濱原	2.0	50.1
關西本線		
(名古屋)	0	0
八田	4.3	4.3
蟹江	5.0	9.3
永和	2.9	12.2
彌富	4.2	16.4
長島	3.2	19.6
桑名	4.2	23.8
富田	7.9	31.7
富田濱	1.3	33.0
(四日市)	4.2	37.2

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
(東津山)	4.1	70.8
若櫻線		
(郡家)	0	0
因幡船岡	2.4	2.4
隼	2.1	4.5
安部	2.6	7.1
八東	2.8	9.9
丹比	3.7	13.6
若櫻	5.6	19.2
倉吉線		
(上井)	0	0
上灘	2.4	2.4
倉吉	1.8	4.2
境線		
(米子)	0	0
後藤	2.2	2.2
弓ヶ濱	5.0	7.2
大篠津	4.7	11.9
餘子	3.1	15.0
境港	2.9	17.9
木次線		
(宍道)	0	0
加茂中	8.7	8.7
幡屋	3.1	11.8
出雲大東	2.1	13.9
木次	7.2	21.1
日登	3.7	24.8
下久野	6.7	31.5
出雲八代	5.9	37.4
出雲三成	4.1	41.5

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
海舞鶴	1.8	1.8
宮津線		
(舞鶴)	0	0
四所	5.5	5.5
東雲	3.6	9.1
丹後由良	5.5	14.6
栗田	5.7	20.3
宮津	4.6	24.9
天橋立	4.4	29.3
岩瀧口	3.6	32.9
丹後山田	2.9	35.8
口大野	7.1	42.9
峰山	5.6	48.5
網野	7.2	55.7
丹後木津	5.6	61.3
丹後神野	5.3	66.6
久美濱	5.5	72.1
但馬三江	8.7	80.8
(豊岡)	3.2	84.0
因美線		
(鳥取)	0	0
津ノ井	4.3	4.3
(郡家)	6.0	10.3
河原	3.8	14.1
國英	3.3	17.4
用瀬	3.7	21.1
因幡社	3.8	24.9
智頭	7.0	31.9
土師	3.7	35.6
那岐	2.9	38.5
美作河井	10.0	48.5
知和	3.5	52.0
美作加茂	3.8	55.8
美作瀧尾	5.7	65.5
高野	5.2	66.7

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
黃波戸	5.3	607.5
長門古市	4.1	611.6
人丸	4.5	616.1
伊上	4.4	620.5
長門粟野	4.2	624.7
(阿川)	5.3	630.0
特牛	3.7	633.7
瀧部	4.0	637.7
長門二見	4.8	642.5
湯玉	5.8	648.3
小串	4.5	652.8
川棚溫泉	2.7	655.5
黑井村	2.5	658.0
梅ヶ峠	3.4	661.9
吉見	3.9	665.8
福江	2.9	668.7
安岡	2.6	671.3
梶栗	1.2	672.5
綾羅木	1.3	673.8
(幡生)	3.1	676.9
貨物支線		
(馬潟)	0	0
馬潟港	1.0	1.0
舞鶴線		
(綾部)	0	0
梅迫	8.2	8.2
(舞鶴)	11.3	19.5
(東舞鶴)	6.9	26.4
東舞鶴港	1.3	27.7
(東舞鶴)	0	0
東門	1.6	1.6
中舞鶴	1.8	3.4
貨物支線		
(舞鶴)	0	0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
久手	2.2	415.3
石見大田	3.5	418.8
靜間	3.0	421.8
五十猛	2.6	424.4
仁萬	6.1	430.5
馬路	3.0	433.5
湯里	2.9	436.4
溫泉津	3.1	439.5
石見福光	2.9	442.4
黑松	2.8	445.2
淺利	4.4	449.6
石見江津	6.3	455.9
都野津	4.4	460.3
波子	4.6	464.9
下府	6.4	471.3
濱田	3.6	474.9
石見長濱	5.4	480.3
周布	4.1	484.4
折居	4.8	489.2
三保三隅	5.0	494.2
岡津	5.0	499.2
鎌手	5.1	504.3
石見津田	4.5	508.8
(石見益田)	7.3	516.1
戸田小濱	9.8	525.9
飯浦	3.7	529.6
江崎	5.8	535.4
須佐	6.6	542.0
宇田郷	8.8	550.8
木與	6.4	557.2
奈古	4.6	561.8
長門大井	4.3	566.1
東萩	7.5	573.6
萩	3.8	577.4
玉江	2.4	579.8
三見	5.7	585.5
長門三隅	10.6	596.1
(正明市)	5.1	602.2

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
新田	3.9	16.6
宇治	3.2	19.8
木幡	4.3	24.1
桃山	3.4	27.5
稻荷	4.5	32.0
(京都)	2.7	34.7
櫻井線		
(奈良)	0	0
京終	1.9	1.9
帶解	2.9	4.8
櫟本	2.5	7.3
丹波市	2.6	9.9
長柄	2.7	12.6
柳本	1.7	14.3
三輪	3.7	18.0
櫻井	1.7	19.7
香久山	2.0	21.7
畝傍	3.0	24.7
金橋	2.6	27.3
(高田)	2.1	29.4
片町線		
(木津)	0	0
祝園	5.1	5.1
田邊	7.3	12.4
長尾	6.3	18.7
津田	3.2	21.9
河內磐船	3.2	25.1
星田	2.1	27.2
四條畷	4.9	32.1
野崎	1.3	33.4
住道	2.2	35.6
鴻池新田	2.4	38.0
德庵	1.9	39.9
(放出)	1.8	41.7
(京橋)	3.2	44.9
片町	.5	45.4

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
紀勢東線		
(相可口)	0	0
相可	3.9	3.9
佐奈	3.2	7.1
栃原	5.5	12.6
川添	5.7	18.3
三瀨谷	7.2	25.5
瀧原	5.0	30.5
阿曾	4.2	34.7
伊勢柏崎	5.0	39.7
大內山	4.8	44.5
紀伊長島	11.5	56.0
三野瀨	7.4	63.4
船津	6.4	69.8
相賀	4.3	74.1
尾鷲	6.8	80.9
草津線		
(柘植)	0	0
大原市場	7.4	7.4
深川	5.1	12.5
貴生川	2.8	15.3
三雲	5.2	20.5
石部	7.1	27.6
手原	5.1	32.7
(草津)	3.7	36.4
信樂線		
(貴生川)	0	0
雲井	10.3	10.3
信樂	4.5	14.8
奈良線		
(木津)	0	0
上狛	1.6	1.6
棚倉	2.8	4.4
玉水	3.0	7.4
山城青谷	3.3	10.7
長池	2.0	12.7

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
(今宮)	0	0
浪速	4.8	4.8
大阪港	3.4	8.2
參宮線		
(龜山)	0	0
下庄	5.5	5.5
一身田	6.6	12.1
津	3.4	15.5
阿漕	3.8	19.3
高茶屋	4.1	23.4
六軒	5.7	29.1
(松阪)	5.5	34.6
德和	3.0	37.6
(相可口)	4.9	42.5
田丸	7.0	49.5
宮川	4.0	53.5
山田上口	2.2	55.7
山田	1.8	57.5
二見浦	6.4	63.9
鳥羽	7.7	71.6
名松線		
(松阪)	0	0
權現前	7.0	7.0
伊勢八太	4.7	11.7
伊勢田尻	1.6	13.3
井關	2.3	15.6
伊勢大井	2.9	18.5
伊勢川口	2.8	21.3
關ノ宮	2.0	23.3
家城	2.5	25.8
伊勢竹原	3.7	29.5
伊勢鎌倉	4.3	33.8
伊勢八知	2.8	36.6
比津	3.1	39.7
伊勢奧津	3.8	43.5

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
白濱口	4.3	107.3
紀伊富田	2.8	110.1
紀伊椿	5.3	115.4
紀伊日置	6.1	121.5
周參見	7.2	128.7
見老津	9.0	137.7
江住	3.0	140.7
和深	5.6	146.3
田並	7.0	153.3
紀伊有田	1.8	155.1
串本	5.7	160.8
紀伊姬	3.0	163.8
古座	3.9	167.7
紀伊田原	6.0	173.7
紀伊浦神	4.0	177.7
下里	3.9	181.6
太地	1.2	182.8
湯川	2.1	184.9
紀伊勝浦	2.7	187.6
紀伊天滿	1.2	188.8
那智	0.9	189.7
狗子ノ川	1.6	191.3
宇久井	2.6	193.9
秋津野	2.2	196.1
三輪崎	1.7	197.8
新宮	4.7	202.5
鵜殿	3.5	206.0
紀伊井田	2.9	208.9
阿田和	5.4	214.3
紀伊市木	2.8	217.1
神志山	1.5	218.6
有井	4.5	223.1
紀井木本	2.0	225.1
貨物支線		
(紀伊由良)	0	0
由良內	2.0	2.0
(新宮)	0	0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
布施屋	2.3	80.3
田井ノ瀨	3.0	83.3
紀伊中ノ島	3.7	87.0
(和歌山)	0.8	87.8
南海鐵道境界點	.5	88.3
和歌山市	1.0	89.3
貨物支線		
(大和二見)	0	0
川端	1.5	1.5
紀勢西線		
(和歌山)	0	0
(東和歌山)	1.8	1.8
手平	1.8	3.6
紀三井寺	3.2	6.8
海南	5.4	12.2
冷水浦	3.2	15.4
加茂郷	3.5	18.9
下津	2.7	21.6
初島	3.0	24.6
箕島	2.5	27.1
紀伊宮原	4.4	31.5
藤並	3.9	35.4
紀伊湯淺	3.4	38.8
(紀伊由良)	9.4	48.2
紀伊內原	5.3	53.5
御坊	2.9	56.4
道成寺	1.6	58.0
和佐	4.2	62.2
稻原	6.9	69.1
印南	4.3	73.4
切目	3.8	77.2
岩代	5.9	83.1
南部	5.6	88.2
芳養	5.0	93.2
紀伊田邊	4.1	97.3
紀伊新庄	2.1	99.4
朝來	3.6	103.0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
貨物支線		
(放出)	0	0
淀川	4.8	4.8
(放出)	0	0
(吹田)	10.7	10.7
(放出)	0	0
平野	8.4	8.4
(放出)	0	0
八尾	10.4	10.4
(京橋)	0	0
淀川	1.8	1.8
(淀川)	0	0
(吹田)	10.0	10.0
和歌山線		
(王寺)	0	0
下田	6.6	6.6
(高田)	4.9	11.5
大和新庄	3.4	14.9
御所	2.7	17.6
掖上	3.3	20.9
吉野口	4.0	24.9
北宇智	6.7	31.6
五條	4.2	35.8
(大和二見)	1.7	37.5
隅田	4.0	41.5
橋本	4.0	45.5
高野口	5.5	51.0
妙寺	4.0	55.0
笠田	3.6	58.6
名手	5.0	63.6
粉河	2.8	66.4
紀井長田	1.2	67.6
打田	2.6	70.2
下井阪	2.2	72.4
岩出	2.2	74.6
船戶	1.1	75.7
紀井小倉	2.3	78.0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
白石	8.2	306.9
北白川	8.6	315.5
大河原	4.9	320.4
船岡	2.9	323.3
槻木	4.8	328.1
(岩沼)	6.4	334.5
增田	7.3	341.8
陸前中田	2.6	344.4
長町	3.3	347.7
行人塚	1.5	349.2
三百人町	1.1	350.3
(仙臺)	1.8	352.1
小田原東丁	1.4	353.5
東仙臺	2.7	356.2
(岩切)	4.1	360.3
利府	4.2	364.5
松島	11.6	376.1
品井沼	5.4	381.5
鹿島臺	5.0	386.5
松山町	4.9	391.4
(小牛田)	3.5	394.9
田尻	6.1	401.0
瀨峰	6.8	407.8
新田	8.3	416.1
石越	7.4	423.5
花泉	7.6	431.1
有壁	6.7	437.8
(一ノ關)	7.2	445.0
山ノ目	2.9	447.9
平泉	4.3	452.2
前澤	7.7	459.9
陸中折居	5.2	465.1
水澤	5.0	470.1
金ケ崎	7.6	477.7
六原	3.3	481.0
(黑澤尻)	6.4	487.4
(花卷)	12.5	499.9
二枚橋	5.8	505.7
(小山)	7.4	80.6
小金井	7.5	88.1
石橋	7.3	95.4
雀宮	6.4	101.8
(宇都宮)	7.7	109.5
岡本	6.2	115.7
(寶積寺)	5.5	121.2
氏家	5.9	127.1
蒲須坂	4.5	131.6
片岡	3.8	135.4
矢板	6.3	141.7
野崎	4.8	146.5
西那須野	5.2	151.7
東那須野	6.1	157.8
黑磯	5.4	163.2
黑田原	8.3	171.5
下野豐原	5.1	176.6
白坂	5.4	182.0
白河	6.2	188.2
久田野	4.7	192.9
泉崎	4.5	197.4
矢吹	6.1	203.5
鏡石	5.4	208.9
須賀川	6.2	215.1
(安積永盛)	6.7	221.8
(郡山)	4.8	226.6
日和田	5.7	232.3
本宮	8.4	240.7
二本松	9.6	250.3
安達	4.2	254.5
(松川)	5.0	259.5
金谷川	4.4	263.9
(福島)	8.9	272.8
瀨上	6.1	278.9
伊達	3.1	282.0
桑折	4.1	286.1
藤田	3.3	289.4
越河	9.3	298.7
熊野地	1.5	1.5
城東線		
(天王寺)	0	0
寺田町	1.0	1.0
桃谷	1.2	2.2
鶴橋	0.8	3.0
玉造	0.9	3.9
森ノ宮	0.9	4.8
(京橋)	1.7	6.5
櫻ノ宮	1.8	8.3
天滿	.8	9.1
(大阪)	1.6	10.7
東北本線		
(東京)	0	0
神田	1.3	1.3
秋葉原	.7	2.0
御徒町	1.0	3.0
上野	.6	3.6
鶯谷	1.1	4.7
(日暮里)	1.1	5.8
(田端)	1.3	7.1
上中里	1.7	8.8
(王子)	1.1	9.9
下十條	1.5	11.4
(赤羽)	1.8	13.2
川口	2.6	15.8
蕨	3.9	19.7
浦和	4.5	24.2
北浦和	1.8	26.0
與野	1.6	27.6
(大宮)	2.7	30.3
蓮田	8.9	39.2
白岡	4.3	43.5
久喜	5.4	48.9
栗橋	8.5	57.4
古河	7.3	64.7
間々田	8.5	73.2

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
松戸	3.9	15.7
馬橋	3.4	19.1
北小金	2.9	22.0
柏	4.9	26.9
(我孫子)	4.4	31.3
取手	6.1	37.4
藤代	6.0	43.4
佐貫	2.1	45.5
牛久	5.1	50.6
荒川沖	6.6	57.2
土浦	6.6	63.8
神立	6.1	69.9
高濱	6.5	76.4
石岡	3.6	80.0
羽鳥	6.5	86.5
岩間	5.4	91.9
(友部)	6.9	98.8
內原	4.7	103.5
赤塚	5.8	109.3
(水戸)	6.0	115.3
勝田	5.8	121.1
佐和	4.2	125.3
石神	4.7	130.0
大甕	7.4	137.4
下孫	4.6	142.0
日立	4.9	146.9
小木津	5.5	152.4
川尻	4.2	156.6
高萩	5.9	162.5
南中郷	4.5	167.0
磯原	4.6	171.6
關本	7.1	178.7
勿來	4.5	183.2
植田	4.6	187.8
泉	7.2	195.0
湯本	6.5	201.5
綴	3.5	205.0
(平)	4.4	209.4
尾久	2.6	2.6
(赤羽)	5.0	7.6
貨物支線		
(王子)	0	0
下十條	1.2	1.2
(王子)	0	0
須賀	2.5	2.5
山手線		
(赤羽)	0	0
十條	2.0	2.0
板橋	1.7	3.7
(池袋)	1.8	5.5
目白	1.2	6.7
高田馬場	.9	7.6
新大久保	1.4	9.0
(新宿)	1.3	10.3
(代々木)	.7	11.0
原宿	1.5	12.5
澁谷	1.2	13.7
惠比壽	1.6	15.3
目黑	1.5	16.8
五反田	1.2	18.0
大崎	.9	18.9
(品川)	2.0	20.9
(池袋)	0	0
大塚	1.8	1.8
巢鴨	1.1	2.9
駒込	.7	3.6
(田端)	1.6	5.2
常磐線		
(日暮里)	0	0
(三河島)	1.2	1.2
南千住	2.2	3.4
(北千住)	1.8	5.2
龜有	4.7	9.9
(金町)	1.9	11.8
石鳥谷	5.6	511.3
日詰	5.4	516.7
矢幅	8.4	525.1
仙北町	8.3	533.4
(盛岡)	1.9	535.3
厨川	5.6	540.9
瀧澤	6.3	547.2
(好摩)	9.0	556.2
岩手川口	5.6	561.8
沼宮內	5.1	566.9
奥中山	12.4	579.3
小繋	7.7	587.0
小鳥谷	7.7	594.7
一戸	4.7	599.4
北福岡	6.3	605.7
金田一	7.6	613.3
三戸	10.5	623.8
諏訪ノ平	4.0	627.8
釜吉	5.3	633.1
北高岩	6.2	639.3
(尻內)	5.0	644.3
下田	11.0	655.3
向山	5.3	660.6
古間木	4.7	665.3
沼崎	10.5	675.8
乙供	6.9	682.7
千曳	8.5	691.2
(野邊地)	5.6	696.8
狩場澤	6.5	703.3
清水川	4.7	708.0
小湊	6.0	714.0
淺虫	10.2	724.2
野內	5.2	729.4
浪打	5.1	734.5
(浦町)	2.5	737.0
(青森)	3.0	740.0
(日暮里)	0	0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
白石	8.2	306.9
北白川	8.6	315.5
大河原	4.9	320.4
船岡	2.9	323.3
槻木	4.8	328.1
(岩沼)	6.4	334.5
增田	7.3	341.8
陸前中田	2.6	344.4
長町	3.3	347.7
行人塚	1.5	349.2
三百人町	1.1	350.3
(仙臺)	1.8	352.1
小田原東丁	1.4	353.5
東仙臺	2.7	356.2
(岩切)	4.1	360.3
利府	4.2	364.5
松島	11.6	376.1
品井沼	5.4	381.5
鹿島臺	5.0	386.5
松山町	4.9	391.4
(小牛田)	3.5	394.9
田尻	6.1	401.0
瀨峰	6.8	407.8
新田	8.3	416.1
石越	7.4	423.5
花泉	7.6	431.1
有壁	6.7	437.8
(一ノ關)	7.2	445.0
山ノ目	2.9	447.9
平泉	4.3	452.2
前澤	7.7	459.9
陸中折居	5.2	465.1
水澤	5.0	470.1
金ケ崎	7.6	477.7
六原	3.3	481.0
(黑澤尻)	6.4	487.4
(花卷)	12.5	499.9
二枚橋	5.8	505.7

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
(小山)	7.4	80.6
小金井	7.5	88.1
石橋	7.3	95.4
雀宮	6.4	101.8
(宇都宮)	7.7	109.5
岡本	6.2	115.7
(寶積寺)	5.5	121.2
氏家	5.9	127.1
蒲須坂	4.5	131.6
片岡	3.8	135.4
矢板	6.3	141.7
野崎	4.8	146.5
西那須野	5.2	151.7
東那須野	6.1	157.8
黑磯	5.4	163.2
黑田原	8.3	171.5
下野豐原	5.1	176.6
白坂	5.4	182.0
白河	6.2	188.2
久田野	4.7	192.9
泉崎	4.5	197.4
矢吹	6.1	203.5
鏡石	5.4	208.9
須賀川	6.2	215.1
(安積永盛)	6.7	221.8
(郡山)	4.8	226.6
日和田	5.7	232.3
本宮	8.4	240.7
二本松	9.6	250.3
安達	4.2	254.5
(松川)	5.0	259.5
金谷川	4.4	263.9
(福島)	8.9	272.8
瀨上	6.1	278.9
伊達	3.1	282.0
桑折	4.1	286.1
藤田	3.3	289.4
越河	9.3	298.7

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
熊野地	1.5	1.5
城東線		
(天王寺)	0	0
寺田町	1.0	1.0
桃谷	1.2	2.2
鶴橋	0.8	3.0
玉造	0.9	3.9
森ノ宮	0.9	4.8
(京橋)	1.7	6.5
櫻ノ宮	1.8	8.3
天滿	.8	9.1
(大阪)	1.6	10.7
東北本線		
(東京)	0	0
神田	1.3	1.3
秋葉原	.7	2.0
御徒町	1.0	3.0
上野	.6	3.6
鶯谷	1.1	4.7
(日暮里)	1.1	5.8
(田端)	1.3	7.1
上中里	1.7	8.8
(王子)	1.1	9.9
下十條	1.5	11.4
(赤羽)	1.8	13.2
川口	2.6	15.8
蕨	3.9	19.7
浦和	4.5	24.2
北浦和	1.8	26.0
與野	1.6	27.6
(大宮)	2.7	30.3
蓮田	8.9	39.2
白岡	4.3	43.5
久喜	5.4	48.9
栗橋	8.5	57.4
古河	7.3	64.7
間々田	8.5	73.2

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
松戸	3.9	15.7
馬橋	3.4	19.1
北小金	2.9	22.0
柏	4.9	26.9
(我孫子)	4.4	31.3
取手	6.1	37.4
藤代	6.0	43.4
佐貫	2.1	45.5
牛久	5.1	50.6
荒川沖	6.6	57.2
土浦	6.6	63.8
神立	6.1	69.9
高濱	6.5	76.4
石岡	3.6	80.0
羽鳥	6.5	86.5
岩間	5.4	91.9
(友部)	6.9	98.8
內原	4.7	103.5
赤塚	5.8	109.3
(水戸)	6.0	115.3
勝田	5.8	121.1
佐和	4.2	125.3
石神	4.7	130.0
大甕	7.4	137.4
下孫	4.6	142.0
日立	4.9	146.9
小木津	5.5	152.4
川尻	4.2	156.6
高萩	5.9	162.5
南中郷	4.5	167.0
磯原	4.6	171.6
關本	7.1	178.7
勿來	4.5	183.2
植田	4.6	187.8
泉	7.2	195.0
湯本	6.5	201.5
綴	3.5	205.0
(平)	4.4	209.4

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
尾久	2.6	2.6
(赤羽)	5.0	7.6
貨物支線		
(王子)	0	0
下十條	1.2	1.2
(王子)	0	0
須賀	2.5	2.5
山手線		
(赤羽)	0	0
十條	2.0	2.0
板橋	1.7	3.7
(池袋)	1.8	5.5
目白	1.2	6.7
高田馬場	.9	7.6
新大久保	1.4	9.0
(新宿)	1.3	10.3
(代々木)	.7	11.0
原宿	1.5	12.5
澁谷	1.2	13.7
惠比壽	1.6	15.3
目黑	1.5	16.8
五反田	1.2	18.0
大崎	.9	18.9
(品川)	2.0	20.9
(池袋)	0	0
大塚	1.8	1.8
巢鴨	1.1	2.9
駒込	.7	3.6
(田端)	1.6	5.2
常磐線		
(日暮里)	0	0
(三河島)	1.2	1.2
南千住	2.2	3.4
(北千住)	1.8	5.2
龜有	4.7	9.9
(金町)	1.9	11.8

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
石鳥谷	5.6	511.3
日詰	5.4	516.7
矢幅	8.4	525.1
仙北町	8.3	533.4
(盛岡)	1.9	535.3
厨川	5.6	540.9
瀧澤	6.3	547.2
(好摩)	9.0	556.2
岩手川口	5.6	561.8
沼宮內	5.1	566.9
奥中山	12.4	579.3
小繋	7.7	587.0
小鳥谷	7.7	594.7
一戸	4.7	599.4
北福岡	6.3	605.7
金田一	7.6	613.3
三戸	10.5	623.8
諏訪ノ平	4.0	627.8
釜吉	5.3	633.1
北高岩	6.2	639.3
(尻內)	5.0	644.3
下田	11.0	655.3
向山	5.3	660.6
古間木	4.7	665.3
沼崎	10.5	675.8
乙供	6.9	682.7
千曳	8.5	691.2
(野邊地)	5.6	696.8
狩場澤	6.5	703.3
清水川	4.7	708.0
小湊	6.0	714.0
淺虫	10.2	724.2
野內	5.2	729.4
浪打	5.1	734.5
(浦町)	2.5	737.0
(青森)	3.0	740.0
(日暮里)	0	0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
福原	4.2	37.0
稻田	3.1	40.1
笠間	3.2	43.3
宍戸	5.2	48.5
(友部)	1.7	50.2
眞岡線		
(下館)	0	0
折本	4.7	4.7
久下田	3.9	8.6
寺内	4.1	12.7
眞岡	3.8	16.5
西田井	4.8	21.3
益子	3.9	25.2
七井	3.3	28.5
市塙	5.9	34.4
茂木	7.6	42.0
日光線		
(宇都宮)	0	0
鶴田	4.8	4.8
鹿沼	9.5	14.3
文挾	8.1	22.4
下野大澤	5.8	28.2
今市	5.7	33.9
日光	6.6	40.5
烏山線		
(寶積寺)	0	0
下野花岡	3.9	9.3
仁井田	2.0	5.9
鴻野山	2.4	8.3
大金	4.4	12.7
小塙	2.6	15.3
烏山	5.1	20.4

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
(桐生)	5.6	52.9
岩宿	4.0	56.9
國定	6.4	63.3
伊勢崎	5.8	69.1
駒形	5.8	74.9
前橋	7.0	81.9
新前橋	2.5	84.4
日高	2.2	86.6
濱尻	1.9	88.5
(高崎)	3.2	91.7
足尾線		
(桐生)	0	0
相老	3.1	3.1
大間々	4.2	7.3
上神梅	5.1	12.4
水沼	4.5	16.9
花輪	4.1	21.0
神土	5.4	26.4
澤入	7.0	33.4
原向	5.3	38.7
通洞	3.2	41.9
足尾	.9	42.8
(間藤)	1.3	44.1
貨物支線		
(間藤)	0	0
足尾本山	1.9	1.9
水戸線		
(小山)	0	0
結城	6.6	6.6
東結城	1.7	8.3
川島	2.1	10.4
(下館)	5.8	16.2
新治	6.1	22.3
岩瀬	7.3	29.6
羽黑	3.2	32.8

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
後閑	5.2	46.6
上牧	7.1	53.7
水上	5.4	59.1
湯檜曾	6.8	65.9
土合	3.4	69.3
越後中里	18.1	87.4
越後湯澤	6.8	94.2
石打	6.4	100.6
鹽澤	7.3	107.9
六日町	3.9	111.8
五日町	6.6	118.4
浦佐	5.5	123.9
小出	8.3	132.2
越後堀之內	2.5	134.7
(越後川口)	8.1	142.8
小千谷	6.6	149.4
越後瀧谷	7.2	156.6
(宮內)	6.0	162.6
十日町線		
(越後川口)	0	0
內ヶ卷	3.5	3.5
越後岩澤	5.1	8.6
下條	5.3	13.9
魚沼中條	4.4	18.3
十日町	3.1	21.4
兩毛線		
(小山)	0	0
思川	5.4	5.4
栃木	5.4	10.8
大平下	4.4	15.2
岩舟	4.1	19.3
佐野	7.3	26.6
富田	4.5	31.1
足利	7.1	38.2
山前	4.5	42.7
小俣	4.6	47.3

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
川越線		
(大宮)	0	0
日進	3.7	3.7
指扇	4.0	7.7
南古谷	4.7	12.4
川越	3.7	16.1
西川越	2.6	18.7
的場	2.2	20.9
笠幡	2.9	23.8
武藏高萩	3.2	27.0
高麗川	3.6	30.6
高崎線		
(大宮)	0	0
上尾	8.2	8.2
桶川	3.6	11.8
北本宿	4.6	16.4
鴻巢	3.6	20.0
吹上	7.3	27.3
熊谷	7.1	34.4
籠原	6.6	41.0
深谷	4.8	45.8
岡部	4.3	50.1
本庄	5.6	55.7
神保原	4.0	59.7
新町	4.5	64.2
倉賀町	6.1	70.3
(高崎)	4.4	74.7
上越線		
高崎	0	0
(新前橋)	7.3	7.3
群馬總社	4.8	12.1
八木原	5.6	17.7
澁川	3.4	21.1
敷島	6.4	27.5
岩本	8.8	36.3
沼田	5.1	41.4

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
中菅谷	1.2	9.0
(上菅谷)	1.1	10.1
常陸鴻巢	3.3	13.4
常陸中里	2.3	15.7
瓜連	1.0	16.7
靜	1.4	18.1
常陸村田	2.3	20.4
常陸大宮	3.0	23.4
玉川村	5.4	28.8
山方宿	6.4	35.2
下小川	5.5	40.7
西金	3.4	44.1
上小川	3.2	47.3
袋田	4.5	51.8
常陸大子	3.8	55.6
下野宮	6.4	62.0
矢祭山	4.9	66.9
東館	4.1	71.0
磐城石井	3.9	74.9
磐城塙	6.4	81.3
近津	5.1	86.4
(磐城棚倉)	4.1	90.5
磐城淺川	6.5	97.0
里白石	3.0	100.0
磐城石川	5.3	105.3
野木澤	4.8	110.1
泉郷	5.2	115.3
川東	6.9	122.2
谷田川	6.7	128.9
磐城守山	3.2	132.1
安積永盛	5.4	137.5
(上菅谷)	0	0
常陸酒出	2.5	2.5
額田	1.1	3.6
河合	3.1	6.7
佐竹	1.5	8.2
常陸太田	1.3	9.5

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
草野	5.4	214.8
四ツ倉	4.4	219.2
久ノ濱	4.8	224.0
廣野	8.4	232.4
木戸	5.4	237.8
龍田	3.1	240.9
富岡	6.9	247.8
夜ノ森	5.2	253.0
大野	4.9	257.9
長塚	5.8	263.7
浪江	4.9	268.6
小高	8.9	277.5
磐城太田	4.9	282.4
原ノ町	4.5	286.9
鹿島	7.5	294.4
日立木	6.7	301.1
中村	5.9	307.0
新地	8.8	315.8
坂元	5.4	321.2
濱吉田	8.4	329.6
亘理	5.0	334.6
(岩沼)	8.5	343.1
貨物支線		
(田端)	0	0
三河島	1.6	1.6
(隅田川)	3.2	4.8
(北千住)	0	0
隅田川	4.3	4.3
(水戸)	0	0
那珂川	1.1	1.1
水郡線		
(水戸)	0	0
常陸青柳	1.9	1.9
常陸津田	2.2	4.1
後臺	2.4	6.5
下菅谷	1.3	7.8

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
赤井	4.8	4.8
小川郷	5.5	10.3
川前	16.0	26.3
夏井	10.4	36.1
小野新町	3.4	40.1
神俣	6.5	46.6
大越	7.7	54.3
磐城常葉	4.4	58.7
船引	3.8	62.5
三春	11.2	73.7
舞木	6.1	79.8
(郡山)	5.8	85.6
磐越西線		
(郡山)	0	0
喜久田	7.9	7.9
安子ケ島	3.9	11.8
岩代熱海	3.6	15.4
中山宿	4.6	20.0
上戸	8.0	28.0
關都	3.7	31.7
川桁	2.4	34.1
猪苗代	3.3	37.4
翁島	4.4	41.8
大寺	10.1	51.9
廣田	8.8	60.7
(會津若松)	4.6	65.3
堂島	5.5	70.8
笈川	3.1	73.9
塩川	1.9	75.8
姥堂	2.4	78.2
會津豐川	2.0	80.2
(喜多方)	1.7	81.9
山都	9.9	91.8
蒲野	6.1	87.9
野澤	9.0	106.9
上野尻	5.1	112.0
徳澤	6.7	118.7
豐實	3.3	122.0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
東大館	4.7	103.3
大館	3.6	106.9
八戸線		
(尻内)	0	0
長苗代	3.4	3.4
(八戸)	2.1	5.5
小中野	2.6	8.1
陸奥湊	0.9	9.0
白銀	1.3	10.3
鮫	1.5	11.8
種差	7.8	19.6
階上	7.9	27.5
種市	6.7	34.2
陸中八木	8.9	43.1
陸中中野	5.3	48.4
侍濱	6.0	54.4
陸中夏井	7.3	61.7
久慈	3.2	64.9
(八戸)	0	0
湊	2.7	2.7
大湊線		
(野邊地)	0	0
有戸	9.6	9.6
陸奥横濱	20.5	30.1
近川	12.6	42.7
田名部	10.5	53.2
下北	2.3	55.5
大湊	2.9	58.4
大畑線		
(下北)	0	0
本田名部	3.2	3.2
樽山	4.8	8.0
陸奥關根	2.6	10.6
川代	2.6	13.2
正津川	2.3	15.5
大畑	2.5	18.0
磐越東線		
(平)	0	0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
川内	9.3	61.5
箱石	4.2	65.7
陸中川中	7.8	73.5
腹帶	9.1	82.6
茂市	4.4	87.0
蕪目	4.5	91.5
千德	7.3	98.8
宮古	3.3	102.1
磯鷄	2.0	104.1
津軽石	7.2	111.3
豐間根	6.2	117.5
陸中山田	11.1	128.6
織笠	2.2	130.8
岩手船越	2.8	133.6
吉里吉里	8.2	141.8
大槌	3.4	145.2
鵜住居	4.0	149.2
釜石	8.3	157.5
花輪線		
(好摩)	0	0
大更	9.0	9.0
平館	4.7	13.7
岩手松尾	4.1	17.8
赤坂田	12.2	30.0
荒屋新町	7.6	37.6
田山	11.5	49.1
兄畑	6.7	55.8
湯瀬	4.1	59.9
小豆澤	4.3	64.2
陸中花輪	5.5	69.7
柴平	4.7	74.4
毛馬内	3.3	77.7
末廣	4.5	82.2
尾去澤	2.4	84.6
澤尻	2.0	86.6
十二所	3.0	89.6
大湯温泉	2.5	92.1
南扇田	5.3	97.4
扇田	1.2	98.6

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
釜石線		
(花巻)	0	0
鳥谷ヶ崎	0.6	0.6
似内	3.1	3.7
矢澤	2.3	6.0
小山田	2.4	8.4
土澤	4.4	12.8
晴山	3.2	16.0
岩根橋	5.8	21.8
宮守	3.4	25.2
柏木平	6.1	31.3
鱒澤	2.5	33.8
荒谷前	2.7	36.5
岩手二日町	3.0	39.5
綾織	1.6	41.1
遠野	5.0	46.1
青笹	3.2	49.3
鵜口	2.9	52.2
岩手上郷	2.2	54.4
平倉	2.3	56.7
足ヶ瀬	4.8	61.5
仙人峠	3.9	65.4
機場線		
(盛岡)	0	0
大釜	6.0	6.0
小岩井	4.5	10.5
零石	5.5	16.0
橋場	7.7	23.7
山田線		
(盛岡)	0	0
上盛岡	2.8	2.8
上米内	7.1	9.9
大志田	9.3	19.2
陸岸	8.4	27.6
區界	8.0	35.6
松草	8.0	43.6
平津戸	8.6	52.2

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
大船渡線		
(一ノ關)	0	0
眞瀧	5.7	5.7
陸中門崎	8.0	13.7
陸中松川	7.6	21.3
摺澤	9.3	30.6
千厩	9.2	39.8
小梨	3.6	43.4
矢越	4.2	47.6
折壁	2.1	49.7
新月	5.6	55.3
氣仙沼	6.7	62.0
鹿折	2.2	64.2
上鹿折	5.3	69.5
陸前矢作	10.0	79.5
竹駒	3.0	82.5
陸前高田	2.9	85.4
脇ノ澤	2.9	88.3
小友	4.5	92.8
細浦	4.3	97.1
下船渡	3.1	100.2
大船渡	2.9	103.1
盛	2.6	105.7
横黒線		
(黒澤尻)	0	0
江釣子	5.2	5.2
藤根	3.2	8.4
横川目	5.9	14.3
岩澤	3.8	18.1
和賀仙人	3.5	21.6
大荒澤	3.7	25.3
陸中大石	4.5	29.8
陸中川尻	4.6	34.4
黒澤	9.1	43.5
相野々	9.1	52.6
(横手)	7.7	60.3

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
白棚線		
(白河)	0	0
登町	1.3	1.3
南湖	3.2	4.5
關山口	3.0	7.5
古關	3.5	11.0
番澤	1.4	12.4
磐城金山	1.7	14.1
梁森	1.7	15.8
三森	2.1	17.9
金澤内	1.7	19.6
(磐城棚倉)	3.7	23.3
川俣線		
(松川)	0	0
岩代飯野	6.3	6.3
岩代大久保	0.9	7.2
岩代川俣	5.0	12.2
仙山線		
(仙臺)	0	0
北仙臺	4.8	4.8
陸前落合	7.9	12.7
愛子	2.5	15.2
陸前白澤	5.4	20.6
熊ヶ根	3.1	23.7
作並	5.0	28.7
奥新川	5.1	33.8
山寺	14.9	48.7
楯山	6.2	54.9
羽前千歳	3.1	58.0
鹽竈線		
(岩切)	0	0
多賀城前	2.0	2.0
鹽竈	4.9	6.9

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
船川線		
(追分)	0	0
二田	10.4	10.4
船越	4.5	14.9
脇本	4.0	18.9
羽立	4.8	23.7
(船川)	2.9	26.6
貨物支線		
(船川)	0	0
船川港	1.8	1.8
五能線		
(機織)	0	0
能代	3.9	3.9
羽後東雲	5.4	9.3
澤目	4.8	14.1
八森	3.9	18.0
椿	4.7	22.7
岩館	6.4	29.1
大間越	10.8	39.9
松神	4.8	44.7
陸奥岩崎	6.2	50.9
陸奥澤邊	2.7	53.6
鰺作	4.3	57.9
深浦	9.0	66.9
追良瀬	6.0	72.9
驫木	3.1	76.0
大戸瀬	7.9	83.9
北金ケ澤	6.7	90.6
陸奥赤石	6.8	97.4
鯵ケ澤	6.4	103.8
鳴澤	4.5	108.3
陸奥森田	6.2	114.5
木造	5.0	119.5
五所川原	6.2	125.7
津輕濤	1.5	127.2

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
越後下關	6.6	79.7
越後大島	3.8	83.5
(坂町)	7.2	90.7
長井線		
(赤湯)	0	0
宮內町	3.1	3.1
梨郷	3.8	6.9
西大塚	3.4	10.3
(今泉)	2.0	12.3
時庭	2.7	15.0
長井	3.4	18.4
羽前成田	2.7	21.1
置賜	3.5	24.6
鮎貝	3.3	27.9
荒砥	2.7	30.6
左澤線		
(山形)	0	0
(北山形)	1.9	1.9
羽前山邊	6.5	8.4
羽前長崎	4.5	12.9
寒河江	4.4	17.3
羽前高松	3.9	21.2
左澤	5.0	26.2
生保內線		
(大曲)	0	0
羽後四ツ屋	5.4	5.4
羽後長野	5.6	11.0
角館	5.8	16.8
神代	6.0	22.8
刺巻	8.4	31.2
生保內	4.3	35.5

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
大清水	1.3	448.2
弘前	1.8	450.0
和德	1.2	451.2
撫牛子	1.5	452.7
豐蒔	1.8	454.5
(川部)	1.8	456.3
北常盤	3.2	459.5
浪岡	5.5	465.0
大釋迦	5.1	470.1
鶴ヶ坂	6.2	476.3
(津輕新城)	5.4	481.7
青森	5.7	487.4
貨物支線		
(津輕新城)	0	0
(浦町)	7.8	7.8
(土崎)	0	0
雄物川	1.8	1.8
米坂線		
(米澤)	0	0
南米澤	3.1	3.1
西米澤	3.4	6.5
中郡	6.0	12.5
羽前小松	4.4	16.9
犬川	2.5	19.4
(今泉)	3.6	23.0
萩生	4.3	27.3
羽前棒	2.8	30.1
手ノ子	4.6	34.7
羽前沼澤	9.2	43.9
伊佐領	6.1	50.0
羽前松岡	4.7	54.7
小國	3.6	58.3
玉川口	5.3	63.6
越後金丸	4.2	67.8
越後片貝	5.3	73.1

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
及位	12.6	188.7
院內	8.6	197.3
(横堀)	4.0	201.3
三關	6.0	207.3
湯澤	6.0	213.3
十文字	7.4	220.7
柳田	6.6	227.3
(横手)	3.9	231.2
後三年	6.4	237.6
飯詰	5.1	242.7
(大曲)	7.2	249.9
神宮寺	6.0	255.9
刈和野	7.6	263.5
峠吉川	6.5	270.0
羽後境	4.8	274.8
和田	13.5	288.3
四ツ小屋	6.9	295.2
(秋田)	6.4	301.6
(土崎)	7.1	308.7
(追分)	5.9	314.6
大久保	7.2	321.8
羽後飯塚	3.3	325.1
一日市	5.3	330.4
鹿渡	10.9	341.3
森岳	6.7	348.0
(機織)	10.3	358.3
富根	10.1	368.4
二ツ井	6.7	375.1
鷹ノ巣	12.7	387.8
早口	8.6	396.4
大館	9.4	405.8
白澤	6.5	412.3
陣場	7.1	419.4
碇ケ關	10.7	430.1
大鰐	8.1	438.2
陸奥森山	2.7	440.9
石川	2.7	443.6
門外	3.3	446.9

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
上三宮	2.1	5.0
會津加納	3.2	8.2
熱塩	3.4	11.6
奥羽本線		
(福島)	0	0
笹木野	3.8	3.8
庭坂	3.1	6.9
赤岩	7.9	14.8
板谷	7.2	22.0
峠	4.1	26.1
大澤	5.2	31.3
關根	6.4	37.7
(米澤)	5.3	43.0
置賜	5.5	48.5
糠ノ目	4.3	52.8
(赤湯)	6.2	59.0
中川	8.3	67.3
上ノ山	10.6	77.9
金井	6.8	84.7
(山形)	5.3	90.0
(北山形)	1.9	91.9
羽前千歳	2.9	94.8
漆山	3.0	97.8
天童	5.5	103.3
神町	5.9	109.2
東根	4.3	113.5
楯岡	2.9	116.4
袖崎	8.0	124.4
大石田	5.4	129.8
蘆澤	6.8	136.6
舟形	6.6	143.2
(新庄)	8.3	151.5
泉田	5.6	157.1
羽前豐里	7.1	164.2
眞室川	2.7	166.9
釜淵	9.2	176.1

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
日田谷	7.1	129.1
鹿瀬	5.2	134.3
津川	3.4	137.7
白崎	7.4	145.1
五十島	4.2	149.3
馬下	9.8	159.1
五泉	7.3	166.4
(新津)	9.9	176.3
會津線		
(會津若松)	0	0
七日町	1.3	1.3
(西若松)	1.8	3.1
會津本郷	3.4	6.5
會津高田	4.8	11.3
根岸	3.5	14.8
新鶴	2.0	16.8
若宮	2.1	18.9
會津坂下	2.7	21.6
塔寺	4.4	26.0
會津坂本	3.7	29.7
會津柳津	3.6	33.3
(西若松)	0	0
門田	4.8	4.8
上三寄	5.7	10.5
桑原	7.7	18.2
湯野上	4.5	22.7
彌五島	5.3	28.0
檜原	3.0	31.0
會津長野	6.2	37.2
會津田島	4.8	42.0
日中線		
(喜多方)	0	0
會津村松	2.9	2.9

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
羽生田	4.1	298.7
矢代田	6.9	305.6
(新津)	6.3	311.9
茨川	3.8	315.7
龜田	4.9	320.6
上沼垂(場)	4.6	325.2
沼垂	1.8	327.0
新潟	1.9	328.9
貨物支線		
(直江津)	0	0
直江津港	1.4	1.4
魚沼線		
(來迎寺)	0	0
片貝	3.4	3.4
高梨	3.9	7.3
小栗田原	2.2	9.5
平澤	2.0	11.5
西小千谷	1.6	13.1
越後線		
(柏崎)	0	0
比角	1.6	1.6
西中通	3.4	5.0
荒濱	1.6	6.6
刈羽	3.3	9.9
西山	2.9	12.8
禮拜	2.2	15.0
石地	3.7	18.7
出雲崎	6.1	24.8
妙法寺	4.6	29.4
小島谷	3.0	32.4
桐原	3.8	36.2
大河津	2.8	39.0
地藏堂	2.5	41.5

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
(篠ノ井)	5.2	106.5
川中島	4.3	110.8
長野	5.0	115.8
吉田	3.9	119.7
豐野	6.9	126.6
牟禮	7.8	134.4
古間	6.5	140.9
柏原	3.8	144.7
田口	8.4	153.1
關山	8.0	161.1
二本木	6.7	167.8
新井	6.3	174.1
鵜野田	6.3	180.4
高田	3.7	184.1
春日山	3.5	187.6
(直江津)	3.2	190.8
黑井	2.7	193.5
犀潟	4.4	197.9
潟町	4.1	202.0
柿崎	6.4	208.4
鉢崎	5.9	214.3
青海川	6.1	220.4
鯨波	3.0	223.4
(柏崎)	3.7	227.1
安田	5.9	233.0
北條	2.6	235.6
越後廣田	3.3	238.9
塚山	7.7	246.6
(來迎寺)	7.5	254.1
(宮內)	6.7	260.8
長岡	3.0	263.8
城岡	2.5	266.3
押切	4.4	270.7
見附	4.5	275.2
帶織	4.1	279.3
三條	6.1	285.4
(東三條)	1.6	287.0
加茂	7.6	294.6

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
津谷	5.4	12.9
古口	4.1	17.0
清川	14.1	31.1
狩川	3.8	34.9
(余目)	8.1	43.0
石卷線		
(小牛田)	0	0
涌谷	6.2	6.2
前谷地	6.6	12.8
佳景山	4.3	17.1
鹿又	4.1	21.2
石卷	6.7	27.9
陸前稻井	3.0	30.9
渡の波	5.0	35.9
澤田	2.4	38.3
女川	6.6	44.9
信越本線		
(高崎)	0	0
北高崎	2.4	2.4
群馬八幡	4.0	6.4
安中	4.2	10.6
磯部	7.0	17.6
松井田	6.6	24.2
横川	5.5	29.7
熊ノ平	6.1	35.8
輕井澤	5.1	40.9
沓掛	4.0	44.9
信濃追分	3.1	48.0
御代田	5.9	53.9
小諸	9.4	63.3
滋野	5.9	69.2
田中	3.4	72.6
大屋	3.5	76.1
上田	5.2	81.3
北鹽尻	4.4	85.7
坂城	6.0	91.7
戸倉	4.6	96.3
屋代	5.0	101.3

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
赤谷線		
(新發田)	0	0
五十公野	4.1	4.1
米倉	4.4	8.5
赤谷	5.6	14.1
矢島線		
(羽後本莊)	0	0
藥師堂	2.2	2.2
子吉	2.3	4.5
羽後鮎川	2.9	7.4
羽後黑澤	2.2	9.6
前郷	2.0	11.6
西濱澤	4.1	15.7
羽後川邊	4.4	20.1
羽後矢島	2.9	23.0
陸羽東線		
(小牛田)	0	0
北浦	4.5	4.5
陸前古川	5.2	9.7
中新田	6.2	15.9
岩出山	8.9	24.8
池月	7.6	32.4
川渡	6.4	38.8
鳴子	6.1	44.9
中山平	5.1	50.0
堺田	5.3	55.3
富澤	5.8	61.1
羽前向町	4.5	65.6
瀨見	9.4	75.0
長澤	7.8	82.8
(新庄)	11.3	94.1
陸羽西線		
(新庄)	0	0
升形	7.5	7.5

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
間島	7.1	66.5
越後早川	4.9	71.4
桑川	6.9	78.3
越後寒川	9.2	87.5
勝木	5.3	92.8
府屋	3.1	95.9
鼠ヶ關	5.1	101.0
溫海	8.8	109.8
五十川	5.9	115.7
三瀨	7.5	123.2
羽前水澤	5.7	128.9
羽前大山	4.5	133.4
鶴岡	6.0	139.4
藤島	6.6	146.0
(余目)	8.7	154.7
砂越	5.7	160.7
(酒田)	6.5	166.9
本楯	6.4	173.3
遊佐	5.8	179.1
吹浦	7.0	186.1
小砂川	8.7	194.8
象潟	8.6	203.4
金浦	5.8	209.2
羽後平澤	5.5	214.7
西目	8.4	223.1
(羽後本莊)	5.8	228.9
羽後岩谷	7.1	236.0
羽後龜田	7.7	243.7
道川	8.1	251.8
下濱	6.6	258.4
新屋	7.3	265.7
羽後牛島	3.3	269.0
(秋田)	2.7	271.7
貨物支線		
(酒田)	0	0
最上川	2.7	2.7

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
陸奧龜田	3.1	130.3
陸奧鶴田	1.4	131.7
鶴泊	2.4	134.1
掛落林	2.4	136.5
板柳	2.4	138.9
林崎	3.0	141.9
藤崎	2.8	144.7
(川部)	2.5	147.2
阿仁合線		
(鷹ノ巢)	0	0
羽後上大野	9.9	9.9
米內澤	5.2	15.1
桂瀨	5.5	20.6
阿仁前田	4.7	25.3
小淵	3.9	29.2
阿仁合	3.9	33.1
黑石線		
(川部)	0	0
前田屋敷	3.0	3.0
黑石	3.6	6.6
羽越本線		
(新津)	0	0
水原	10.2	10.2
天王新田	7.6	17.8
(新發田)	8.2	26.0
加治	4.3	30.3
金塚	5.0	35.3
中條	3.8	39.1
平木田	5.6	44.7
坂町	3.3	48.0
岩船町	7.2	55.2
村上	4.2	59.4

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
豫讃本線		
(高松)	0	0
鬼無	6.1	6.1
蟹岡	3.4	9.5
國分	2.4	11.9
鴨川	4.7	16.6
坂出	4.7	21.3
宇多津	3.2	24.5
丸龜	3.6	28.1
(多度津)	4.2	32.3
海岸寺	3.8	36.1
津島ノ宮(假)	3.0	39.1
詫間	2.5	41.6
上高瀬	5.0	46.6
本山	5.4	52.0
觀音寺	4.1	56.1
豐濱	5.5	61.6
箕浦	4.4	66.0
川之江	5.8	71.8
伊豫三島	5.4	77.2
伊豫寒川	4.1	81.3
伊豫土居	6.9	88.2
多喜濱	10.8	99.0
新居濱	3.7	102.7
中萩	4.8	107.5
伊豫西條	6.4	113.9
石鎚山(假)	3.5	117.4
伊豫小松	3.8	121.2
壬生川	5.2	126.4
伊豫三芳	3.4	129.8
伊豫櫻井	7.6	137.4
伊豫富田	3.8	141.2
今治	3.3	144.5
波止濱	4.7	149.2
伊豫大井	6.8	116.0
伊豫龜岡	5.5	161.5
菊間	4.0	165.5
淺海	4.7	170.2

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
久住	6.7	6.7
滑河	5.7	12.4
郡	6.1	18.5
大戸	4.5	23.0
佐原	3.9	26.9
香取	3.6	30.5
水郷	3.9	34.4
小見川	5.2	39.6
笹川	5.0	44.6
下總橋	5.2	49.8
下總豐里	3.3	53.1
椎柴	4.8	57.9
松岸	4.4	62.3
久留里線		
(木更津)	0	0
上總清川	4.2	4.2
横田	5.1	9.3
東横田	1.5	10.8
馬來田	3.1	13.9
下郡	1.2	15.1
上總山本	1.4	16.5
小櫃	1.7	18.2
俵田	1.8	20.0
久留里	2.6	22.6
平山	3.1	25.7
上總松丘	2.6	28.3
上總龜山	3.9	32.2
東金線		
(大網)	0	0
福俵	3.2	3.2
東金	2.6	5.8
求名	3.8	9.6
成東	4.2	13.8

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
富浦	6.1	79.8
那古船形	2.3	82.1
安房北條	3.8	85.9
九重	5.8	91.7
千倉	4.9	96.6
千歳(假)	2.0	98.6
南三原	3.6	102.2
和田浦	4.6	106.8
江見	4.6	111.4
太海	4.6	116.0
安房鴨川	3.4	119.4
木原線		
(大原)	0	0
上總東	5.3	5.3
國岩	3.6	8.9
上總中川	3.1	12.0
大多喜	3.9	15.9
東總元	3.8	19.7
總元	2.6	22.3
西畑	2.9	25.2
上總中野	1.7	26.9
成田線		
(佐倉)	0	0
酒々井	6.4	6.4
(成田)	6.7	13.1
下總松崎	5.1	18.2
安倉	4.6	22.8
小林	4.9	27.7
木下	4.3	32.0
布佐	1.9	33.9
湖北	5.8	39.7
(我孫子)	6.3	46.0
(成田)	0	0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
(大網)	4.7	23.2
本納	4.9	28.1
茂原	6.6	34.7
八積	4.6	39.3
上總一ノ宮	4.0	43.3
東浪見	3.3	46.6
太東	3.1	49.7
長者町	2.7	52.4
三門	1.6	54.0
大原	3.6	57.6
浪花	3.3	60.9
御宿	4.9	65.8
勝浦	5.5	71.3
鵜原	3.5	74.8
上總興津	2.8	77.6
安房小湊	7.0	84.6
安房天津	3.5	88.1
安房鴨川	5.5	93.6
房總西線		
(蘇我)	0	0
濱野	3.4	3.4
八幡宿	2.2	5.6
五井	3.7	9.3
姉ヶ崎	5.8	15.1
檜葉	9.3	24.4
(木更津)	6.9	31.3
周西	7.0	38.3
青堀	3.7	42.0
大貫	4.6	46.6
佐貫町	4.1	50.7
上總湊	4.4	55.1
竹岡(假)	5.1	60.2
濱金谷	3.8	64.0
保田	3.5	67.5
安房勝山	3.3	70.8
岩井	2.9	73.7

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
津田沼	3.5	26.2
幕張	4.9	31.1
稻毛	4.3	35.4
(千葉)	4.0	39.4
四街道	7.0	46.4
物井	4.2	50.6
(佐倉)	4.2	54.8
南酒々井	4.0	58.8
八街	6.6	65.4
日向	5.8	71.2
(成東)	5.2	76.4
松尾	5.6	82.0
横芝	4.3	86.3
(八日市場)	6.9	93.2
干潟	5.1	98.3
旭町	4.8	103.1
飯岡	2.7	105.8
猿田	5.5	111.3
松岸	5.5	116.8
(銚子)	3.2	120.0
貨物支線		
(龜戸)	0	0
小名木川	2.1	2.1
(新小岩)	0	0
(金町)	7.1	7.1
(銚子)	0	0
新生	.8	.8
房總東線		
(千葉)	0	0
本千葉	1.2	1.2
(蘇我)	3.0	4.2
大巖寺	1.9	6.1
譽田	6.9	13.0
土氣	5.5	18.5

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
栗生津	4.3	45.8
(西吉田)	4.0	49.8
和納	4.0	53.8
卷	4.0	57.8
越後曾根	4.6	62.4
越後赤塚	2.5	64.9
內野	5.4	70.3
寺尾	4.1	74.4
關屋	4.8	79.2
白山	1.8	81.0
彌彥線		
彌彥	0	0
矢作	2.3	2.3
(西吉田)	2.6	4.9
燕	5.4	10.3
北三條	5.1	15.4
(東三條)	2.0	17.4
越後大崎	1.9	19.3
大浦	3.0	22.3
越後長澤	3.0	25.3
總武本線		
(御茶ノ水)	0	0
(秋葉原)	0.9	0.9
淺草橋	1.1	2.0
兩國	0.8	2.8
錦糸町	1.5	4.3
(龜戸)	1.5	5.8
平井	1.9	7.7
(新小岩)	1.8	9.5
小岩	2.8	12.3
市川	2.6	14.9
本八幡	2.0	16.9
下總中山	1.6	18.5
船橋	4.2	22.7

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
富野(場)	4.4	9.4
(小倉)	2.3	11.7
戸畑	5.5	17.2
枝光	2.8	20.0
八幡	2.1	22.1
西八幡	2.1	24.2
黒崎	1.7	25.9
(折尾)	5.2	31.1
(遠賀川)	4.2	35.3
海老津	5.1	40.4
赤間	7.1	47.5
東郷	4.2	51.7
福間	5.9	57.6
古賀	4.0	61.6
筑前新宮	4.5	66.1
香椎	4.7	70.8
箱崎	5.6	76.4
(吉塚)	1.0	77.4
(博多)	1.6	79.0
竹下	3.4	82.4
雑餉隈	4.0	86.4
水城	3.9	90.3
二日市	3.6	93.9
原田	5.5	99.4
(基山)	3.5	102.9
田代	4.2	107.1
(鳥栖)	1.2	108.3
肥前旭	3.6	111.9
(久留米)	3.5	115.4
荒木	4.9	120.3
西牟田	3.8	124.1
羽犬塚	3.5	127.6
船小屋	3.0	130.6
矢部川	3.1	133.7
井手ノ上	3.0	136.7
渡瀬	3.9	140.6
銀水	5.2	145.8
大牟田	3.2	149.0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
讃岐財田	6.2	23.9
箸蔵	11.2	35.1
(阿波池田)	8.5	43.6
三縄	3.8	47.4
祖谷口	4.5	51.9
阿波川口	2.8	54.7
西宇	5.4	60.1
阿波赤野	5.7	65.8
土佐岩原	7.2	73.0
豊永	4.0	77.0
大田口	3.7	80.7
土佐穴内	2.7	83.4
大杉	4.9	88.3
角茂谷	8.6	96.9
天坪	2.0	98.9
土佐山田	13.4	112.3
後免	4.9	117.2
土佐大津	3.2	120.4
土佐一宮	3.3	123.7
高知	3.9	127.6
旭	3.6	131.2
朝倉	2.5	133.7
伊野	5.2	138.9
日下	5.8	144.7
土佐加茂	4.9	149.6
西佐川	3.8	153.4
佐川	1.8	155.2
斗賀野	3.8	159.0
吾桑	5.4	164.4
須崎	5.3	169.7
土佐新荘	1.9	171.6
安和	3.0	174.6
土佐久礼	6.0	180.6
鹿兒島本線		
門司	0	0
葛葉	1.9	1.9
大里	3.1	5.0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
小松島線		
(德島)	0	0
富田浦	1.4	1.4
二軒屋	1.4	2.8
地蔵橋	3.2	6.0
丈六	1.8	7.8
(中田)	1.4	9.2
小松島	1.9	11.1
牟岐線		
(中田)	0	0
南小松島	1.7	1.7
金磯	1.1	2.8
阿波赤石	2.2	5.0
立江	1.4	6.4
(羽ノ浦)	2.1	8.5
阿波中島	4.1	12.6
阿波富岡	2.7	15.3
見能林	1.9	17.2
阿波橘	2.2	19.4
桑野	4.0	23.4
新野	3.6	27.0
阿波福井	2.7	29.7
由岐	6.0	35.7
木岐	2.3	38.0
赤河内	4.3	42.3
日和佐	1.8	44.1
貨物支線		
(羽ノ浦)	0	0
古庄	2.1	2.1
土讃線		
(多度津)	0	0
金蔵寺	3.7	3.7
善通寺	2.3	6.0
琴平	5.3	11.3
麗入	6.4	17.7

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
鍛冶屋原	1.9	6.9
撫養線		
(池谷)	0	0
立道	3.0	3.0
教會前	1.9	4.9
金比羅前	0.8	5.7
蛭子前	1.5	7.2
(撫養)	1.1	8.3
德島本線		
(德島)	0	0
(佐古)	1.4	1.4
藏本	1.9	3.3
鮎喰	1.5	4.8
府中	1.8	6.6
白鳥前	2.3	8.9
石井	1.4	10.3
下浦	2.3	12.6
牛島	2.5	15.1
麻植島	2.0	17.1
鴨島	1.8	18.9
西麻植	1.9	20.8
阿波川島	1.9	22.7
學	3.5	26.2
山瀬	2.8	29.0
湯立	2.2	31.2
川田	2.9	34.1
穴吹	4.5	38.6
小島	5.7	44.3
貞光	5.2	49.5
阿波半田	2.2	51.7
江口	6.0	57.7
阿波加茂	4.6	62.3
辻	5.1	67.4
(阿波池田)	6.7	74.1

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
伊豫宮野下	1.1	9.1
二名	2.2	11.3
大内	1.4	12.7
深田	2.9	15.6
近永	2.2	17.8
出目	1.7	19.5
松丸	3.5	23.0
吉野生	2.6	25.6
高德本線		
(高松)	0	0
栗林	4.3	4.3
屋島	5.2	9.5
志度	6.8	16.3
造田	5.0	21.3
讃岐津田	6.4	27.7
丹生	6.7	34.4
三本松	3.2	37.6
讃岐白鳥	3.1	40.7
引田	4.4	45.1
讃岐相生	2.5	47.6
阿波大宮	5.6	53.2
板西	4.8	58.0
阿波川端	1.8	59.8
板東	2.3	62.1
(池谷)	2.1	64.2
阿波市場	1.6	65.8
勝瑞	1.1	66.9
吉成	1.3	68.2
(佐古)	4.9	73.1
鍛冶屋原線		
(板西)	0	0
犬伏	1.3	1.3
羅漢	2.0	3.3
神宅	1.7	5.0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
伊豫北條	6.3	176.5
栗井	3.4	179.9
堀江	4.6	184.5
伊豫和氣	2.1	186.6
三津濱	3.7	190.3
(松山)	3.7	194.0
北伊豫	5.9	199.9
南郡中	5.7	205.6
伊豫上灘	11.1	216.7
下灘	5.3	222.0
喜多灘	5.8	227.8
伊豫長濱	4.9	232.7
上老松	2.8	235.5
伊豫白瀧	3.4	238.9
八多喜	2.4	241.3
(五郎)	4.0	245.3
伊豫大洲	3.3	249.1
伊豫平野	4.0	253.1
千丈	7.1	260.2
八幡濱	2.2	262.4
貨物支線		
(多度津)	0	0
濱多度津	2.2	2.2
內子線		
(五郎)	0	0
新谷	3.7	3.7
喜多山	1.0	4.7
五十崎	4.1	8.8
內子	1.5	10.3
宇和島線		
宇和島	0	0
下村	0.4	0.4
高串	1.8	2.2
光滿	1.5	3.7
務田	4.3	8.0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
喜入	2.6	26.6
前之濱	3.8	30.4
生見	4.6	35.0
薩摩今和泉	2.9	37.9
宮ケ濱	2.8	40.7
二月田	2.7	43.4
指宿	2.3	45.7
山川	4.3	50.0
湯前線		
(人吉)	0	0
東人吉	1.6	1.6
肥後西村	4.3	5.9
一武	3.3	9.2
免田	5.9	15.1
多良木	4.8	19.9
湯前	5.0	24.9
長崎本線		
(鳥栖)	0	0
中原	8.5	8.5
神埼	7.2	15.7
伊賀屋	4.5	20.2
佐賀	4.8	25.0
鍋島	3.1	28.1
(久保田)	3.4	31.5
牛津	2.8	34.3
肥前山口	5.4	39.7
肥前白石	5.1	44.8
肥前龍王	4.7	49.5
肥前鹿島	5.2	54.7
肥前濱	3.0	57.7
肥前七浦	3.6	61.3
肥前飯田	2.1	63.4
多良	4.1	67.5
肥前大浦	7.9	75.4
小長井	6.7	82.1

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
久木野	6.4	14.3
薩摩布計	8.3	22.6
西山野	8.1	30.7
山野	1.6	32.3
(薩摩大口)	4.7	37.0
西菱刈	4.8	41.8
菱刈	2.5	44.3
湯ノ尾	4.8	49.1
(栗野)	6.6	55.7
宮之城線		
(川内)	0	0
薩摩白濱	5.1	5.1
楠元	1.4	6.5
吉野山	3.8	10.3
樋脇	3.1	13.4
入來	5.3	18.7
薩摩山崎	4.7	23.4
船木	3.0	26.4
宮之城	2.9	29.3
佐志	3.1	32.4
薩摩湯田	1.9	34.3
薩摩鶴田	2.6	36.9
薩摩求名	3.6	40.5
薩摩廣橋	2.7	43.2
薩摩永野	4.3	47.5
針持	7.4	54.9
西太良	4.6	59.5
羽月	2.8	62.3
(薩摩大口)	3.8	66.1
指宿線		
(西鹿兒島)	0	0
谷山	7.4	7.4
五位野	6.7	14.1
平川	3.2	17.3
瀬々串	3.3	20.6
中名	3.4	24.0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
筑後松崎	3.1	6.5
西太刀洗	1.9	8.4
太刀洗	2.0	10.4
甘木	3.6	14.0
三角線		
(宇土)	0	0
住吉	7.2	7.2
肥後長濱	4.2	11.4
網田	3.1	14.5
赤瀬(假)	3.9	18.4
三角	7.2	25.6
肥薩線		
(八代)	0	0
段	5.2	5.2
坂本	5.8	11.0
瀬戸石	8.6	19.6
白石	10.2	29.8
一勝地	10.0	39.8
那良口	2.6	42.4
渡	2.9	45.3
(人吉)	6.5	51.8
大畑	10.4	62.2
矢嶽	9.5	71.7
眞幸	7.3	79.0
(吉松)	7.8	86.8
(栗野)	7.5	94.3
大隅横川	6.5	100.8
牧園	5.7	106.5
嘉例川	5.8	112.3
表木山	4.5	116.8
(隼人)	7.4	124.2
山野線		
(水俣)	0	0
東水俣	2.6	2.6
肥後深川	3.7	6.3
深渡瀬	1.6	7.9

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
筑前庄	1.2	10.8
姪濱	1.6	12.4
今宿	5.3	17.7
周船寺	2.9	20.6
上高田	0.9	21.5
波多江	1.1	22.6
浦志	1.5	24.1
筑前前原	1.1	25.2
加布里	2.7	27.9
一貫山	1.3	29.2
筑前深江	3.4	32.6
深江濱	0.9	33.5
大入	2.3	35.8
福吉	2.8	38.6
鹿家	4.1	42.7
東濱崎	4.4	47.1
濱崎	0.8	47.9
虹ノ松原	2.1	50.0
東唐津	3.0	53.0
鏡	2.4	55.4
久里	1.1	56.5
上久里	2.2	58.7
(山本)	1.7	60.4
本牟田部	2.7	63.1
肥前久保	2.4	65.5
西相知	1.5	67.0
佐里	1.6	68.6
駒鳴	2.8	71.4
大川野	1.9	73.3
肥前長野	1.4	74.7
桃川	3.1	77.8
金石原	2.3	80.1
上伊萬里	4.4	84.5
(伊萬里)	1.6	86.1
甘木線		
(基山)	0	0
筑後小郡	3.4	3.4

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
木場茶屋	3.1	356.4
串木野	6.3	362.7
市來	4.6	367.3
湯之元	3.8	371.1
東市來	2.5	373.6
伊集院	5.9	379.5
饅頭石	7.7	387.2
西鹿兒島	9.6	396.8
(鹿兒島)	3.2	400.0
(門司)	0	0
外濱	0.9	0.9
(大里)	0	0
小森江操車場	1.5	1.5
貨物支線		
(八代)	0	0
球磨川	1.3	1.3
宝木線		
(遠賀川)	0	0
古月	3.8	3.8
新延	3.4	7.2
八尋	2.2	9.4
室木	1.8	11.2
篠栗線		
(吉塚)	0	0
原町	5.0	5.0
篠栗	5.3	10.3
筑肥線		
(博多)	0	0
筑前箋島	2.3	2.3
筑前高宮	1.1	3.4
平尾	0.3	3.7
小笹	1.8	5.5
鳥飼	2.4	7.9
西新	1.7	9.6

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
萬田	4.1	153.1
長洲	7.8	160.9
大野下	4.7	165.6
高瀬	4.5	170.1
肥後伊倉	4.2	174.3
木葉	3.9	178.2
植木	7.9	186.1
上熊本	8.7	194.8
(熊本)	3.3	198.1
川尻	5.3	203.4
(宇土)	5.6	209.0
松橋	4.8	213.8
小川	6.2	220.0
有佐	5.0	225.0
千丁	4.1	229.1
(八代)	4.7	233.8
肥後高田	4.8	238.6
日奈久	5.3	243.9
肥後二見	3.6	247.5
肥後田浦	9.9	257.4
佐敷	6.2	263.6
湯浦	3.9	267.5
津奈木	8.7	276.2
(水俣)	7.2	283.4
袋	5.8	289.2
米ノ津	5.9	295.1
出水	4.3	299.4
西出水	2.3	301.7
高尾野	4.2	305.9
野田郷	3.2	309.1
折口	5.4	314.5
阿久根	5.5	320.0
牛ノ濱	6.0	326.0
西方	7.4	333.4
草道	7.7	341.1
上川内	6.4	347.5
(川内)	3.2	350.7
隈之城	2.6	353.3

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
瀬田	4.6	27.2
(立野)	5.1	32.3
赤水	7.9	40.2
内牧	6.2	46.4
坊中	3.5	49.9
宮地	3.5	53.4
波野	10.7	64.1
瀧水	4.9	69.0
豐後荻	6.2	75.2
玉來	9.7	84.9
豐後竹田	3.1	88.0
朝地	5.9	93.9
緒方	6.4	100.3
牧口	5.1	105.4
三重町	6.5	111.9
菅尾	5.4	117.3
犬飼	7.9	125.2
竹中	5.6	130.8
中判田	5.5	136.3
瀧尾	6.6	142.9
(大分)	5.1	148.0
高森線		
(立野)	0	0
長陽	4.8	4.8
阿蘇下田	2.5	7.3
中松	3.3	10.6
阿蘇白川	3.0	13.6
高森	4.1	17.7
日豐本線		
(小倉)	0	0
城野	5.4	5.4
曾根	5.5	10.9
苅田	7.0	17.9
(行橋)	6.4	24.3

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
(惠良)	4.1	77.3
引治	3.4	80.7
豐後中村	2.5	83.2
野天	5.1	88.3
北由布	10.9	99.2
南由布	3.4	102.6
湯平	7.1	109.7
庄内	4.9	114.6
天神山	3.6	118.2
小野屋	1.5	119.7
鬼瀬	5.0	124.7
向之原	3.1	127.8
賀來	6.2	134.0
南大分	2.7	136.7
(大分)	4.9	141.6
彦山線		
(夜明)	0	0
今山	3.3	3.3
大鶴	2.6	5.9
寶珠山	1.5	7.4
宮原線		
(惠良)	0	0
町田	4.7	4.7
寶泉寺	2.6	7.3
豐肥本線		
(熊本)	0	0
南熊本	3.6	3.6
水前寺	2.2	5.8
龍田口	3.1	8.9
三里木	6.9	15.8
原水	3.1	18.9
肥後大津	3.7	22.6

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
相浦	1.6	2.8
(四ツ井樋)	0	0
肥前黑石	0.5	0.5
大悲觀	1.4	1.9
臼ノ浦	1.2	3.1
大村線		
(早岐)	0	0
南風崎	5.6	5.6
川棚	8.0	13.6
彼杵	6.0	19.6
千綿	4.4	24.0
松原	4.5	28.5
竹松	4.3	32.8
大村	3.4	36.2
(諫早)	11.4	47.6
久大本線		
(久留米)	0	0
南久留米	4.9	4.9
御井	3.1	8.0
善導寺	4.6	12.6
筑後草野	3.1	15.7
田主丸	5.1	20.8
筑後吉井	5.6	26.4
筑後千足	3.6	30.0
筑後大石	3.0	33.0
(夜明)	6.1	39.1
光岡	6.1	45.2
日田	2.4	47.6
豐後三芳	1.8	49.4
豐後中川	5.9	55.3
天ケ瀬	4.2	59.5
北山田	8.3	67.8
豐後森	5.4	73.2

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
東山代	3.2	16.2
楠久	2.4	18.6
久原	3.1	25.7
浦ノ崎	3.2	14.9
今福	2.6	27.5
調川	6.0	33.5
志佐	2.1	35.6
肥前御厨	5.9	41.5
田平	4.8	46.3
平戸口	4.9	51.2
江迎	8.7	59.9
灣龍	6.4	66.3
松浦線		
(上佐世保)	0	0
山ノ田	1.0	1.0
泉福寺	1.4	2.4
(左石)	0.6	3.0
皆瀬	2.4	5.4
肥前中里	1.8	7.2
(實盛谷)	0.9	8.1
眞申	2.5	10.6
小浦	1.3	11.9
(四ツ井樋)	0.9	12.8
佐々	1.8	14.6
野寄	0.9	15.5
肥前神田	3.2	18.7
肥前吉井	0.9	19.6
御橋觀音	2.0	21.6
祝橋	1.8	23.4
世知原	3.1	26.5
(左石)	0	0
肥前池野	1.5	1.5
柚木	2.6	4.1
(實盛谷)	0	0
上相浦	1.2	1.2

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
(西唐津)	2.3	42.5
(山本)	0	0
牟田部	1.7	1.7
岸嶽	2.4	4.1
貨物支線		
(多久)	0	0
柚木原	1.4	1.4
(山本)	0	0
相知炭坑	6.1	6.1
(西唐津)	0	0
大島	1.9	1.9
佐世保線		
(肥前山口)	0	0
大町	5.1	5.1
北方	2.3	7.4
高橋	4.0	11.4
武雄	2.3	13.7
三間坂	7.8	21.5
上有田	4.2	25.7
(有田)	2.5	28.2
三河内	7.5	35.7
早岐	4.2	39.9
日宇	5.6	45.5
佐世保	3.3	48.8
北佐世保	3.2	52.0
伊萬里線		
(有田)	0	0
藤宿	3.9	3.9
夫婦石	4.0	7.9
(伊萬里)	5.1	13.0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
湯江	5.3	87.4
小江	5.3	90.7
肥前長田	4.7	95.4
東諫早	1.9	97.3
(諫早)	2.9	100.2
喜々津	6.5	106.7
大草	7.2	113.9
長與	8.2	122.1
道ノ尾	3.5	125.6
浦上	4.6	130.2
長崎	1.6	131.8
長崎港	1.1	132.9
佐賀線		
(佐賀)	0	0
南佐賀	3.9	3.9
光法	1.5	5.4
諸富	2.3	7.7
筑後若津	1.5	9.2
筑後大川	0.8	10.0
筑後柳河	5.4	15.4
百町	3.3	18.7
三橋	1.3	20.0
矢部川	4.0	24.0
唐津線		
(久保田)	0	0
小城	5.1	5.1
東多久	5.5	10.6
(多久)	4.6	15.2
厳木	5.6	20.8
岩屋	2.5	23.3
相知	2.7	26.0
(山本)	6.9	32.9
鬼塚	3.7	36.6
唐津	3.6	40.2

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
龍地	2.4	23.9
始良	1.8	25.7
永野田	1.5	27.2
大隅川西	1.8	29.0
鹿屋	3.0	32.0
大隅野里	5.1	37.1
大隅高須	3.9	41.0
荒平	3.9	44.9
古江	2.9	47.8
油津線		
元油津	0	0
妻手橋	1.3	1.3
一里松	1.3	2.6
宮之前	1.8	4.4
星倉	0.9	5.3
東飫肥	1.1	6.4
飫肥	0.4	6.8
貨物支線		
(星倉)	0	0
大藤	5.3	5.3
筑豐本線		
若松	0	0
二島	6.3	6.3
(折尾)	4.5	10.8
(中間)	4.1	14.9
筑前垣生	1.2	16.1
筑前植木	5.1	21.2
新入	2.4	23.6
(直方)	1.2	24.8
(勝野)	2.7	27.5
(小竹)	3.8	31.3
(鯰田)	3.4	34.7
(新飯塚)	2.9	37.6

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
小林町	8.0	34.8
西小林	6.2	41.0
飯野	5.6	46.6
加久藤	5.4	52.0
京町	4.6	56.6
(吉松)	5.0	61.6
志布志線		
(西都城)	0	0
今町	4.3	4.3
末吉	4.0	8.3
岩北	6.1	14.4
岩川	2.8	17.2
大隅松山	4.4	21.6
縄瀬	4.8	26.4
安樂	7.1	33.5
志布志	5.1	38.6
大隅夏井	4.5	43.1
福島今町	7.3	50.4
福島仲町	2.8	53.2
日向北方	2.6	55.8
日向大東	3.2	59.0
榎原	8.1	67.1
南郷	7.5	74.6
大堂津	2.7	77.3
油津	4.3	81.6
古江線		
(志布志)	0	0
菱田	5.5	5.5
大隅大崎	4.0	9.5
三文字	1.0	10.5
東串良	5.7	16.2
(串良)	0.6	16.8
下小原	2.2	19.0
大隅高山	2.5	21.5

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
大藪	2.0	2.0
(宮床)	.8	2.8
貨物支線		
(宮床)	0	0
豐國	.5	.5
日ノ影線		
(延岡)	0	0
西延岡	4.1	4.1
行縢	2.8	6.9
日向岡元	4.7	11.6
曾木	3.0	14.6
川水流	2.6	17.2
早日渡	7.7	24.9
槇峰	4.1	29.0
日向八戸	2.4	31.4
日ノ影	6.2	37.6
細島線		
(富高)	0	0
細島	3.5	3.5
妻線		
(廣瀬)	0	0
佐土原	6.0	6.0
黒生野	4.0	10.0
妻	3.5	13.5
穂北	3.2	16.7
杉安	2.6	19.3
吉都線		
(都城)	0	0
谷頭	7.1	7.1
高崎新田	10.7	17.8
高原	9.0	26.8

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
龍ケ水	7.0	455.1
(鹿兒島)	6.9	462.0
田川線		
(行橋)	0	0
豐津	5.0	5.0
犀川	4.7	9.7
油須原	7.2	16.9
(香春)	6.7	23.6
(伊田)	2.7	26.3
(後藤寺)	2.6	28.9
池尻	2.2	31.1
(川崎)	2.5	33.6
(添田)	3.6	37.2
(後藤寺)	0	0
起行	.7	.7
貨物支線		
(香春)	0	0
夏吉	2.3	2.3
(後藤寺)	0	0
南	.4	.4
(川崎)	0	0
第一大任	.9	.9
(川崎)	0	0
第二大任	1.9	1.9
(添田)	0	0
庄	1.0	1.0
宮床線		
(後藤寺)	0	0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
神原	4.8	213.0
重岡	10.6	223.6
市棚	14.3	237.9
日向長井	8.2	246.1
延岡	9.5	255.6
南延岡	3.4	259.0
土々呂	6.1	265.1
門川	4.3	269.4
(富高)	6.7	276.1
岩脇	6.4	282.5
美々津	6.6	289.1
都農	9.0	298.1
川南	6.9	305.0
高鍋	8.0	313.0
三納代	6.4	319.4
(廣瀬)	6.7	326.1
日向住吉	4.2	330.3
花ケ島	6.5	336.8
宮崎	2.5	339.3
大淀	2.6	341.9
清武	5.3	347.2
田野	10.2	357.4
青井岳	11.3	368.7
山之口	9.8	378.5
三股	6.5	385.0
(都城)	4.3	389.3
(西都城)	2.5	391.8
五十市	2.8	394.6
財部	4.2	398.8
北俣	3.6	402.4
大隈大川原	5.1	407.5
北永野田	5.3	412.8
霧島神宮	6.0	418.8
國分	12.7	431.5
(隼人)	2.6	434.1
加治木	6.9	441.0
帖佐	3.9	444.9
重富	3.2	448.1

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
新田原	5.2	29.5
築城	3.7	33.2
椎田	3.0	36.2
松江	4.9	41.1
宇島	3.4	44.5
中津	6.6	51.1
大貞	4.9	56.0
今津	3.4	59.4
豐前善光寺	5.4	64.8
柳ケ浦	3.6	68.4
豐前長洲	1.9	70.3
宇佐	4.8	75.1
立石	9.4	84.5
中山香	5.2	89.7
杵築	8.8	98.5
日出	8.0	106.5
豐後豐岡	4.1	110.6
龜川	3.7	114.3
別府	5.9	120.2
東別府	2.0	122.2
西大分	7.6	129.8
(大分)	2.5	132.3
高城	5.1	137.4
鶴崎	3.0	140.4
大在	3.3	143.7
坂ノ市	3.1	146.8
幸崎	4.4	151.2
下ノ江	9.3	160.5
熊崎	3.6	164.1
上臼杵	2.9	167.0
臼杵	1.6	168.6
津久見	9.7	178.3
日代	5.5	183.8
淺海井	3.8	187.6
海崎	6.6	194.2
佐伯	3.0	197.2
上岡	4.6	201.8
直見	6.4	208.2

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
方城	1.0	1.0
宮田線		
(勝野)	0	0
(磯光)	2.6	2.6
筑前宮田	2.7	5.3
貨物支線		
(磯光)	0	0
新菅牟田	.9	.9
菅牟田	1.3	2.2
幸袋線		
(小竹)	0	0
目尾	2.2	2.2
(幸袋)	2.7	4.9
(二瀬)	2.7	7.6
貨物支線		
(幸袋)	0	0
庄司	.5	.5
高雄	.5	1.0
(幸袋)	0	0
伊岐須	2.5	2.5
(二瀬)	0	0
枝國	.6	.6
上山田線		
(飯塚)	0	0
平恒	1.5	1.5
臼井	5.5	7.0
大隈	2.6	9.6
下山田	2.8	12.4

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
(上三緒)	0	0
筑前山野	2.2	2.2
貨物支線		
(漆生)	0	0
稻築	1.0	1.0
香月線		
(中間)	0	0
新手	1.3	1.3
岩崎	1.4	2.7
香月	.8	3.5
伊田線		
(直方)	0	0
(中泉)	4.4	4.4
赤池	4.2	8.6
(金田)	1.3	9.9
糒	3.0	12.9
(伊田)	3.3	16.2
貨物支線		
(中泉)	0	0
藤棚	.8	.8
日燒	.6	1.4
(中泉)	0	0
大城第一	1.6	1.6
(中泉)	0	0
赤池炭坑	4.5	4.5
(金田)	0	0
堀川	.6	.6
(金田)	0	0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
(飯塚)	1.8	39.4
天道	2.9	42.3
(長尾)	3.0	45.3
上穗波	2.8	48.1
筑前內野	3.1	51.2
筑前山家	10.2	61.4
(原田)	4.7	66.1
貨物支線		
(中間)	0	0
中鶴	.9	.9
(中間)	0	0
筑前中山	5.9	5.9
(小竹)	0	0
新多	3.1	3.1
(小竹)	0	0
鹽頭	2.3	2.3
(鯰田)	0	0
鯰田炭坑	.7	.7
(飯塚)	0	0
忠隈	.5	.5
(長尾)	0	0
豆田	.4	.4
漆生線		
(芳雄)	0	0
(上三緒)	3.1	3.1
赤坂	1.9	5.0
鴨生	1.2	6.2
(漆生)	2.4	8.6

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
近文	6.1	421.1
(旭川)	4.0	425.1
(砂川)	0	0
上砂川	7.3	7.3
貨物支線		
美唄	0	0
南美唄	3.0	3.0
(小樽築港)	0	0
濱小樽	3.2	3.2
江差線		
(五稜郭)	0	0
七重濱	2.7	2.7
久根別	3.8	6.5
上磯	2.3	8.8
茂邊地	8.8	17.6
渡島當別	5.0	22.6
釜谷	4.9	27.5
泉澤	3.1	30.6
札苅	3.4	34.0
木古內	3.8	37.8
吉堀	5.4	43.2
湯ノ岱	16.0	59.2
桂岡	9.3	68.5
上ノ國	5.3	73.8
江差	6.1	79.9
福山線		
(木古內)	0	0
森越	5.2	5.2
渡島知內	3.0	8.2
湯ノ里	8.8	17.0
碁盤坂	7.2	24.2

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
(倶知安)	6.7	193.3
(小澤)	10.3	203.6
銀山	9.8	213.4
然別	10.7	224.1
仁木	4.1	228.2
余市	4.4	232.6
蘭島	5.3	237.9
塩谷	6.9	244.8
小樽	7.7	252.5
南小樽	1.6	254.1
小樽築港	2.1	256.2
朝里	3.1	259.3
張碓	3.6	262.9
銭函	5.2	268.1
輕川	7.6	275.7
琴似	6.8	282.5
桑園	2.2	284.7
札幌	1.6	286.3
苗穂	2.2	288.5
白石	3.6	292.1
厚別	4.4	296.5
野幌	7.7	304.2
江別	3.1	307.3
幌向	9.4	316.7
上幌向	5.9	322.6
岩見澤	4.3	326.9
峯延	8.4	335.3
美唄	8.4	343.7
茶志內	4.4	348.1
奈井江	6.2	354.3
(砂川)	7.9	362.2
(滝川)	7.6	359.8
江部乙	8.4	378.2
妹背牛	7.5	385.7
(深川)	7.2	392.9
納內	7.4	400.3
神居古潭	5.8	406.1
伊納	8.9	415.0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
上山田	2.0	14.4
函館本線		
(函館)	0	0
(五稜郭)	3.4	3.4
桔梗	4.9	8.3
七飯	5.5	13.8
本郷	4.1	17.9
軍川	9.1	27.0
大沼	1.0	28.0
赤井川	3.7	31.7
駒ヶ嶽	4.8	36.5
森	13.0	49.5
石倉	12.6	62.1
落部	4.0	66.1
野田追	5.3	71.4
山越	4.6	76.0
八雲	5.1	81.1
山崎	7.2	88.3
黒岩	6.1	94.4
國縫	8.4	102.8
中ノ澤	4.9	107.7
(長萬部)	4.6	112.3
二股	8.6	120.9
蘇岱	6.0	126.9
黒松內	5.4	132.3
熱郛	8.1	140.4
上目名	7.2	147.6
目名	8.2	155.8
蘭越	7.6	163.4
昆布	6.9	170.3
狩太	9.3	179.6
比羅夫	7.0	186.6

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
（留萌）	5.9	50.1
禮受	6.1	56.2
合熊	4.8	61.0
增毛	5.8	66.8
羽幌線		
（留萌）	0	0
三泊	5.0	5.0
小平	6.1	11.1
大椴	8.6	19.7
鬼鹿	8.8	28.5
力畫	6.9	35.4
古丹別	8.7	44.1
上平	4.6	49.0
苫前	3.8	52.8
羽幌	7.8	60.6
根室本線		
（滝川）	0	0
幌倉	7.2	7.2
上赤平	6.5	13.7
茂尻	3.5	17.2
平岸	3.5	20.7
下蘆別	5.9	26.6
上蘆別	3.9	30.5
野花南	4.7	35.2
奔茂尻	7.4	42.6
島ノ下	9.5	52.1
（下富良野）	5.5	57.6
布部	6.3	63.9
山部	5.8	69.7
下金山	8.0	77.7
金山	6.9	84.6
鹿越	9.6	94.2
幾寅	7.6	101.8
落合	9.4	111.2

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
楓	4.5	4.5
登川	3.1	7.6
日高線		
（苫小牧）	0	0
勇拂	11.5	11.5
濱厚眞	9.2	20.7
鵡川	7.8	28.5
佐瑠太	13.1	41.6
日高門別	7.7	49.3
波恵	5.0	54.3
慶能舞	4.8	59.1
厚賀	4.4	63.5
節婦	7.5	71.0
高江	4.1	75.1
靜内	4.9	80.0
東靜内	8.8	88.8
春立	6.1	94.9
日高三石	8.8	103.7
本桐	7.2	110.9
荻伏	7.2	118.1
浦河	10.1	128.2
日高幌別	6.6	134.8
鵜苫	4.2	139.0
西様似	2.5	141.5
様似	2.9	144.4
留萌本線		
（深川）	0	0
筑紫	8.8	8.8
石狩沼田	5.6	14.4
惠比島	6.3	20.7
峠下	7.6	28.3
幌糠	6.2	34.5
藤山	5.5	40.0
大和田	4.2	44.2

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
遠淺	8.9	152.9
早來	5.4	158.3
安平	5.7	164.0
（追分）	6.8	170.8
三川	8.0	178.8
由仁	7.6	186.4
栗山	5.1	191.5
清眞布	8.1	199.6
（志文）	4.3	203.9
（岩見澤）	5.4	209.3
（東室蘭）	0	0
輪西	2.3	2.3
御崎	1.9	4.2
母戀	1.7	5.9
室蘭	2.2	8.1
萬字線		
（志文）	0	0
上志文	6.6	6.6
朝日	5.6	12.2
美流渡	3.7	15.9
萬字	6.4	22.3
萬字炭山	1.5	23.8
夕張線		
（追分）	0	0
川端	9.4	9.4
瀧ノ上	8.8	18.7
（紅葉山）	7.2	25.4
沼ノ澤	2.7	28.1
清水澤	5.5	33.6
鹿ノ谷	6.6	40.2
夕張	3.4	43.6
（紅葉山）	0	0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
幌加内線		
（深川）	0	0
多度志	14.0	14.0
幌成	8.3	22.3
鷹泊	5.0	27.3
沼牛	10.6	37.9
幌加内	5.8	43.7
雨煙別	7.4	51.1
政和	7.6	58.7
添牛内	9.9	68.6
朱鞠内	10.2	78.8
室蘭本線		
（長萬部）	0	0
靜狩	10.6	10.6
禮文	13.0	23.6
大岸	4.1	27.7
豐浦	8.4	36.1
虻田	5.4	41.5
有珠	5.1	46.6
長流	4.9	51.5
伊達紋別	3.0	54.5
稀府	6.1	60.6
黃金蘂	4.5	65.1
本輪西	7.6	72.7
（東室蘭）	4.5	77.2
鷲別	1.9	79.1
幌別	7.7	86.8
登別	7.9	94.7
虎杖濱	3.4	98.1
敷生	4.8	102.9
知床	4.9	107.8
白老	5.8	113.6
社臺	5.5	119.1
錦多峯	6.3	125.4
（苫小牧）	9.8	135.2
沼ノ端	8.8	144.0

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
石狩追分	3.4	92.2
和	5.7	97.9
碧水	4.9	102.8
北龍	3.3	106.1
（石狩沼田）	5.3	111.4
幌内線		
（岩見澤）	0	0
萱野	6.3	6.3
（幌内太）	4.6	10.9
幌内	2.7	13.6
（幌内太）	0	0
唐松	3.9	3.9
幾春別	3.3	7.2
歌志内線		
（砂川）	0	0
神威	11.8	11.8
歌志内	2.7	14.5
手宮線		
（小樽）	0	0
色内（假）	1.1	1.1
手宮	1.7	2.8
岩内線		
（小澤）	0	0
國富	2.5	2.5
幌似	3.5	6.0
前田	3.0	9.0
岩内	5.9	14.9

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
瀬棚線		
（國縫）	0	0
茶屋川	5.6	5.6
美利河	6.6	12.2
花石	4.4	16.6
種川	9.2	25.8
今金	4.8	30.6
丹羽	6.8	37.4
東瀬棚	5.6	43.0
瀬棚	5.4	48.4
京極線		
（倶知安）	0	0
六郷	2.6	2.6
寒別	5.5	8.1
京極	5.3	13.4
脇方	7.5	23.9
札沼線		
（桑園）	0	0
新琴似	5.6	5.6
篠路	4.6	10.2
石狩太美	9.1	19.3
石狩當別	6.6	25.9
石狩金澤	5.2	31.1
本中小屋	4.5	35.6
中小屋	3.2	38.8
石狩月形	7.5	46.3
札比内	7.2	53.5
晩生内	4.5	58.0
浦臼	4.7	62.7
下德富	8.8	71.5
中德富	5.0	76.5
石狩橋本	2.7	79.2
上德富	2.9	82.1
雨龍	6.7	88.8

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
一ノ橋	11.4	27.9
上興部	11.0	38.9
瀨戸牛	6.3	45.2
中興部	7.0	52.2
宇津	6.4	58.6
興部	9.2	67.8
沙留	9.9	77.7
(渚滑)	11.2	88.9
紋別	4.2	93.1
元紋別	4.6	97.7
小向	8.2	105.9
沼ノ上	6.7	112.6
(中湧別)	9.3	121.9
上湧別	4.6	126.5
開盛	7.1	133.6
遠輕	4.5	138.5
(中湧別)	0	0
下湧別	4.9	4.9
渚滑線		
(渚滑)	0	0
下渚滑	4.7	4.7
中渚滑	4.8	9.5
上渚滑	7.3	16.8
瀧ノ下	8.0	24.8
濁川	6.2	31.0
北見瀧ノ上	3.3	34.3
湧網西線		
(中湧別)	0	0
芭露	9.9	9.9
計呂地	6.6	16.5
床丹	4.5	21.0
中佐呂間	8.3	29.3

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
淺茅野	9.0	76.6
猿拂	6.3	82.9
瀧野	4.5	87.4
鬼志別	6.3	93.7
小石	5.3	99.0
曲淵	17.7	116.7
沼川	4.3	121.0
樺岡	6.1	127.1
幕別	9.2	136.3
磨問	5.5	141.8
(南稚内)	8.1	149.9
濱北線		
(濱頓別)	0	0
豐牛	7.9	7.9
斜内	4.5	12.4
目梨泊	5.3	17.7
問牧	5.4	23.1
北見枝幸	7.3	30.4
天塩線		
(幌延)	0	0
振老	7.2	7.2
北川口	5.2	12.4
天塩	6.5	18.9
更岸	6.2	25.1
丸松	7.6	32.7
遠別	5.1	37.8
名寄本線		
(名寄)	0	0
上名寄	9.7	9.7
下川	6.8	16.5

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
咲來	12.6	124.7
(音威子府)	4.6	129.3
筬島	6.3	135.6
神路	7.5	143.1
佐久	10.5	153.6
譽平	8.3	161.9
宇戸内	8.4	170.3
問寒別	5.5	175.8
雄信内	7.9	183.7
安牛	6.0	189.7
上幌延	4.9	194.6
幌延	4.8	199.4
下沼	7.8	207.2
豐富	8.7	215.9
德滿	5.0	220.9
蘆川	5.7	226.6
兜沼	4.3	230.9
勇知	5.8	236.7
拔海	8.3	245.0
(南稚内)	12.7	257.7
稚内	1.2	258.9
名雨線		
(名寄)	0	0
西名寄	4.0	4.0
初茶志内	3.2	7.2
北見線		
(音威子府)	0	0
上音威子府	5.4	5.4
小頓別	10.2	15.6
上頓別	5.0	20.6
敏音知	6.5	27.1
松音知	7.4	34.5
中頓別	7.9	42.4
下頓別	9.2	51.6
(濱頓別)	9.8	61.4
山輕	6.2	67.6

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
萩ケ岡	5.1	43.5
清水谷	5.3	48.8
糠平	10.3	59.1
幌加	9.9	69.0
十勝三股	7.0	76.0
廣尾線		
(帶廣)	0	0
愛國	11.0	11.0
幸震	5.7	16.7
中札内	11.4	28.1
更別	7.3	35.4
上更別	6.6	42.0
忠類	8.0	50.0
大樹	10.6	60.6
石坂	4.3	64.9
豐似	6.3	71.2
野塚	5.1	76.3
廣尾	7.7	84.0
宗谷本線		
(旭川)	0	0
(新旭川)	3.7	3.7
永山	5.6	9.3
比布	7.8	17.1
蘭留	5.7	22.8
鹽狩	5.6	28.4
和寒	7.9	36.3
劍淵	8.9	45.2
士別	8.7	53.9
多寄	7.8	61.7
風連	6.4	68.1
(名寄)	8.1	76.2
智東	8.7	84.9
智惠文	6.3	91.2
美深	7.1	98.3
紋穂内	6.1	105.0
恩根内	7.1	112.1

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
落石	10.3	427.6
西和田	8.8	436.4
花咲	4.6	441.0
根室	5.6	446.6
貨物支線		
(釧路)	0	0
濱釧路	1.8	1.8
(東釧路)	0	0
天寧	1.5	1.5
(厚岸)	0	0
濱厚岸	1.2	1.2
(根室)	0	0
根室港	2.6	2.6
富良野線		
(下富良野)	0	0
中富良野	7.5	7.5
上富良野	7.6	15.1
美馬牛	9.1	24.2
美瑛	6.8	31.0
千代ケ岡	7.2	38.2
邊別	6.7	44.9
(旭川)	9.9	54.8
士幌線		
(帶廣)	0	0
木野	4.4	4.4
香更	5.6	10.0
駒場	5.6	15.6
中士幌	6.9	22.5
士幌	7.6	30.1
上士幌	8.3	38.4

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
新内	16.8	128.0
新得	11.1	139.1
十勝清水	9.1	148.2
御影	10.5	158.7
芽室	10.6	169.3
伏古	6.9	176.2
(帶廣)	6.7	182.9
札内	4.8	187.7
止若	9.4	197.1
利別	7.1	204.2
(池田)	2.9	207.1
十弗	8.5	215.6
豐頃	5.4	221.0
下頃部	7.1	228.1
浦幌	6.4	234.5
上厚内	11.8	246.3
厚内	6.6	252.9
直別	7.2	260.1
尺別	4.0	264.1
音別	3.8	267.9
白糠	16.0	283.9
庶路	7.5	291.4
大樂毛	10.4	301.8
新富士	6.7	308.5
(釧路)	2.7	311.2
(東釧路)	2.9	314.1
上別保	5.7	319.8
上尾幌	14.7	334.5
尾幌	9.2	343.7
門靜	9.2	352.9
(厚岸)	4.9	357.8
絲魚澤	10.6	368.4
茶内	9.6	378.0
濱中	7.0	385.0
姉別	10.1	395.1
厚床	6.6	401.7
初田牛	7.1	408.8
別當賀	8.5	417.3

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
細岡	9.7	17.1
塘路	7.2	24.3
茅沼	7.0	31.3
五十石	5.4	36.7
(標茶)	8.5	45.2
磯分内	10.6	55.8
南弟子屈	6.5	62.3
弟子屈	8.2	70.5
美留和	8.7	79.2
川湯	7.2	86.4
上札鶴	14.5	100.9
札鶴	8.3	109.2
上斜里	7.8	117.0
猿問川	7.3	124.3
斜里	4.6	128.9
止別	11.5	140.4
古樋	5.7	146.1
北濱	8.6	154.7
藻琴	2.8	157.5
鱒浦	2.5	160.0
網走	6.2	166.2
標津線		
(標茶)	0	0
西春別	22.5	22.5
計根別	9.4	31.9
當幌	8.8	40.7
(中標津)	6.4	47.1
上武佐	8.1	55.2
川北	4.9	60.1
根室標津	9.3	69.4
(中標津)	0	0
春別	12.1	12.1
西別	11.6	23.7
奥行臼	12.3	36.0
(厚床)	11.5	47.5

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
淺別	10.9	77.4
川上	9.8	87.2
小利別	6.3	93.5
置戸	15.9	109.4
境野	7.2	116.6
訓子府	6.8	123.4
上常呂	8.8	132.2
(野付牛)	7.8	140.0
端野	6.3	146.3
緋牛内	7.3	153.6
(美幌)	11.5	165.1
女滿別	12.0	177.1
呼人	7.8	184.9
(網走)	8.1	193.0
貨物支線		
(網走)	0	0
濱網走	.8	.8
相生線		
(美幌)	0	0
上美幌	6.2	6.2
活汲	5.7	11.9
津別	4.7	16.6
本岐	8.1	24.7
北見相生	12.1	36.8
湧網東線		
(網走)	0	0
二見ヶ岡	7.8	7.8
卯原内	5.4	13.2
能取	10.0	23.2
常呂	7.1	30.3
釧網本線		
(東釧路)	0	0
遠矢	7.4	7.4

驛名	粁程 區間粁	粁程 累計粁
	粁分	粁分
石北線		
(新旭川)	0	0
東旭川	5.2	5.2
櫻岡	5.0	10.2
當麻	3.7	13.9
伊香牛	5.6	19.5
愛別	6.4	25.9
中愛別	6.1	32.0
安足間	6.0	38.0
上川	6.9	44.9
天幕	5.6	50.5
中越	6.7	57.2
上越	7.7	64.9
奥白瀧	9.0	73.9
上白瀧	5.0	78.9
白瀧	3.3	82.2
下白瀧	10.5	92.7
丸瀬布	9.2	101.9
瀬戸瀬	7.8	109.7
(遠軽)	11.1	120.8
下生田原	8.0	128.8
上生田原	8.9	137.7
奔無加	15.0	152.7
留邊蘂	5.5	158.2
相ノ内	10.9	169.1
東相ノ内	4.6	173.7
(野付牛)	7.3	181.0
網走本線		
(池田)	0	0
高島	11.5	11.5
勇足	9.3	20.8
本別	9.1	29.9
仙美里	6.3	36.2
足寄	8.4	44.6
上利別	13.8	58.4
大誉地	8.1	66.5

●荷物通關取扱規則

（昭和十七年三月二十四日鐵道省告示第五十六號）

沿革　略ス

昭和十二年九月鐵道省告示第三百號荷物通關取扱規則ヲ左ノ通改正シ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

（左記ハ別冊トシテ省線各驛ニ備付ケ縱覽ニ供ス）

第五款　索道

●索道事業規則（昭和二年九月三日 遞信省令第三十六號）

索道事業規則左ノ通定ム

索道事業規則

第一條　本令ニ於テ索道ト稱スルハ架空シタル索條（纜線其ノ他之ニ類似スルモノヲ含ム）ニ搬器ヲ懸吊シテ運搬ヲ爲ス設備ヲ謂フ

第二條　索道ハ左ノ二種トス

第一種　人又ハ人及物ノ運搬ヲ爲スモノ

第二種　物ノ運搬ヲ爲スモノ

第三條　本令ニ於テ索道事業ト稱スルハ一般ノ需用ニ應シ又ハ營業トシテ索道ニ據リ運送ヲ爲ス事業ヲ謂フ

第四條　索道事業ヲ經營セムトスル者ハ索道ヲ設備スル地ノ地方長官（東京府ニ在リテハ東京府知事及警視總監以下地方長官ト稱ス）ノ許可ヲ受クヘシ

第五條　前條ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ書類及圖面ヲ具備シタル許可申請書正副二通ヲ提出スヘシ

一　起業目論見書

二　線路平面圖

三　建設費豫算書（第一號樣式ニ依リ調製スヘシ）既設ノ索道ニ據ラムトスルモノニ在リテハ其ノ建設費及改築ヲ要スル場合ニハ其ノ改築費ノ豫算書（第一號樣式ニ依リ調製スヘシ）

四　事業上ノ收支概算書（第二號樣式ニ依リ調製スヘシ以下之ニ同シ）

前項ノ許可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ

一　第五十條ノ規定ニ依リ設備シタル索道ニ據リ索道事業ヲ經營セムトスルモノニ在リテハ索道設備ニ關スル許可書及其ノ使用ニ關スル認可書ノ謄本

二　電氣ヲ動力トスルモノニシテ自ラ電氣設備ヲ爲サムトスルモノニ在リテハ其ノ施設ニ關スル當該官廳ノ許可書又ハ認可書ノ謄本、未タ其ノ許可又ハ認可ヲ得サルモノニ在リテハ其ノ願書ヲ當該官廳ニ提出中ナル旨ヲ記載セル書面

三　電氣ヲ動力トスルモノニシテ他ヨリ電力ノ供給ヲ受クルモノニ在リテハ其ノ供給者トノ契約書（受電電力、契約期間其ノ他ノ受電條件ヲ具備スルコトヲ要ス）ノ謄本

四　會社又ハ組合ヲ設立セムトスルモノニ在リテハ定款又ハ契約書ノ謄本

五　既設ノ會社又ハ組合ノ事業ニ在リテハ定款又ハ契約書及會社登記簿ノ謄本並株主總會若ハ社員又ハ組合員ノ索道事業經營ニ關スル議事及決議ノ要領書

六　公共團體ノ事業ニ在リテハ其ノ團體ノ索道事業經營ニ關スル決議書ノ謄本

七　前三號以外ノ法人ノ事業ニ在リテハ第四號及第五號ニ準シ作製シタル書類

第六條　起業目論見書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　目的第一種又ハ第二種ノ區別

二　商號又ハ名稱

三　主タル事務所ノ所在地別ニ主タル營業所ヲ設クルトキハ其ノ所在地ヲモ記載スヘシ

四　資本金ノ額及其ノ出資方法

五　線路ノ起點、終點（起點、終點トモ道府縣郡市町村名及地番ヲ記載スヘシ）經過地（道府縣郡市町村名ヲ記載スヘシ）及互長

六　原動力ノ種類

七　原動力設備ノキロワット數

八　事業經營期間

第七條　線路平面圖ハ陸地測量部發行ニ係ル五萬分ノ一以上ノ地圖ニ線路及停留場其ノ他重要ナル工作物ノ位置ヲ記入シ之ヲ作製スヘシ

第八條　索道事業者第六條第一號又ハ第五號乃至第八號ニ掲クル事項ヲ變更セムトスルトキハ第五條ノ規定ニ準シ關係ノ書類又ハ圖面ヲ具シ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ線路ヲ新設又ハ增設セムトスルトキモ亦同シ

第九條　第五條第二項第一號乃至第四號、第五號（定款ニ限ル）若ハ第七號（定款又ハ之ニ準スヘキモノニ限ル）又ハ第六條第二號乃至第四號ニ掲クル事項ニ變更アリタルトキハ索道事業者ハ遲滯ナク之ヲ地方長官ニ屆出ツヘシ

第十條　第四條ノ規定ニ依リ索道事業經營ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ許可申請書ノ提出ト同時ニ左ノ書類及圖面ヲ具備シタル工事施行認可申請書（第一種索道ニ關シテハ正副二通）ヲ地方長官ニ提出スヘシ但シ第五條第二項第一號ニ掲クル索道事業者其ノ索道ノ使用ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

一　實測圖

二　工事方法書

三　道路、河川其ノ他公用ニ供スル土地物件ノ使用又ハ占用ニ付行政廳ノ許可ヲ要スルモノニ在リテハ當該行政廳ノ許可書ノ謄本、未タ其ノ許可ヲ得サルモノニ在リテハ其ノ願書ヲ當該行政廳ニ提出中ナル旨ヲ記載セル書面

前項ノ規定ハ索道事業者第八條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第十一條　實測圖ハ左ノ二種トス

一　實測平面圖

縮尺二千分ノ一以上トシ左ノ事項ヲ記載スヘシ

(イ)　線路中心線ノ位置及二百米毎ニ其ノ粁程

(ロ)　停留場ノ位置及其ノ中心粁程

(ハ)　支柱ノ位置

(ニ)　線路中心線ノ左右各四十米以內ノ地勢、地物（人家、危險物貯藏所、電信電話線、電

(ヘ)　電力線、鐵道、軌道、道路、河川、公園等及行政區劃ノ境界線

(ト)　縮尺及方位

二　實測縱斷面圖

縮尺横二千分ノ一以上、縱五百分ノ一以上トシ左ノ事項ヲ記載スヘシ

(イ)　線路中心線ノ地盤高

(ロ)　停留場ノ位置

(ハ)　支柱ノ位置及高

(ニ)　線路カ横斷スル地物ノ位置及高

(ホ)　縮尺

第十二條　工事方法書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一　索道ノ方式

二　停留場ノ位置

三　原動機ノ種類及キロワット數

四　索條（鐵線其ノ他之ニ類似スルモノヲ含ム以下之ニ同シ）ノ種類、大及支持方法

五　支柱ノ種類、基礎、最大間隔及平均間隔

六　搬器ノ種類、重量、箇數、最大積載重量（旅客運送ニ在リテハ定員）及最小間隔

七　運轉速度及一日ノ最大運搬量（旅客運送ニ在リテハ最大運搬人員）

八　沿線ノ保安裝置

九　避雷裝置

十　工事ノ着手及竣工ノ期日

前項ノ工事方法書ニハ索條及支柱ノ强度計算書竝局部圖面ヲ以テ表示シタル工作物及機械器具ノ構造圖ヲ添附スヘシ尚第一種索道ニ在リテハ左ノ事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スヘシ

一　搬器移動ノ方法

二　索條及搬器ノ保安裝置、機械ノ制動裝置、搬器ト原動機設置箇所トノ間ノ信號設備

三　索條ノ構造、强度、接續方法及緊張方法

四　主原動機及予備原動機ノ構造竝其ノ連結方法

五　送電ノ不時停止シタル場合其ノ他索道ノ不時運轉停止シタル場合ニ於ケル應急方法

第十三條　索條ノ强度ハ其ノ地方ノ最低溫度ニ於テ左ノ各號ニ依リ計算スヘシ

一　搬器ノ配置ノ最小間隔ニ於テ索條ニ最大張力ヲ生セシムルモノトシテ左ノ荷重ヲ考慮シ計算スルコト

(イ)　索條ノ自重

(ロ)　搬器ノ重量及最大積載重量（旅客運送ニ在リテハ定員ノ重量但一人平均六十瓩トス以下之ニ同シ）

(ハ)　搬器及索條ノ投影面積ニ對シ一平方米ニ付搬器ニ對シテハ五十瓩、索條ニ對シテハ三十瓩ノ割合ニテ加ハル風壓

二　安全係數ハ少クトモ左ノ標準ヲ下ラサルコトトシ使用期間、運搬量及索道ノ構造等ヲ考慮シ相當之ヲ增大スルコト

(イ)　第一種索道　十二（鐵線ニ在リテハ十五）

(ロ)　第二種索道　六（鐵線ニ在リテハ八）

第一種索道ニ在リテハ七條以上ノ鋼線ヨリ成ル索條又ハ架空軌條ニ限リ之ヲ使用スヘシ

架空軌條ニ據ルモノヲ除クノ外第一種索道ニ在リテハ支索搬器ヲ懸吊使用スル搬器ヲ牽引スルモノ及曳索メニ使用スルモノハ各二條以上ノ索條ヨリ成ルモノヲ使用スヘシ但シ曳索カ充分堅牢ニシテ支索カ切斷スルコトアル場合ト雖安全ニ搬器ヲ支持シ得ヘキモノナルトキハ支索ハ之ヲ一條ト爲スコトヲ得

第十四條　索條ノ勾配ハ提索裝置ヲ用フル索道ニ在リテハ左ノ制限ニ依ルヘシ但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

(イ)　第一種索道　水平線ト三十度以内

(ロ)　第二種索道　水平線ト四十五度以内

前項ノ場合ニ於テ地方長官ハ提索裝置ノ構造其ノ他ノ事由ニ因リ一層嚴重ナル制限ヲ爲スコトアルヘシ

第十五條　支柱ノ强度ハ左ノ各號ニ依リ計算スヘシ

一　支柱ニハ左ノ荷重カ同時ニ加ハルモノトシテ計算スルコト

(イ)　支柱ノ自重ニ依ル垂直荷重

(ロ)　索條ノ重量、搬器ノ重量及最大積載重量ニ依ル垂直荷重

(ハ)　支柱材、搬器及索條ノ投影面積ニ對シ一平方米ニ付平面ニ對シテハ五十瓩、圓壔面ニ對シテハ三十瓩ノ割合ニテ加ハル風壓ニ依ル水平荷重

(ニ)　線路ニ角度アルタメ索條ノ張力ニ依リテ生スル垂直又ハ水平荷重

(ホ)　索條運轉ノ爲メ支柱頂部ニ於テ線路ノ方向ニ加ハル水平荷重、引留支柱ニ在リテハ引留索條ノ張力ニ依ル水平荷重

二　支柱ハ前號ニ依リテ計算スル外尙前號(ロ)(ハ)ノ荷重ニ於テ搬器ニ因リテ生スル荷重ヲ除外シ(ハ)ノ荷重ニ於テ一平方米ニ付平面ニ對シテハ二百瓩、圓壔面ニ對シテハ百二十瓩ノ割合ニテ加ハル風壓ヲ考慮スル場合ニ於テモ安全ナル樣計算スルコト

三　支柱材料ノ應力度ハ地方長官ノ認可ヲ受ケテ特殊ノ材料ヲ使用スル場合ヲ除クノ外左表ノ制限ヲ超過セサルコト

材料	應張力度（一平方糎ニ付瓩）		應壓力度（一平方糎ニ付瓩）		應壓力度ニ對スル長柱公式
	第一種索道	第二種索道	第一種索道	第二種索道	第一種索道	第二種索道
通常構造用壓延鋼	九二〇	一一五〇	九二〇	一一五〇	$P=920\left(1-0.003\frac{l}{r}\right)$	$P=1150\left(1-0.003\frac{l}{r}\right)$
鑄鐵	一六〇	二〇〇	六八〇	八五〇		

松	六〇	七五	六〇
檜	五〇	六五	五〇
杉	四〇	五〇	四〇

前表中長柱公式ニ於テpハ長柱ノ應力度（一平方糎ニ付瓩）、1ハ主要ナル支點間距離（糎）、rハ斷面ノ最小二次半徑（糎）、dハ斷面ノ最小徑（糎）トス

第一種索道ニ在リテハ支柱ハ鐵構造又ハ鐵筋コンクリート構造タラシムヘシ但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第一種索道ニ在リテハ索條ノ引留箇所ノ外線路保安用ノ爲線路ノ亘長一粁以内毎ニ引留支柱ト同一强度ノ支柱一基ヲ設クヘシ

支柱ニハ事業者ノ記號、支柱番號及建設年月ヲ表示スヘシ

第十六條　搬器ノ下端ハ停留場以外ノ場所ニ於テハ地表面ヨリ五米以上ノ高ヲ有セシムヘシ但シ已ムヲ得サル事由ニ因リ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十七條　搬器ニ原動機ヲ附備シテ運轉スル索道ニ在リテハ搬器ノ衝突ヲ防止スルタメ適當ナル信號裝置ヲ設クヘシ

第十八條　電信電話線、電燈電力線、鐵道、軌道、道路、交通頻繁ナラサルモノヲ除ク、河川舟運ノ頻繁ナラサルモノヲ除ク等ノ上空ニ索條ヲ架設セムトスルトキハ左ノ制限ニ從ヒ搬器ノ墜落、落貨其ノ他工作物ノ故障ニ因ル危險豫防ノ保安裝置ヲ爲スヘシ

一　保安裝置トシテ鐵線網（鐵線網目十五糎以内、鐵線ハ耗線以上）ヲ設クヘシ

二　鐵線網ノ大ハ電信電話線、電燈電力線、鐵道、軌道、道路、河川等ノ外側ヨリ水平距離ニ於テ一米以上、索條ヨリ水平距離ニ於テ二米半以上トス

三　鐵線網ノ高ハ地表面ヨリ五米以上、建造物上ヨリ二米以上トス

前項ノ場合ニ於テ關係管理者ノ要求ニ因リ地方長官ニ於テ必要アリト認メタルトキハ一層堅牢ナル裝置ヲ爲サシムルコトアルヘシ

電信電話線、電燈電力線、鐵道、軌道、道路、交通頻繁ナラサルモノヲ除ク、河川舟運ノ頻繁ナラサルモノヲ除ク等ト接近シテ索道ヲ架設セムトスルトキハ其ノ外側ト索條トノ間ニ水平距離ニ於テ四米以上ノ間隔ヲ有セシムヘシ

第一項又ハ前項ノ場合ニ於テハ地方長官ノ認可ヲ受ケテ其ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テハ索道事業者ハ關係管理者ノ立會ヲ求ムル爲工事著手三日前迄ニ之ヲ通知スヘシ其ノ既ニ架設シタルモノヲ修理又ハ撤去スル場合モ亦同シ

第十九條　索條ハ人家、危險物貯藏所又ハ公圍其ノ他多衆集合スル場所ノ上空ヲ通過スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル事由アル場合ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受ケタル特殊ノ保安裝置ニ依ルトキハ此ノ限ニ在ラス

前條第三項及第四項ノ規定ハ前項ニ揭クルモノト接近シテ索道ヲ架設セムトスル場合ニ之ヲ準用ス

第二十條　第一種索道ニハ左ノ設備ヲ爲スヘシ

一　豫備原動力設備

二　不時ノ故障ニ因リ曳索ニ異常ノ張力ヲ生シタル場合ニ於テ原動機カ自動的ニ運轉ヲ停止スヘキ設備

三　支索ノ一條カ切斷スルモ搬器ノ墜落スルコトナキ設備

四　索道ノ不時運轉停止シタル場合ニ搬器ノ所在箇所ニ於テ又ハ最近ノ支柱若ハ停留場迄搬器ヲ移動シテ搭乘セル人ヲ安全ニ下降セシムヘキ裝置

五　同一線路ニ屬スル原動機設置箇所、停留場係員ノ駐在セサルモノヲ除ク、技術員駐在所、信號所及監視所相互間ニ於ケル專用電話設備

六　搬器ノ看易キ場所ニ番號、定員又ハ最大積載量及行先ノ揭示

七　索道係員ニ限リ開閉シ得ル搬器ノ出入口設備

第二十一條　索道事業者工事施行ノ認可ヲ受ケタルトキハ指定ノ期間内ニ工事ニ著手シ且之ヲ竣工セシムヘシ

第二十二條　天災事變其ノ他已ムヲ得サル事由アル場合ニ於テハ地方長官ハ索道事業者ノ申請ニ因リ前條ノ規定ニ依ル期間ノ伸長ヲ認可スルコトアルヘシ

第二十三條　索道事業者第十條ノ規定ニ依リ工事施行ノ認可ヲ受ケタル後工事方法書又ハ實測圖第十一條各號(イ)乃至(ヘ)ニ揭クル事項ニ限ルニ記載セル事項ヲ變更セムトスルトキハ第十條ノ規定ニ準シ關係ノ書類又ハ圖面ヲ具シ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ

第二十四條　索道滅失又ハ損壞シタルトキハ其ノ復舊工事ニ限リ索道事業者ハ第十條ノ認可ヲ受ケスシテ之ニ著手スルコトヲ得

第二十五條　索道事業者ハ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ索道ヲ使用スルコトヲ得ス

引續キ六月以上索道ヲ使用セサルトキハ更ニ地方長官ノ認可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

前二項ノ認可ノ申請アリタルトキハ地方長官ハ檢査吏員ヲ派遣シ其ノ竣工シタル索道ヲ檢査セシメタル上使用認可證ヲ交付スヘシ但シ檢査ノ必要ナシト認ムルトキハ直ニ使用認可證ヲ交付スルコトヲ得

第二十六條　索道事業者索道ヲ讓渡シ又ハ索道事業者タル會社合併ヲ爲サムトスル場合ニ於テ讓受人又ハ合併後存續スル會社若ハ合併ニ因リ設立スル會社引續キ索道事業ヲ經營セムトスルトキハ讓渡又ハ合併ニ關スル契約書ノ謄本、讓受後又ハ合併後ニニ於ケル事業上ノ收支概算書及合併ニ因リ會社ヲ設立スルモノニ在リテハ其ノ定款ノ謄本ヲ添ヘ當事者連署ノ上地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

前項ノ場合ニ於テ當事者法人又ハ組合ナルトキハ總會其ノ他相當機關ノ議事及決議ノ要領書又ハ社員若ハ組合員ノ同意書ノ謄本、讓受クヘキ者索道事業者ニ非サル法人又ハ組合ナルトキハ定款及會社登記簿ノ謄本又ハ組合契約書ノ謄本ヲ添附スヘシ

第一項ノ許可ヲ受ケタルトキハ譲受人又ハ合併後存續スル會社若ハ合併ニ因リ設立スル會社ハ譲渡人又ハ合併ニ因リ消滅スル會社ノ本令ニ依リ有スル權利義務ヲ承繼ス

第二十七條　索道事業者ノ相續人引續キ索道事業ヲ經營セムトスルトキハ遲滯ナク戸籍謄本ヲ添ヘ其ノ旨地方長官ニ届出ツヘシ

前項ノ場合ニ於テハ相續人ハ被相續人カ本令ニ依リ有スル權利義務ヲ承繼ス

第二十八條　索道事業者ハ左ノ場合ニ於テハ遲滯ナク其ノ旨地方長官ニ届出ツヘシ但シ第二號ノ場合ニ於テハ清算人、第八號ノ場合ニ於テハ後見人、第十號ノ場合ニ於テハ戸籍法第百十七條ニ依ル届出義務者ヨリ之ヲ届出ツヘシ

一　法人設立ノ登記ヲ爲シ又ハ組合成立シタルトキ
二　法人又ハ組合解散シタルトキ
三　譲渡又ハ合併ヲ終了シタルトキ
四　工事ニ著手シ又ハ工事竣工シタルトキ
五　事業ヲ開始、休止又ハ廢止シタルトキ
六　停留場ヲ開廢シタルトキ
七　法人又ハ組合ノ代表者ニ異動アリタルトキ
八　事業者禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
九　事業者準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
十　事業者死亡シタルトキ

前項第五號又ハ第六號ノ場合ニ於テハ索道事業者ハ其ノ旨停留場其ノ他ノ看易キ場所ニ掲示スヘシ

第二十九條　左ノ場合ニ於テハ索道事業經營ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ但シ第三號又ハ第四號ノ場合ニ於テ天災事變其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ地方長官ノ認可ヲ受ケタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

一　許可ヲ受ケタル者會社ノ發起人其ノ他法人ノ設立者ナルトキハ指定ノ期間内ニ法人設立ノ登記ヲ爲ササルトキ
二　指定ノ期間内ニ工事ニ著手シ又ハ工事竣工セサルトキ
三　工事竣工後一年以内又ハ使用認可證交付後六月以内ニ事業ヲ開始セサルトキ
四　引續キ六月以上事業ヲ休止シタルトキ
五　事業ノ全部ヲ廢止シタルトキ

第三十條　索道事業者ハ運輸規程ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキモ亦同シ

運輸規程ハ停留場其ノ他ノ看易キ場所ニ之ヲ掲示スヘシ

第三十一條　地方長官ハ公益上ノ必要アリト認ムルトキハ運輸規程ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第三十二條　索道事業者ハ正當ノ事由ナクシテ物又ハ旅客ノ運送ヲ拒ムコトヲ得ス

運送物ハ法令又ハ運輸規程ニ別段ノ定ナキ限リ之ヲ受取リタル順序ニ依リ運送スヘシ

第三十三條　索道ノ運轉速度ハ一分時百五十米ヲ超ユルコトヲ得ス但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

索道ハ風速一秒時二十米ヲ超ユル場合ニ於テハ之ヲ運轉スルコトヲ得ス

第三十四條　第一種索道ニ據ル索道事業者ハ技術ニ關スル事項ヲ擔當セシムル爲主任技術者ヲ選任スヘシ但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

索道事業者前項ノ主任技術者ヲ選任セムトスルトキハ履歴書ヲ添ヘ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキモ亦同シ

地方長官ハ主任技術者ヲ不適當ト認ムルトキハ之カ解任ヲ命スルコトヲ得

第三十五條　索道事業者ハ毎決算期後一月内ニ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル報告書二通ヲ地方長官ニ提出スヘシ

一　當該決算期ノ事業ノ狀況、收入及支出
二　當該決算期末現在ノ調査ニ依ル財産目錄

決算期ノ定ナキモノニ在リテハ毎事業年度後一月内ニ前項ノ規定ニ準シ報告書ヲ提出スヘシ

事業年度ハ特ニ之ヲ定メサルトキハ毎年一月一日ニ始リ十二月三十一日ニ終ルモノトス

第三十六條　索道事業者ハ工作物ノ故障、搬器ノ墜落、落貨其ノ他ノ事故アリタルトキハ地方長官ニ之ヲ届出ツヘシ

第三十七條　索道事業者ハ搬器及索條、支柱其ノ他ノ工作物ヲ完全ナル狀態ニ保持スヘシ

第三十八條　地方長官ハ必要ニ應シ監査員ヲ派遣シテ工事又ハ設備ノ狀態ヲ監査セシムルコトヲ得

第三十九條　地方長官ハ公益上ノ必要アリト認ムルトキハ設備ノ變更、改築又ハ修繕ヲ命スルコトヲ得

第四十條　索道事業者本令又ハ本令ニ基ク命令若ハ處分ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ地方長官ハ索道事業經營ノ許可ノ全部若ハ一部ヲ取消シ又ハ運轉ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第四十一條　索道事業者索道ノ使用ヲ廢止シタルトキハ地方長官ノ指示スル所ニ從ヒ工作物ヲ撤去スヘシ索道事業經營ノ許可其ノ效力ヲ失ヒ又ハ取消サレタルトキモ亦同シ

第四十二條　第四條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケスシテ索道事業ヲ經營シ又ハ其ノ目的ヲ以テ索道ヲ設備シタル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第四十三條　索道事業者左ノ行爲ヲ爲シタルトキハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一　第八條、第十八條、第十九條、第二十五條第一項若ハ第二項、第二十六條第一項、第三十七條又ハ第四十一條ノ規定ニ違反スルコト
二　第十條又ハ第二十三條ニ依リ認可ヲ受クヘキ工事ニ認可ヲ受ケスシテ著手スルコト
三　第三十九條又ハ第四十條ニ依ル命令又ハ處分ニ違反スルコト

第四十四條　前二條ノ場合ヲ除クノ外本令又ハ本令ニ基ク命令若ハ處分ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第四十五條　索道係員左ノ行爲ヲ爲シタルトキハ百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

一　第十條又ハ第二十三條ニ依リ認可ヲ受ケタル運轉速度若ハ搬器ノ最大積載量リテハ定員ニ在ヲ超過シ又ハ搬器ノ最小間隔ヲ短縮シテ運轉スルコト
二　第三十三條第二項ノ規定ニ違反スルコト
三　物運搬用搬器ニ人ヲ搭乘セシムルコト但シ索道ノ檢査、修繕其ノ

他已ムヲ得サル事由ニ因リ搭乘セシメタル場合ヲ除ク

四　前三號ニ掲クルモノヲ除クノ外職務上ノ義務ニ違反シ又ハ之ヲ怠リ旅客又ハ公衆ニ危害ヲ釀ス虞アル行爲ヲ爲スコト

第四十六條　第四十二條乃至第四十四條ノ規定ハ公共團體カ索道事業ヲ經營スル場合ニ之ヲ適用セス

第四十七條　索道事業者カ未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第四十八條　索道事業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業員カ其ノ事業ニ關シ爲シタル行爲ニ付自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第四十九條　本令ニ定ムルモノヲ除クノ外必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第五十條　索道事業ノ用ニ供スルモノヲ除クノ外索道ヲ設備セムトスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第五條乃至第二十五條、第二十七條、第二十八條第一項、第二十九條、第三十三條及第三十六條乃至第四十八條ノ規定ハ前項ノ索道ニ付之ヲ準用ス

第五十一條　本令ハ專用ニ供スルタメ一構內ニ於テ設備スル索道及電氣力、蒸氣力又ハ內燃力ヲ原動力トセサル索道ニ之ヲ適用セス但シ地方長官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ本令ノ全部又ハ一部ヲ之ニ適用スルコトヲ得

附則

第五十二條　本令ハ昭和二年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第五十三條　本令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受クヘキ事項ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノハ之ヲ本令ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

（記ヲ含ム）割合ヲ對スル費ニ設備道路線
（ス載ヘシ）

（燃料費ハ又ハ電力費、購入費、發電費等）
（ム含ヲ費等持維路線電送）

（載記ヲ含ム）割合ヲ對スル費ニ動機原
（ス載ヘシ）

（ス載記ヲ含ム）割合ヲ對スル費ニ器機
（ヘシ）

（ム含ヲ料家借費繕修）

（ニ費備設ノ其付ニ項各ノ物建諸並備設信通安

（第一號樣式）

建設費豫算書（改築費豫算書）

項目	單位	單價	數量	金額	小計	備考
設計及測量費		圓		圓	圓	
工事監督費						
線路建設費	粁					
用地費	平方米又ハ坪					
土工費	〃					
支柱（鐵塔、木塔等ニ區別シ記載スヘシ）	基					
同建設費	〃					
索條（支索曳索等ニ區別シ記載スヘシ）	瓩					
同建設費	粁					

支柱（鐵塔、木塔等ニ區別シ記載スヘシ）	基									
同建設費	〃									
索條（支索曳索等ニ區別シ記載スヘシ）	瓩									
同架設費	粁									
沿線ノ保安裝置										
交涉、踏荒、伐木其ノ他損害賠償額										
雜工事費										
停留場費										
用地費	平方米又ハ坪									
機械器具費（索條緊張裝置其ノ他ノ種類ニ從ヒ區別シ記載スヘシ）										
建物費（本屋及附屬建物ニ付停留場毎ニ記載スヘシ）	平方米又ハ建坪									
雜工事費										
動力設備費										
原動機（主原動機、豫備原動機、附屬器具ニ區別シ記載スヘシ）	キロワット									
原動機室用地、建物、機械基礎及原動機據附費										
發電設備費（水力、汽力、內燃力ニ區別シ記載スヘシ）（又ハ蒸氣瓦斯發生設備）	キロワット又ハ瓩數									
送電線路	粁									
變電又ハ受電設備										
雜工事費										
搬器費										
旅客運搬用（定員ニヨリ區別シ記載スヘシ）	箇									
貨物運搬用（容量ニヨリ區別シ記載スヘシ）	〃									
信號及保安通信設備費										
信號設備										
專用電話										
諸建物費（別ニ用地費ヲ要スルモノハ各別ニ之ヲ記載スヘシ）										
事務室（附屬器具共）	平方米又ハ建坪									
詰所（〃）	箇所									
倉庫（〃）	〃									
搬器格納庫（〃）	平方米又ハ建坪									
修繕工場（機械器具ヲ含ム）	〃									
總掛費										
豫備費										
合計										

員カ其ノ事業ニ關シ爲シタル行爲ニ付自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

第四十九條　本令ニ定ムルモノヲ除クノ外必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

第五十條　索道事業ノ用ニ供スルモノヲ除クノ外索道ヲ設備セムトスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

第五條乃至第二十五條、第二十七條、第二十八條第一項、第二十九條、第三十三條及第三十六條乃至第四十八條ノ規定ハ前項ノ索道ニ付之ヲ準用ス

第五十一條　本令ハ專用ニ供スルタメ一構內ニ於テ設備スル索道及電氣力、蒸氣力又ハ內燃力ヲ原動力トセサル索道ニ之ヲ適用セス但シ地方長官ニ於テ必要アリト認ムルトキハ其ノ定ムル所ニ依リ本令ノ全部又ハ一部ヲ之ニ適用スルコトヲ得

附則

（第二號樣式）

事業上ノ收支概算書

收入之部

項目	單位	單價	數量	金額	備考
旅客收入	人粁	圓		圓	線路亘長、運轉期間中ニ於ケル一日平均搬器運轉延回數及運轉日數
貨物收入	瓩粁				
雜收入					
合計					

支出之部

項目	單位	單價	數量	金額	小計	備考
線路維持費		圓		圓	圓	（信號及專用電話維持費ヲ含ム）（線路亘長ヲ記載スヘシ）

合計							
支出之部							
項目	單位	單價	數量	金額	小計	備考	
線路維持費		圓		圓	圓	(信號及專用電話維持費ヲ含ム)(線路亙長ヲ記載スヘシ)	
給料手當	人						
修繕費						(線路建設費ニ對スル割合ヲ記載スヘシ)	
其ノ他							
停留場費							
給料手當	人						
修繕費							
消耗品費							
其ノ他							
原動機運轉及維持費							
動力費	キロワット時又ハ瓩					(動力購入費、發電費又ハ燃料費等)(送電線路維持費等ヲ含ム)	
給料手當	人						
原動機修繕費						(原動機費ニ對スル割合ヲ記載スヘシ)	
消耗品費							
其ノ他							
搬器運轉及維持費							
給料手當	人						
修繕費	箇					(搬器費ニ對スル割合ヲ記載スヘシ)	
其ノ他							
本社費							
給料手當	人						
通信費							
旅費							
稅金							
其ノ他						(修繕費借家料ヲ含ム)	
合計							
差引純益金							

純益金內譯
- 法定積立金
- 賞與金
- 減損積立金(線路、停留場、動力設備、搬器、信號及保安通信設備並諸建物ノ各項ニ付其ノ設備費ニ對スル割合ヲ記載スルコト)
- 利益金(利益金ノ資本金ニ對スル割合)

●索道事業ノ許可等ニ關スル件

(昭和二年九月三日 遞信省訓令第二號)

廳府縣

索道事業ノ許可等ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 第一種索道ニ據ル索道事業ニ關シ索道事業規則第四條若ハ第八條ノ許可又ハ同規則第十條若ハ第二十三條ノ認可ノ申請ヲ受ケタルトキハ豫メ本大臣ニ稟伺ノ上處分スヘシ

第二條 第二種索道ニ據ル索道事業ニシテ二府縣以上ニ跨ルモノニ關シ處分ヲ爲サムトスルトキハ關係府縣知事ニ協議スヘシ但シ他府縣ニ關係ナキ事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テ協議調ハサルトキハ本大臣ニ稟伺ノ上處分スヘシ

第三條 索道事業規則第五十條ニ依ル索道ノ設備ニ關シテモ前二條ニ準シ處理スヘシ

(昭和三年十一月二十七日 鐵道省訓令第二號)

近時著名ナル神社、神苑、史蹟、名勝地ニ參拜者遊覽者吸收ノ爲鋼索鐵道等ノ濫設ヲ見ムトスル傾向有之候處右工事施行ノ結果著シク天然ノ風致ヲ破壞シ神社ノ尊嚴ヲ傷クルモノ多キノミナラス自然土地ノ俗化ヲ來シ風敎上ニ及ホス影響モ亦尠カラスト被存候就テハ將來斯種ノ事件ニ付稟議相成タル場合特別ノ事情アルモノノ外容易ニ詮議セサル方針ニ付豫メ御了知置相成度

尙當省ニ稟議ヲ要セサル事件ト雖本文ノ趣旨ニ依リ將來十分御留意ノ上御處理相成候樣致度

●索道ニ依ル小荷物運送規則

(昭和十一年七月三十日 鐵道省告示第二百十七號)

【沿革】 昭和十二年七月告示第二三七號改正

索道ニ依ル小荷物運送規則ヲ左ノ通定メ昭和十一年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

索道ニ依ル小荷物運送規則

修繕費					
其ノ他					
停留場費					
給料手當	人				
修繕費					
消耗品費					
其ノ他					
原動機運轉及維持費					
動力費	キロワット 瓩ハ又時				
給料手當	人				
原動機修繕費					
消耗品費					
其ノ他					
瓦斯器運轉及維持費					
給料手當	人				
修繕費	箇				
其ノ他					
本社費					
給料手當	人				
通信費					
旅費					
稅金					
其ノ他					
合計					
差引純益金					

純益金內譯

法定積立金		
賞與金		
減損積立金		線路、停留場、動力設備、瓦斯器、信號及保安設備ニ對スル割合ヲ記載スルコト
利益金		利益金ノ資本金ニ對スル割合

●索道事業ノ許可等ニ關スル件

（昭和二年九月三日 遞信省訓令第二號）

廳府縣

索道事業ノ許可等ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 第一種索道ニ據ル索道事業ニ關シ索道事業規則第四條若ハ第八條ノ許可又ハ同規則第十條若ハ第二十三條ノ認可ノ申請ヲ受ケタルトキハ豫メ本大臣ニ稟伺ノ上處分スヘシ

第二條 第二種索道ニ據ル索道事業ニシテ二府縣以上ニ跨ルモノニ關シ處分ヲ爲サムトスルトキハ關係府縣知事ニ協議スヘシ但シ他府縣ニ關係ナキ事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テ協議調ハサルトキハ本大臣ニ稟伺ノ上處分スヘシ

第三條 索道事業規則第五十條ニ依ル索道ノ設備ニ關シテモ前二條ニ準シ處理スヘシ

（昭和三年十一月二十七日 鐵道省訓令第二號）

廳府縣

索道事業ノ許可等ニ關シテハ昭和二年九月遞信省訓令第二號ニ據リ處理スヘシ、但シ索道事業規則第五十條ニ依ル專用索道ニ付テハ稟伺ヲ要セス

●鋼索鐵道等敷設ニ關スル件

（昭和三年三月二十三日 內務省通牒發第二二號）

「內務次官ヨリ廳府縣長官宛」

第二十類 通信、交通及電氣 第二編 交通

近時著名ナル神社、神苑、史蹟、名勝地ニ參拜者遊覽者吸收ノ爲鋼索鐵道等ノ設ヲ見ムトスル傾向有之候處右工事施行ノ結果著シク天然ノ風致ヲ破壞シ神社ノ尊嚴ヲ傷クルモノ多キノミナラス自然土地ノ俗化ヲ來シ風敎上ニ及ホス影響モ亦尠カラスト被存候就テハ將來斯種ノ事件ニ付稟議相成タル場合特別ノ事情アルモノノ外容易ニ詮議セサル方針ニ付豫メ御了知置相成度

尙當省ニ稟議ヲ要セサル事件ト雖本文ノ趣旨ニ依リ將來十分御留意ノ上御處理相成候樣致度

●索道ニ依ル小荷物運送規則

（昭和十一年七月三十日 鐵道省告示第二百十七號）

【沿革】 昭和十二年七月告示第二三七號改正

索道ニ依ル小荷物運送規則ヲ左ノ通定メ昭和十一年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 索道ニ依ル小荷物運送規則

第二條 左ニ揭グル物品ハ運送ノ引受ヲ爲サズ

一 遺骨及死體

二 車輛類

三 動物（魚介蝦類ヲ除ク）

第三條 代金引換及仙人峠大橋間相互發著ノ配達扱ノモノハ之ガ取扱ヲ爲サズ

第四條 索道ニ依ル小荷物ノ運賃ハ左ノ如シ

一 貴重品、家具及空容器類 一箇ニ付二十錢

二　新聞紙雜誌　一箇ニ付五錢
三　其ノ他ノ小荷物　一箇ニ付十錢
鐵道ト索道トヲ通ジテ運送スル小荷物ノ運賃ハ索道ト鐵道トヲ各別ニ算出シ之ヲ合算ス

第五條　小荷物ノ發送期間及輸送期間ハ左ノ如シ
一　發送期間　運送ノ爲受取リタル日
二　輸送期間　一日

第六條　索道ヲ介シ鐵道航路又ハ自動車ニ發著スル手荷物及附隨小荷物ハ小荷物トシテ運送ノ取扱ヲ爲ス索道區間ニ於ケル旅客ノ携帶品亦同シ
左ニ掲グル物品ハ之ガ運送ノ引受ヲ爲サズ
一　病人用擔架
二　樂器類
三　寫眞機類
四　理化學器械類
五　度量衡檢査用具
六　第二條ニ掲グル物品

第四條ノ規定ハ第一項ノ小荷物ニ對シ之ヲ準用ス

第七條　前各條以外ノ事項ハ鐵道運送ノ例ニ依ル

●索道ニ依リ貨物ノ連絡運輸ヲ爲ス場合ノ取扱方

（昭和十七年二月二十五日　鐵道省告示　第四十號）

索道ニ依リ貨物ノ連絡運輸ヲ爲ス場合ノ取扱方左ノ通定メ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

索道ニ依リ他ノ鐵道トノ間ニ貨物ノ連絡運輸ヲ爲ス場合ニ於ケル索道線內ノ運送ノ引受ヲ爲ス範圍、運賃及料金引渡期間ニ付テハ索道ニ依ル貨物運送規則ニ依リ其ノ他ハ一般連絡運輸ノ場合ノ例ニ依ル

第二章ノ二　小運送

小運送業法

（昭和十二年四月五日　法律第四十五號）

沿革　昭和一五年四月法律第一〇六號、一六年三月第三五號改正

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル小運送業法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

小運送業法

第一條　本法ニ於テ小運送業トハ左ニ掲グル事業ヲ謂フ
一　鐵道若ハ軌道ノ爲ス物品運送又ハ此等ノ運送機關ト通運送ヲ爲ス運送機關ニ依ル通物品運送ノ運送取扱業又ハ運送代辨業
二　鐵道又ハ軌道ニ附隨シ又ハ之ヲ利用シテ爲ス陸上ノ物品運送業

第二條　小運送業ヲ營マントスル者ハ主務大臣ノ免許ヲ受クベシ

第三條　小運送業者ハ運賃、料金其ノ他ノ取扱條件ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第四條　主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ運賃料金其ノ他ノ取扱條件ノ變更、設備共同使用ノ協定、集配區域ノ協定其ノ他事業ノ實施及改善ニ關シ必要ナル命令ヲ發スコトヲ得

前項ノ協定ニ付當事者間ノ協議調ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス

第五條　主務大臣ハ小運送業者ヲシテ其ノ事業ニ關シ報告ヲ爲サシメ又ハ部下ノ官吏ヲシテ其ノ事業ノ狀況ヲ檢査セシムルコトヲ得

前項ノ官吏其ノ職務ヲ執行スル場合ニ於テハ身分ヲ證明スベキ證票ヲ携帶スベシ

第六條　小運送業者其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廢止セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第七條　小運送業ノ讓渡又ハ小運送業ヲ營ム會社ノ合併若ハ解散ノ決議若ハ總社員ノ同意ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生セズ

相續人ガ被相續人ノ小運送業ヲ承繼シタルトキハ相續人ハ小運送業ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ相續人ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ主務大臣ニ屆出ヅベシ

第八條　免許又ハ認可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

前項ノ條件ハ公益上必要アルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

第九條　小運送業者其ノ事業ニ關スル協定ヲ爲シタルトキハ之ヲ主務大臣ニ屆出ヅベシ之ヲ變更又ハ廢止シタルトキ亦同ジ

前項ノ協定ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ又ハ公益ヲ害スル虞アルトキハ主務大臣ハ協定ノ全部若ハ一部ヲ取消シ又ハ其ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十條　小運送業者ハ認可ヲ受ケタル運賃及料金ヲ公示スベシ

小運送業者ハ何等ノ名義ヲ以テスルモ小運送業ニ付テハ公示シタル運賃及料金以外ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由ニ因リテ爲シタル特別ノ作業ニ付相當ノ報酬ヲ受クルハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條　鐵道營業法第十三條ノ三ノ規定ハ小運送業ニ之ヲ準用ス

第十二條　小運送業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ主務大臣ハ免許ノ全部若ハ一部ヲ取消シ又ハ事業ノ全部若ハ一部ノ停止ヲ命ズルコトヲ得

一　本法ニ基ク命令ニ違反シタルトキ

二　免許又ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シタルトキ

三　事業ノ經營不確實又ハ資產狀態ノ著シキ不良其ノ他ノ爲事業ヲ繼續スルニ適セザルトキ

四　公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキ

五　第十條ノ規定ニ違反シ運賃及料金ヲ公示セズ又ハ不當ノ報酬ヲ請求シタルトキ

第十三條　第三條乃至第五條、第八條乃至第十條及前條ノ規定ハ運送品ノ荷造、保管及仕分、保險契約ノ締結、代金ノ取立、立替其ノ他小運送業ニ通常附帶シテ爲ス業務ニ之ヲ準用ス

第十四條　免許ヲ受ケズシテ小運送業ヲ營ミタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス自己ノ免許名義ヲ他人ニ利用セシメタル者亦同ジ

第十五條　小運送業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　本法ニ基ク命令ニ違反シタルトキ

二　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ認可ヲ受ケテ爲スベキ事項ヲ之ヲ受ケズシテ爲シタルトキ

三　免許又ハ認可ニ附シタル條件ニ違反シタルトキ

四　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル屆出若ハ報告ヲ爲サズ又ハ虛僞ノ屆出若ハ報告ヲ爲シタルトキ

五　第五條ノ規定ニ依ル檢査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタルトキ

六　第十條ノ規定ニ違反シ運賃及料金ヲ公示セズ又ハ不當ノ報酬ヲ請求シタルトキ

第十六條　小運送業者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

本法ノ罰則ハ法人ニ在リテハ理事、取締役其ノ他法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ニ在リテハ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十七條　本法ニ定ムル主務大臣ノ職權ノ一部ハ之ヲ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監トス）又ハ鐵道局長ニ委任スルコトヲ得

第十八條　第一條ニ掲グル事業以外ノ陸上ニ於ケル物品運送業（鐵道、軌道又ハ自動車ニ依ル物品運送業ヲ除ク）又ハ陸上ニ於ケル物品運送ノ運送取扱業若ハ運送代辨業ニ於ケル運賃、料金其ノ他ノ取扱條件ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム（昭和十二年九月勅令第五一七號ヲ以テ同年十月一日ヨリ施行）

本法公布前小運送業ヲ開始シタル者又ハ其ノ承繼人ニシテ本法施行ノ際現ニ小運送業ヲ營ムモノ本法施行後三月內ニ主務大臣ニ其ノ旨ノ屆出ヲ爲ストキハ本法施行ノ日ヨリ本法ニ依リ小運送業ノ免許ヲ受ケタル者ト看做ス

本法公布ノ日以後ニ小運送業ヲ開始シタル者ニシテ本法施行ノ際現ニ小運送業ヲ營ムモノ又ハ其ノ承繼人ハ本法施行後三月內ニ限リ小運送業ヲ營ムコトヲ得此ノ期間內ニ免許ノ申請ヲ爲ストキハ免許又ハ免許ノ拒否ノ日迄亦同ジ

●小運送業法施行規則

（昭和十二年九月八日　鐵道省令第六號）

沿革　昭和一四年八月鐵道省令第一四號、一六年一月第一〇號、一七年一一月第一二號、一八年八月第三四號改正

小運送業法施行規則左ノ通定ム

小運送業法施行規則

第一條　小運送業以外ノ事業ヲ經營スル者ガ其ノ事業自ラノ消費、生產、加工、修理、仕入、貸付又ハ販賣ノ用ニ供スル物品ヲ引取又ハ引渡ノ爲ニ爲ス小運送（自家用小運送）ニ付テハ當該事業者ハ小運送業法第二條ノ免許ヲ受クルコトヲ要セズ

倉庫業法ノ適用ヲ受クル倉庫業者ガ受寄物ヲ直接倉庫ニ搬入又ハ搬出ノ爲ニ爲ス運搬行爲ハ自家用小運送ト看做ス

第二條　左ニ掲グルモノハ小運送業法第二條ノ免許ヲ受クルコトヲ要セズ

一　小運送業ニ屬スル行爲ヲ爲ス者ニシテ店舗又ハ從業員ヲ有セザル者其ノ他專ラ賃金ヲ得ル目的ヲ以テ勞務ニ服スル者

二　小運送業ニ屬スル行爲ヲ爲ス勞務者ノ供給ヲ業トスル者

三　小運送業法第一條第一號ニ規定スル通物品運送ノ小運送業者ニシテ通運送機關及通運送品ノ發著地ニ付鐵道大臣ノ指定スルモノニ該當セザル者

第三條　鐵道大臣ハ小運送ノ需要供給ヲ參酌シ小運送業ノ健全ナル發達ニ支障アリト認ムルトキハ小運送業ノ免許ヲ爲サズ

第四條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ小運送業ノ免許ヲ爲サズ

一　一年以上ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニシテ刑ノ執行ヲ終リ又ハ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル日ヨリ二年ヲ經過セザル者

二　小運送業法第十二條ノ規定ニ依リ免許ノ取消ヲ受ケ取消ノ日ヨリ二年ヲ經過セザル者

三　破產ノ宣告ヲ受ケ復權セザル者

四　前三號ノ一ニ該當スル者ヲ役員トスル法人

五　資力信用不充分其ノ他鐵道大臣ニ於テ不適當ト認ムル者

第五條　鐵道又ハ軌道ガ運輸營業ヲ開始シタルトキ又ハ他ノ運送機關ガ此等ノ運送機關ト通物品運送ノ取扱ヲ開始シタルトキ現ニ其ノ地ニ於テ小運送業法第十八條ニ該當スル事業ヲ營ム者ハ以後三月內ニ限リ小運送業ヲ營ムコトヲ得此ノ期間內ニ免許ノ申請ヲ爲ストキハ免許又ハ免許ノ拒否ノ日迄亦同ジ

第六條　小運送業ノ免許申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一　本籍及住所

二　商號及營業上使用スル記號

三　本店、支店其ノ他ノ店舗ノ名稱及所在場所

四　小運送業法第一條ニ掲グル事業ノ種別

五　常時荷物ノ託送若ハ引取又ハ搬入若ハ搬出ヲ爲ス驛（停留場、荷扱所等ヲ含ミ以下取扱驛ト稱ス）

六　運賃、料金其ノ他ノ取扱條件

七　從業員、運搬具、倉庫、專用線其ノ他ノ取扱設備

前項ノ免許申請書ニハ左ノ事項ヲ附記スベシ

一　荷物ノ集貨配達、貨車積卸等ノ作業ヲ常時一定ノ者ヲシテ下請セシムル者ニ在リテハ其ノ概要

二　取扱荷物ノ種類又ハ得意先等ニ限定アル者ハ其ノ概要

三　小運送業以外ノ事業（小運送業法第十三條ニ掲グルモノヲ除ク）ヲ兼營スル者ニ在リテハ其ノ兼營事業ノ種類

第七條　前條ノ免許申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一　公共團體ニシテ小運送業ノ經營ニ付議決機關ノ決議ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ決議要領書、既設會社ニ在リテハ定款ノ寫、登記簿ノ謄本、最近ノ營業年度末ニ於ケル財產目錄及貸借對照表、會社ヲ設立セントスル者ニ在リテハ定款ノ寫、組合ニ在リテハ組合契約書ノ寫、組合員ノ納稅證明書及戶籍抄本、其ノ他ノ者ニ在リテハ納稅證明書及戶籍抄本

二　貨物自動車運送事業ヲ營ム者又ハ營マントスル者ナルトキハ其ノ事業計畫書ノ寫

三　第四條第一號及第三號ニ該當セザルコトヲ證明スル書類

第八條　左ニ掲グル第一號ノ場合ハ鐵道大臣、第二號乃至第四號ノ場合ハ所管鐵道局長ノ認可ヲ受クベシ

一　取引ヨリ生ズル債權債務ノ決濟又ハ貨物引換證ノ整理及保證ニ關シ日本通運株式會社以外ノ者ト契約ヲ爲サントスルトキ

二　小運送業法第一條ニ掲グル事業ノ種別ノ變更ヲ爲サントスルトキ

三　取扱驛ノ變更ヲ爲サントスルトキ

四　營業上使用スル記號ノ變更ヲ爲サントスルトキ

前項ニ依ル認可申請書ニハ變更ノ內容及事由ヲ記載スベシ

取扱驛ノ變更ニシテ追加ノ場合ハ第六條ニ掲グル事項ヲ記載セル書類、其ノ他ノ場合ニシテ變更後ノ事業ニ付第六條ニ掲グル事項ノ中變更ヲ生ズルトキハ其ノ部分ヲ記載セル書類ヲ添附スベシ此ノ場合ニ於テハ前二項ニ定ムル其ノ他ノ手續ヲ爲スコトヲ要セズ

第九條　小運送業者本店ノ移轉、支店其ノ他ノ店舗ノ新設、移轉又ハ廢止ヲ爲サントスルトキハ其ノ旨所管鐵道局長ニ屆出ヅベシ

前項ノ屆出ニハ其ノ內容及事由ヲ記載スベシ

第十條　運賃、料金其ノ他ノ取扱條件變更ノ認可申請書ニハ其ノ事由ヲ記載シ新舊ヲ對照シタル書類ヲ添附スベシ

第十一條　小運送業者ニシテ取引ヨリ生ズル債權債務ノ決濟又ハ貨物引換證ノ整理及保證ニ關シ日本通運株式會社ト契約（加盟店契約）ヲ締結セルモノハ左ニ掲グル事項ヲ定メタル營業規則ヲ制定シ實施前所管鐵道局長ニ屆出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

一　受託ニ關スル事項

二　引渡ニ關スル事項

三　運賃及料金ノ收受ニ關スル事項

四　事故及指圖ニ關スル事項

五　損害賠償ニ關スル事項

六　小運送業法第十三條ノ業務ニ關スル事項

前項以外ノ小運送業者ニシテ營業規則ヲ定メタルトキハ實施前所管鐵道局長ニ屆出ヅベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

四　營業規則ハ本店、支店其ノ他ノ店舗ニ備付ケ公衆ノ閱覽ニ供スベシ

第十二條　小運送業休止ノ認可申請書ニハ其ノ事由、範圍及期間ヲ記載スベシ

認可ヲ受ケタル期間中ニ事業ヲ再開シタルトキハ遲滯ナク其ノ年月日ヲ所管鐵道局長ニ屆出ヅベシ

第十三條　小運送業廢止ノ認可申請書ニハ其ノ事由及範圍ヲ記載スベシ

前項ノ認可申請書ニハ事業廢止ニ關スル議決機關、株主總會若ハ社員總會ノ議事錄ノ寫又ハ無限責任社員若ハ總社員ノ同意書ノ寫ヲ添附スベシ

事業ノ一部廢止ノ場合ニ於テハ殘存部分ニ付第六條ニ掲グル事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ

第十四條　小運送業讓渡ノ認可申請書ニハ讓渡ノ範圍、事由、價額及其ノ內譯ヲ記載シ當事者之ニ連署（讓受人ニ付テハ本籍、住所及本店所在場所ヲ附記スルコト）スベシ

前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一　讓渡契約書ノ寫

二　讓渡又ハ讓受ニ關スル議決機關、株主總會若ハ社員總會ノ議事錄ノ寫又ハ無限責任社員若ハ總社員ノ同意書ノ寫

三　讓受人ニ在リテハ第七條ニ準ズル書類

小運送業者小運送業ノ讓受又ハ一部ノ讓渡ヲ爲サントスルトキニシテ讓受又ハ讓渡後ニ於ケル事業ニ付第六條ニ掲グル事項ノ中變更ヲ生ズ

ルトキハ其ノ部分ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ此ノ場合ニ於テハ第八條及第九條ノ手續ヲ爲スコトヲ要セズ

小運送業者ニ非ザル者ガ小運送業ヲ讓受ケントスルトキハ讓受後ノ事業ニ付第六條ニ掲ゲル事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ

讓渡終了シタルトキハ當時寄連署ノ上遲滯ナク鐵道大臣ニ屆出ヅベシ

但シ事業ノ讓渡ニ付鐵道局長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ所管鐵道局長ニ屆出ヅベシ

第十五條　小運送業ヲ營ム會社ノ合併ノ決議又ハ總社員ノ同意ノ認可申請書ニハ合併ノ事由ヲ記載シ當事者之ニ連署スベシ

前項ノ認可申請書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一　合併契約書ノ寫及合併條件說明書

二　合併ニ關スル株主總會若ハ社員總會ノ議事錄ノ寫又ハ無限責任社員若ハ總社員ノ同意書ノ寫

三　事業ヲ承繼スル會社ニ付第七條ニ準ズル事類

合併後存續スル會社ガ小運送業ノ免許ヲ受ケ居ルモノナルトキニシテ合併後ノ事業ニ付第六條ニ掲ゲル事項ノ中變更ヲ生ズルトキハ其ノ部分ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ此ノ場合ニ於テハ第八條及第九條ニ定ムル手續ヲ爲スコトヲ要セズ

合併後存續スル會社ガ小運送業ノ免許ヲ受ケタルモノニ非ザルトキ又ハ合併ニ因リ會社ヲ設立スルモノナルトキハ合併後ノ事業ニ付第六條ニ掲ゲル事項ヲ記載シタル書類ヲ添附スベシ

合併終了シタルトキハ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リ設立セラレタル會社ハ遲滯ナク鐵道大臣ニ屆出ヅベシ但シ會社ノ合併ノ決議又ハ總社員ノ同意ニ付鐵道局長ノ認可ヲ受ケタル場合ニ於テハ遲滯ナク鐵道大臣ニ屆出ヅベシ

第十六條　小運送業ヲ營ム會社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ノ認可申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ株主總會若ハ社員總會ノ議事錄ノ寫又ハ無限責任社員若ハ總社員ノ同意書ノ寫ヲ添附スベシ

會社解散シタルトキハ會社ノ登記簿ノ謄本ヲ添附シ遲滯ナク鐵道大臣ニ屆出ヅベシ但シ會社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ニ付鐵道局長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ所管鐵道局長ニ屆出ヅベシ

第十七條　小運送業法第四條第二項ノ規定ニ依ル裁定ノ申請書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一　申請者及相手方ノ氏名又ハ商號

二　申請ノ目的及事由

申請者ハ申請書ノ寫ヲ相手方ニ送付スベシ

第十八條　小運送業法第七條第二項ノ規定ニ依ル小運送業承繼ノ屆出ニハ相續人ノ戸籍謄本ヲ添附スベシ

第十九條　小運送業法第九條第一項ノ規定ニ依リ屆出ヲ爲スベキ協定ハ小運送業者間ニ於ケル左ニ掲ゲルモノヲ謂フ

一　運賃及料金其ノ他之ニ影響ヲ及ボスベキ取扱條件ニ關スル協定

二　設備共同使用ノ協定

三　得意先、集配區域、取扱荷物ノ種類又ハ數量ニ關スル協定

四　事業ニ關スル團體結成ノ協定

前項ノ協定ノ屆出ニハ其ノ事由及內容ヲ記載シ當事者之ニ連署スベシ

第二十條　左ノ場合ニ於テハ遲滯ナク其ノ旨鐵道大臣ニ屆出ヅベシ但シ

第二號及第六號乃至第十號ニ掲ゲル場合並ニ第三號及第五號中鐵道局長ノ認可ヲ受ケタル場合ハ所管鐵道局長ニ屆出ヅベシ

一　免許ヲ受ケ事業ヲ開始シタルトキ

二　住所、氏名又ハ商號ヲ變更シタルトキ

三　第八條又ハ第十條ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル事項ヲ實施シタルトキ

四　免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナル場合ニ於テ發起人ニ變更アリタルトキ

五　設立登記ヲ爲シタルトキ

六　禁治產又ハ準禁治產ノ宣告ヲ受ケタルトキ

七　破產ノ宣告ヲ受ケタルトキ

八　組合員ニ變更アリタルトキ

九　法人ニ在リテハ役員又ハ定款ヲ變更シタルトキ

十　業務ニ關シ重大ナル事故發生シタルトキ

第二十一條　小運送業者ハ毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ノ營業概況報告書ヲ取扱驛毎ニ作成シ毎年五月三十一日迄ニ鐵道大臣ニ之ヲ提出スベシ

會社ニ在リテハ前項ニ依ルノ外營業年度毎ニ別記樣式ニ依ル營業報告書ヲ當該營業年度經過後二月內ニ提出スベシ

第二十二條　運賃及料金ハ本店、支店其ノ他ノ店舗ノ見易キ場所ニ掲示スベシ

第二十三條　小運送業法第十一條ノ規定ニ依ル運送品ノ寄託ハ左ニ掲ゲル場合ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

一　小運送業者ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ因リ引渡ヲ爲スコト能ハザル場合ニシテ相當ノ期間ヲ定メ荷送人（貨物引換證ヲ發行シタルトキハ證券所持人）ノ指圖ヲ求メタルニ其ノ期間內ニ指圖ナキトキ又ハ荷送人（貨物引換證ヲ發行シタルトキハ證券所持人）不明ナルトキ

二　小運送業者ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ因リ到著通知ヲ發シタル日ヨリ起算シ三日ヲ經過スルモ引渡ヲ爲スコト能ハザルトキ

第二十四條　小運送業者ハ左ノ樣式ニ依ル標札ヲ本店、支店其ノ他ノ店舗ニ掲ゲベシ

樣式寸法　縱三十糎　橫九糎

免許小運送業者

第二十五條　小運送業者ハ運送品ヲ運送ノ爲受取リタル順序ニ依リ取扱ヲ爲スベシ但シ取扱上正當ノ事由若ハ公益上ノ必要アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條　小運送業者ハ運送品引渡ノ際滅失、毀損又ハ延著ヲ事由トシ荷主ノ請求アルトキハ其ノ引渡品ノ數量、狀態又ハ引渡ノ月日ニ付證明ヲ爲スコトヲ要ス

第二十七條　小運送業者ニシテ日本通運株式會社ノ加盟店タルモノハ鐵道貨物通知書、貨物發送通知書（手板）其ノ他受託引渡ニ關スル證憑類ヲ發行ノ日ヨリ二年間保存スベシ

第二十八條　小運送業法第五條第二項ノ證票ハ左ノ樣式ニ依ル

樣式寸法　縱六糎　橫九糎

第　號

年　月　日發行

小運送業檢査員證　　官職　氏　　名

年　月　日限有效

鐵道大臣印

第二十九條　小運送業法及本令ノ規定ニ依ル免許又ハ認可申請書、屆出其ノ他ノ書類ニシテ鐵道大臣ニ提出スベキモノハ二通ヲ作成シ所管鐵道局長ヲ經由シ之ヲ提出スベシ此ノ場合左ノ者ヲシテ之ヲ取次ガシムルコトヲ得

一　國有鐵道ノ驛ノミヲ取扱驛トスル者ニ在リテハ當該取扱驛驛長（二以上ノ驛ヲ取扱驛トスル者ニ在リテハ便宜ノ取扱驛驛長）

二　國有鐵道以外ノ驛ノミヲ取扱驛トスル者ニ在リテハ國有鐵道ノ最寄驛驛長

三　國有鐵道ノ驛ト國有鐵道以外ノ驛トヲ取扱驛トスル者ニ在リテハ第一號ニ準ズル國有鐵道ノ取扱驛驛長

前項後段ノ規定ハ鐵道局長ニ提出スベキ認可申請書、屆出書其ノ他ノ書類ニ之ヲ準用ス

第二十九條ノ二　貨物自動車運送事業ヲ營ム者小運送業ノ免許、讓受又ハ會社ノ合併ニ因リ新ニ小運送業ヲ營マントスルトキハ其ノ申請書ノ副本ヲ當該事件ノ土地ヲ管轄スル地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ）ニ提出スベシ

第三十條　前條第一項ノ規定ニ依リ所管鐵道局長免許申請書又ハ認可申請書ヲ受理シタルトキハ意見ヲ附シ之ヲ鐵道大臣ニ進達スベシ此ノ場合貨物自動車運送事業ヲ營ム者小運送業ノ免許、讓受又ハ會社ノ合併ニ因リ新ニ小運送業ヲ營マントスルモノナルトキハ關係地方長官ニ商議シ其ノ意見書ヲ添附スベシ

鐵道局長小運送業ノ讓渡又ハ會社ノ合併ノ決議若ハ總社員ノ同意ノ決議ノ認可處分ヲ爲ス場合ニシテ貨物自動車運送事業者新ニ小運送業ヲ營マントスルモノナルトキハ關係地方長官ニ商議スベシ

附　則

第三十一條　本令ハ小運送業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十二條　小運送業法附則第二項ノ規定ニ依ル屆出ニハ左ノ事項ヲ記載シ本令施行ノ日ヨリ三月內ニ之ヲ爲スベシ

一　本籍及住所

二　商號及營業上使用スル記號

三　小運送業法公布前ヨリ本令施行ノ日迄營業セル本店、支店其ノ他ノ店舗ノ所在地

四　小運送業法第一條ニ揭グル事業ノ種別

五　取扱驛及取扱開始ノ年月日

六　運賃、料金其ノ他ノ取扱條件

七　從業員、運搬具、倉庫、專用線其ノ他ノ取扱設備

八　本令施行前一年間ニ於ケル取扱驛別取扱荷物ノ噸數

九　鐵道、軌道又ハ自動車運輸事業ニ附隨シテ爲ス陸上ノ物品運送ヲ業トスル者ニ在リテハ常時取引ヲ爲ス相手方タル小運送業者名及本令施行前一年間ニ於ケル其ノ實績

十　荷物ノ集貨配達、貨車積卸等ノ作業ヲ常時一定ノ者ヲシテ下請セシムル者ニ在リテハ其ノ概要

十一　取扱荷物ノ種類又ハ得意先等ニ限定アル者ハ其ノ概要

十二　小運送業以外ノ事業（小運送業法第十三條ニ揭グルモノヲ除ク）ヲ兼營スル者ニ在リテハ其ノ兼營事業ノ種類

第三十三條　前條ノ屆出書ニハ左ノ書類ヲ添附スベシ

一　會社ニ在リテハ定款ノ寫、登記簿ノ謄本、最近ノ營業年度末ニ於ケル財產目錄及貸借對照表、組合ニ在リテハ組合契約書ノ寫、組合員ノ納稅證明書及戶籍抄本、其ノ他ノ者（公共團體ヲ除ク）ニ在リテハ納稅證明書及戶籍抄本

二　「自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則」ニ依リ免許ヲ受ケタル者ナルトキハ免許狀及認可ヲ受ケタル與貸表ノ寫ノ外左ノ事項ヲ記載シタル書類

イ　路線ヲ定メザルモノニ在リテハ主タル事業地

ロ　路線ヲ定ムルモノニ在リテハ其ノ路線圖

第三十四條　小運送業法附則第三項ノ規定ニ依ル免許申請書ニハ第六條ニ定ムル事項ノ外開業ノ年月日及取扱驛別實績ヲ附記シ本令施行ノ日ヨリ三月內ニ之ヲ提出スベシ

附　則（昭和十四年鐵道省令第十四號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號樣式

小運送業免許申請書

今般左記ニ據リ小運送業營ミ度候ニ付免許相成度關係書類相添ヘ此段及申請候也

年　月　日

本籍

本令施行前鐵道大臣、鐵道省陸運監理官又ハ鐵道省陸運副監理官ニ於テ受付ケタル申請書及屆出書ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

附　則（昭和十六年鐵道省令第十號）

本令ハ昭和十六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定又ハ他ノ法令ニ依リ爲シタル處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

附　則（昭和十八年鐵道省令第三十四號）

本令ハ昭和十八年八月十五日ヨリ之ヲ施行ス

從前ノ規定ニ依リ爲シタル處分ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

本令施行前從前ノ本令ノ規定ニ依リ鐵道大臣又ハ鐵道局長ニ於テ受付ケタル申請書ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

（別紙樣式及別表略ス）

●小運送業法施行規則第六條免許申請書樣式（昭和十六年一月三十一日鐵道省告示第十三號）

沿革　昭和一八年八月鐵道省告示第二三七號改正

昭和十二年鐵道省告示第三百二十一號左ノ通改正シ昭和十六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

鐵道大臣　殿

住所

記號及商號

氏名　印

取扱驛	線　驛
小運送業ノ種別	運送取扱業 運送代辨業 附隨運送業 利用運送業
本店、支店其ノ他ノ店舗ノ名稱及所在場所	

從業員

事務員數	作業員數	合計

運搬具

種別	所有	其ノ他
從來ヨリ使用スル自動車數（最大積載量別）		
荷牛馬車數		
荷車數		
自轉車用リヤカー數		
橇數		
艀數		

第三一三號

取扱設備

種別		所有	其ノ他
店舗	棟數		
	面積（平方米）		
倉庫	所在場所		
	面積（平方米）		
露天貨物置場	所在場所		
	面積（平方米）		
專用線			
電話基數			
權衡器數			

荷物ノ集貨配達、貨車積卸等ノ作業ヲ常時一定ノ者ヲシテ下請セシムル者ニ在リテハ其ノ概要	
取扱荷物ノ種類又ハ得意先等ニ限定アル者ハ其ノ概要	
兼業事業ノ種類	

備考	設備						取扱				具						設備						從業員				記號				
原參考ニ限定アル者ハ其ノ稟議ハ又其ノ稟議ニ在ラシテ下業者ハ所謂ノ稟議ニ在ラシテ下業者ハ其ノ稟議	電話	電信	事用	貨物置場	露天貨場	倉庫	店舗	種別	棧橋數	荷役機械數	荷車數	自動車用リヤカー數	荷牛馬車數	自動車（最大積載量別）使用スル	種別	合計	作業員數	事務員數	記號	小運送業ノ種別	支店其ノ他ノ所在場所ノ名稱	取扱駅								
								所有他其ノ							所有他其ノ							線									
								所有他其ノ							所有他其ノ							線									
								所有他其ノ							所有他其ノ							線									
								所有他其ノ							所有他其ノ							線									
								所有他其ノ							所有他其ノ							線									

第二號様式

由請内容書

記號及商號名

民

（業ノ中）

●小運送業法施行規則ニ依ル運賃料金表様式

（昭和十六年一月三十一日鐵道省告示第十四號）

昭和十二年鐵道省告示第三百二十三號左ノ通改正シ昭和十六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二八四號

小運送運賃料金表

本表ニ掲ゲタ金額以内デ御取扱致シマス

種別	扱別	小口扱（一口ニ付）		車扱
數量別		三〇瓩以内	六〇瓩以内	一瓩ニ付
集貨料又ハ配達料	三粁以内			
	六粁以内			
	六粁ヲ超ユルモノハ二粁迄ヲ増ス毎ニ		六〇瓩ヲ超ユルモノハ一〇瓩迄ヲ増ス毎ニ	
取扱料	發送 内地			
	發送 其ノ他			
	到著			
貨車積込料	積込	一瓩ニ付		
貨車積卸料	取卸	一瓩ニ付		
貨物引換證手數料	發行 内地	一通ニ付		
	發行 其ノ他	一通ニ付		
	到著	一通ニ付		

取扱駅

水揚料又ハ艀積料		一噸ニ付
入庫料又ハ出庫料	小口扱	一〇瓩ニ付
	車扱	一噸ニ付
保管料	小口扱	一〇瓩一日ニ付
	車扱	一噸一日ニ付
荷爲替取立料	二〇圓以内	一口ニ付
	五〇圓以内	一口ニ付
	五〇圓ヲ超ユルモノハ五〇圓迄ヲ増ス毎ニ	一口ニ付
立替金取立料	二〇圓以内	一口ニ付
	五〇圓以内	一口ニ付
	五〇圓ヲ超ユルモノハ二〇圓迄ヲ増ス毎ニ	一口ニ付
保險契約手數料		一口ニ付

一、荷物ノ運送方法ニ就イテ特ニ御指定ノナイトキハナルベク御得意様ノ利益トナル様御取扱致シマス。
二、扱種別、一口ノ制限、重量及運賃料金ノ計算方ハ本表ニ定メアルモノノ外關係鐵道、軌道又ハ通運運送機關ノ運送規則ニ依リマス。
三、本表ニ掲グル外鐵道、軌道其ノ他ノ運送人又ハ他ノ小運送業者ノ運賃料金ハ其ノ所定額ヲ戴キマス。
四、包括運賃デ運送ノ委託ヲ受ケ鐵道、軌道其ノ他ノ運送人又ハ他ノ小運送業者ヲ利用シテ運送スルトキノ運賃料金總額ハ其ノ所定額ト本表ニ掲ゲタ額トノ合算額ヲ超エナイ額ヲ戴キマス。
五、手荷物、小荷物、附隨小荷物及小口混載車扱貨物ニ對スル運賃料金ハ小口扱ニ準ジテ戴キマス。
六、長大品、嵩高品、易損品、危險品、貴重品等ニシテ集配、積卸、水揚、艀積又ハ入出庫作業ニ對シ特殊ノ取扱ヲ要スルモノハ本表ニ掲ゲタ料金ニ對シ相當ノ割增ヲ戴ク場合ガアリマス。
七、前項ノ貨物ヲ取扱フ爲特ニ施設ヲ爲シタル場合ハ其ノ實費ヲ戴キマス。
八、急扱、路ノ集配又ハ積卸等ノ作業ニ其ノ他特別ノ作業ヲナストキノ料金ハ別ニ相當ノ割增ヲ戴キマス。
九、荷造、仕分等小運送業ニ附帶シテナス業務ニ對シテハ當地方ノ業者ガ通常收受スル料金ヲ戴キマス。
一〇、到著貨物ニ對スル保管料ハ到著通知ヲ發シタ日ノ翌々日カラ戴キマス。
一一、小運送業法第十一條ニ依リ倉庫業者ニ寄託スルトキハ其ノ倉庫所定ノ料金ト之ニ要スル費用ヲ戴キマス。
一二、移送作業其ノ他本表ニ定メテナイ作業ノ料金ハ本表ニ掲ゲタ額ニ準ジテ戴キマス。

免許小運送業者

（氏名又ハ商號）

第二八四號〔一―三九四〕

●小運送業法施行規則第二十一條營業概況報告書樣式

（昭和十六年一月三十一日鐵道省告示第十五號）

昭和十二年鐵道省告示第三百二十四號左ノ通改正シ昭和十六年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

營業概況報告書（昭和　年度分）

住所

商號氏名　㊞

昭和　年　月　日第　號免許(認可)

昭和　年　月　日提出

取扱驛	記號	事業種別	加盟種別	種別	取扱設備狀況 店舖 名稱	店舖 棟數	店舖 面積(平方米)	店舖 所在場所	倉庫 棟數	倉庫 面積(平方米)	露天貨物置場(平方米)	專用線(粁分)	電話基數	從業員數 事務員	從業員數 勞務員	合計	運搬具數 貨物自動車 普通 大	貨物自動車 小 オート三輪車	貨物自動車 其ノ他	荷牛馬車	荷車	自轉車用リヤカー	船	艀	免許ニ附シタル條件
線		取扱代辨	保證	所有																					
驛		附隨利用	普通	其ノ他																					
線		取扱代辨	保證	所有																					
驛		附隨利用	普通	其ノ他																					
線		取扱代辨	保證	所有																					
驛		附隨利用	普通	其ノ他																					
線		取扱代辨	保證	所有																					
驛		附隨利用	普通	其ノ他																					

合計	所有																								
	其ノ他																								

取扱駅	取扱荷数						運搬作業荷数				營業收入							鐵道等ヘ納金
	發着別	宅扱	小口扱	車扱	合計	持込	引取	其ノ他	合計	收入額	内訳 宅扱集配	内訳 小口荷卸	内訳 貨車手押入換	内訳 小荷物ノ手荷物運賃	内訳 計	負料金額	ヨリノ請	
	發送									圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓
	到著																	
	發送																	
	到著																	
	發送																	
	到著																	
	發送																	
	到著																	
	發送																	
	到著																	
合計	發送																	
	到著																	

會社資本金			配當率 %	營業權
資本金	拂込資本額	社債及借入金		
圓	圓	圓		圓

高扱取換證引物貨			
種別		通數	一通平均證券面金額
赤線引換證	發行		圓
	回收		圓
普通引換證	發行		圓
	回收		圓

●小運送業法施行規則第三十二條屆出書様式

（昭和十二年九月八日 鐵道省告示第三百二十二號）

小運送業法施行規則第三十二條屆出書様式左ノ通定ム

第一號様式

小運送業營業屆

左記ニ據リ小運送業相營ミ居候ニ付關係書類相添ヘ小運送業法附則第二項ノ規定ニ依リ此段及御屆候也

年　月　日

本籍
住所
記號及商號
氏名　印

鐵道大臣　殿

取扱駅	線駅	運送取扱業	運送代辨業	附隨運送業	利用運送業
小運送業種別	本店、支店其ノ他ノ店舗ノ所在地				

從業員	事務員・作業員	數	合計

運搬具	種別	自動車	積載量	輛數	荷牛馬車	數	荷車	數	自轉車用リヤカー	數	艤數	艀數	所有	其ノ他

取扱設備	種別	店舗倉庫	棟數	面積（米平方）	所在地	面積（米平方）	露天貨物置場	所在地	面積（米平方）	專用線	電話基數	權衡臺數	所有	其ノ他

小運送業法施行前一年間ニ於ケル取扱荷物ノ數	發送	到著	附隨運送業者ニ在リテハ常時取引ヲ爲スル相手方ノ氏名	發送數	到著數	荷物ノ集貨配達貨車積卸等ノ作業ヲ常時一定ノ者ヲシテ下請セシムル者ニ在リテハ其ノ概要
	數	數				

兼營事業ノ種類	取扱開始ノ年月日	取扱荷物ノ種類又ハ得意先等ニ限定アル者ハ其ノ概要

第二號様式

小運送業者業務内譯書

記號及商號名

取扱地支店其ノ他ノ店舗所在	小運送業ノ種別	取扱開始ノ年月日	記號	合作事業員	運賃総額	運賃種別	貨物取扱ノ具		倉庫		物品貯蔵場		備考
				計	自動車用ガソリン車	荷車	牛馬車	自動車	棟数	面積	所在地	面積	
線路				所有									
他共ノ				他共ノ									
線路				所有									
他共ノ				他共ノ									
線路				所有									
他共ノ				他共ノ									
線路				所有									

（備考欽ノ中）

●小運送業法ニ依ル職權委任ニ關スル件（昭和十四年八月三十一日鐵道省令第十三號）

小運送業法第十七條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件左ノ通定ム

小運送業ニ關スル事項ニシテ左ニ掲グルモノハ之ヲ鐵道局長ニ委任ス

一　小運送業法第三條及第十三條ノ規定ニ依ル運賃料金其ノ他ノ取扱條件ノ變更

二　小運送業法第六條ノ規定ニ依ル事業ノ全部又ハ一部ノ廢止又ハ休止

三　小運送業法第七條ノ規定ニ依ル小運送業ノ讓渡但シ當事者ノ一ニ以上カ資本金二萬圓以上ノ會社ナル場合ヲ除ク

前項ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキハ遅滯ナク之ヲ鐵道大臣ニ報告スベシ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前鐵道大臣、鐵道省陸運監理官又鐵道省陸運副監理官ニ於テ受付ケタル申請書及屆書ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ルコトヲ得

●戰時又ハ事變ニ際シ軍事輸送上必要ナル小運送業ノ實施ニ關スル件（昭和十二年十一月十日勅令第六百五十二號）

第二十類　通信、交通及電氣　第二編　交通

第二六四號

【沿革】昭和十四年六月勅令第四一四號、同年十二月同第八一二號改正

戰時又ハ事變ニ際シ軍事輸送上必要ナル小運送業ノ實施ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ戰時又ハ事變ニ際シ軍事輸送上必要アル場合ニ於テハ軍需品ノ輸送ニ關スル優先扱其ノ他ノ特別處理ニ付小運送業法（朝鮮小運送業令ニ於テ依ル場合ヲ含ム）第四條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ命令ヲ爲ス場合ニ於テハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ハ鐵道大臣ニ協議スベシ但シ緊急ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

前項中鐵道大臣トアルハ朝鮮ニ在リテハ朝鮮總督、臺灣ニ在リテハ臺灣總督トス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●日本通運株式會社法

（昭和十二年四月五日　法律第四十六號）

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル日本通運株式會社法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

日本通運株式會社法

第一條　日本通運株式會社ハ小運送業ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲左ノ事業ヲ營ムコトヲ目的トスル株式會社トス

一　小運送業者ノ取引ヨリ生ズル債權債務ノ決濟ニ關スル事業

二　貨物引換證ノ整理及保證ニ關スル事業

三　小運送業ノ助長ニ必要ナル事業

四　小運送業及之ニ附帶スル事業

日本通運株式會社ハ小運送業又ハ之ニ關聯スル事業ニ投資スルコトヲ得

第二條　日本通運株式會社ノ資本ハ三千五百萬圓トス但シ政府ノ認可ヲ受ケ之ヲ增加スルコトヲ得

第三條　日本通運株式會社ノ株式ハ記名式トシ政府、公共團體、帝國臣民又ハ帝國法人ニシテ社員、株主若ハ業務ヲ執行スル役員ノ半數以上、資本ノ半額以上若ハ議決權ノ過半數ガ外國人若ハ外國法人ニ屬セザルモノニ限リ之ヲ所有スルコトヲ得

第四條　政府ハ日本通運株式會社ノ資本ノ半額ヲ限リ其ノ株式ノ引受ヲ爲スコトヲ得

前項ノ株式引受ニ因ル拂込金ハ帝國鐵道會計ノ資本勘定ノ歲出トシ政府ガ該引受ニ因リ取得シタル株式ハ同會計ノ資本所屬物件トス

第一項ノ規定ニ依ル株式ノ株金拂込ハ其ノ他ノ株式ノ株金拂込ト之ヲ異ニスルコトヲ得

第五條　日本通運株式會社ニ社長副社長各一人、理事五人以上及監事二人以上ヲ置ク

第六條　社長ハ日本通運株式會社ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

副社長ハ社長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ社長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

副社長及理事ハ社長ヲ輔佐シ日本通運株式會社ノ業務ヲ分掌ス

監事ハ日本通運株式會社ノ業務ヲ監査ス

第七條　社長、副社長、理事及監事ハ株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス

社長、副社長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第八條　日本通運株式會社ノ社長、副社長及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條　日本通運株式會社ハ毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ第四條第一項ノ規定ニ依ル株式以外ノ株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年六分ノ割合ニ達スル迄第四條第一項ノ規定ニ依ル株式ニ對シ利益配當ヲ爲スコトヲ要セズ

毎營業年度ニ於ケル配當シ得ベキ利益金額ガ第四條第一項ノ規定ニ依ル株式以外ノ株式ノ拂込ミタル株金額ニ對シ年六分ノ割合ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ總株式ニ對スル利益配當ガ拂込ミタル株金額ニ對シ均一ノ割合ニ達スル迄第四條第一項ノ規定ニ依ル株式以外ノ株式ノ拂込ミタル株金額及第四條第一項ノ規定ニ依ル株式ノ拂込ミタル株金

額ニ對シ一ト五トノ割合ヲ以テ之ヲ配當スベシ

第十條　主務大臣ハ日本通運株式會社ノ業務ヲ監督ス

主務大臣ハ部下ノ官吏ヲシテ何時ニテモ日本通運株式會社ノ金庫、帳簿及諸般ノ文書物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

第十一條　主務大臣ハ日本通運株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十二條　定款ノ變更、社債ノ募集、利益金ノ處分、合併及解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生セズ

第十三條　日本通運株式會社其ノ事業ヲ休止セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十四條　主務大臣ハ日本通運株式會社ノ決議又ハ社長、副社長、理事若ハ監事ノ行爲カ法令、法令ニ基ク命令若ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ社長、副社長、理事若ハ監事ヲ解任スルコトヲ得

第十五條　日本通運株式會社本法又ハ本法ニ基ク命令ニ違反シタルトキハ社長又ハ社長ノ職務ヲ行ヒ若ハ代理スル副社長ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス副社長又ハ理事ノ分掌業務ニ係ルトキハ副社長又ハ理事ヲ過料ニ處スルコト亦同ジ

第十六條　社長、副社長又ハ理事第八條ノ規定ニ違反シタルトキハ二百圓以下ノ過料ニ處ス

第十七條　非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附　則

第十八條　本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十九條　日本通運株式會社左ノ事項ニ付登記ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ登錄稅ノ額ハ左ノ額トス但シ登錄稅法ニ依リ算出シタル稅額ガ左ノ額ヨリ少キトキハ其ノ稅額ニ依ル

一　設立

金錢出資ニ依ル拂込株金額ノ千分ノ五ト金錢以外ノ財產ノ出資ニ依ル拂込株金額ノ千分ノ一トノ合計額

二　設立ノ際ニ於ケル出資ノ目的タル不動產又ハ船舶ニ關スル權利ノ取得

不動產又ハ船舶ノ價格ノ千分ノ三

北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ日本通運株式會社ニ對シ前項ニ規定スル不動產又ハ船舶ニ關スル權利ノ取得ニ關シ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第二十條　主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ日本通運株式會社ノ設立ニ關スル一切ノ事務ヲ處理セシム

第二十一條　日本通運株式會社ノ設立ニ際シ金錢以外ノ財產ヲ出資ノ目的ト爲ス者アル場合ニ於テハ設立委員ハ出資ノ目的タル財產ノ價格ニ付評價委員會ニ諮問スベシ

前項ノ評價委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十二條　設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ株式總數ヨリ政府ニ割當ツベキ株式及前條ノ金錢以外ノ財產ノ出資ニ對シテ割當ツベキ株式ヲ控除シタル殘餘ノ株式ニ付株主ヲ募集スベシ

第二十三條　株式申込證ニハ定款認可ノ年月日竝ニ商法第百二十六條第

二項第二號、第四號及第五號ニ規定スル事項ヲ記載スベシ

第二十四條　設立委員ハ株主ノ募集ヲ終リタルトキハ株式申込證ヲ主務大臣ニ提出シ其ノ檢査ヲ受クベシ

第二十五條　設立委員ハ前條ノ檢査ヲ受ケタル後遲滯ナク各株式ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムベシ

前項ノ拂込アリタルトキハ設立委員ハ遲滯ナク創立總會ヲ招集スベシ

創立總會ニ於テハ第七條第一項ノ規定ニ準ジ社長、副社長、理事及監事ヲ選任スベシ

第二十六條　創立總會終結シタルトキハ設立委員ハ其ノ事務ヲ日本通運株式會社社長ニ引渡スベシ

第二十類（甲）終

昭和十二年三月一日印刷
同　年三月五日發行

帝國法規追錄第貳百貳拾四號

定價　金貳圓參拾錢

著作兼發行者　帝國法規出版株式會社
東京市赤坂區溜池町一番地

右代表者取締役會長　大谷仁兵衛
東京市赤坂區溜池町一番地

印刷者　大谷仁兵衛
東京市京橋區銀座西七丁目一番地

印刷所　行政學會印刷所
東京府立川町三九五五番地

著作權所有

發行所　東京市赤坂區溜池町一番地
帝國法規出版株式會社
電話赤坂四九一番　一六九〇番　振替東京六〇八五〇番

販賣所
東京市京橋區銀座西七丁目一番地　株式會社帝國地方行政學會
長野市岡田町百七十六番地　大日本法令出版株式會社
岐阜縣本巢郡北方町　株式會社啓文社
東京市澁谷區大向通七番地　株式會社法文社

ニセC 39

社告

◇加除整理に就て

◆各種追錄の加除整理手數料を左記の通り申受ける事と致して居りますから御承知下さいます樣御願申上げます。

帝國法規追錄 一冊ニ付 金貳拾錢
現行法規全書追錄
改訂現行法規全書追錄 各一冊ニ付 金參拾錢
現行法規類典追錄 一冊ニ付 金貳拾錢

◇臺本中欠葉の場合

◆臺本中に欠葉等を御發見の場合は直に類別、目次、本文の別及頁數を明記して御請求下さい。尙此の際御取扱者の御氏名をも御記入願ひます、之は當社に於て御送附申上ぐる上に紛失等の虞れがなく便宜と存じます。

◇追錄欠號の場合

◆本書到著後前號の分未著御發見の場合は直に御通知下さい。若し數號前に遡りて未著の御申出ありたるときは更に御送附の分に對して別に相當代金を申受けることも御座いますから豫め御承知願ひます。

帝國法規出版株式會社
東京市赤坂區溜池町一番地
電話(赤坂)四九一番一六九〇番